

北上市環境基本計画

令和3年度～令和12年度（第三次計画）



地域で支え合い
人と自然が調和する
環境共生都市
きたかみ

令和3年3月
(令和8年●月改定)

 北上市

表紙写真：北上市企画部都市プロモーション課
北上市生活環境部環境政策課

市長写真

巻頭あいさつ

北上市環境基本計画

－ 目 次 －

第1節

計画の基本的事項

第1節	計画策定の趣旨	2
第2節	計画の役割と位置づけ	3
第3節	計画の対象とする環境の範囲	4
第4節	計画の対象地域	4
第5節	計画の期間	4
第6節	市民・事業者・市の役割	4

第2節

北上市の概況

第1節 自然特性

1	位置・地勢	6
2	地形・地質	6
3	気候	6

第2節 社会特性

1	人口・世帯数	7
2	土地利用	8
3	産業	9
4	交通	10

第3節

望ましい環境のすがたと計画の目標

第1節	望ましい環境のすがた	12
第2節	計画の目標	12

第4節

環境保全に関する施策の展開

第1節 施策の体系	17
第2節 環境の現況と施策の展開	19
基本目標1 地球環境に配慮した暮らしをするまち	
1-1 気候変動を緩和する	23
1-2 気候変動に適応する	30
基本目標2 限りある資源を有効に利用するまち	
2-1 4Rを推進する	33
2-2 ごみの適正処理を推進する	37
基本目標3 恵み豊かな自然とともに生きるまち	
3-1 次世代へ繋ぐ自然を守る	41
3-2 人と自然とのふれあいを推進する	47
基本目標4 健康で安全・快適に暮らせるまち	
4-1 きれいな水環境を守る	50
4-2 さわやかな空気を守る	56
4-3 まちの静けさを守る	61
4-4 化学物質による環境汚染や健康被害を防止する	64
4-5 快適な生活環境を創る	68
基本目標5 すべての人が連携して環境づくりに取り組むまち	
5-1 環境教育・学習を推進する	73
5-2 環境の保全と創造に向けた取り組みを推進する	77

第5節

計画の推進体制

第1節 計画の推進体制	81
第2節 計画の進行管理	81

資料編

資料1 用語解説	83
資料2 環境指標一覧	89
資料3 環境基準一覧	91
資料4 計画の策定経過と策定組織	101
資料5 北上市環境を守り育てる基本条例	104

第1章 計画の基本的事項

第1章では、本計画の趣旨、位置づけなど、計画の基本的事項について示します。

第1節

計画策定の趣旨

私たちのまち北上市は、北上川の悠久な流れと和賀川の清流を中心として美しい田園風景が広がり、東に北上高地、西に奥羽山脈の山々が連なる、水と緑豊かな自然に恵まれたまちです。先人たちは、この豊かな自然の恵みを命の源とし、長い歴史の中で伝統や優れた文化を創造し、育みながら現代へと継承してきました。

しかしながら、物質的な豊かさや利便性、快適性の追求に重きを置いた今日の社会経済活動や生活様式は、ごみの増加、水質汚濁、自然の喪失など深刻な問題を引き起こしています。

市は、環境問題の深刻化を受けて、地域社会を構成するすべての主体が相互に協調し、連携を深め、水と緑豊かな北上市の環境を守り育て、将来の世代へと引き継いでいくことを決意し、平成11年に「北上市環境を守り育てる基本条例」を制定しました。また、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成13年に第一次北上市環境基本計画（計画期間：平成13年度～平成22年度）、平成23年に第二次北上市環境基本計画（計画期間：平成23年度～令和2年度）を策定し、「みんなで創る 水清く緑あふれる 環境都市 きたかみ」を望ましい環境のすがたとして掲げ、その実現に向け環境施策を展開してきました。

その間も、環境を取り巻く情勢は変化を続け、地球温暖化の進行による気温の上昇、海面の上昇、局地的大雨等の気候変動、農作物被害、海洋プラスチックごみによる生態系を含めた海洋環境への悪影響など、環境問題は予断を許さない状況が続いている。

こうした状況の中、世界では2015年に、地球規模の環境危機を反映し、国連持続可能な開発サミットにおいて、持続可能な開発目標（SDGs）が採択されました。SDGsとは、誰も置き去りにせず、すべての人にとってより良い持続可能な未来を築くため、2030年までに達成すべき17の目標のことです。また、同じく2015年には、温室効果ガス*排出削減のための国際的な枠組みである「パリ協定」が採択され、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガス*の排出量を2050年までに実質ゼロにする動きが広がっています。

国においては、環境保全を通じた国民一人一人の「ウェルビーイング（高い生活の質）」の実現を掲げ、環境収容力を守り環境の質を上げることによって経済社会が成長・発展できる循環共生型社会（環境・生命文化社会）の構築を目指し、令和6年に第六次環境基本計画を策定しました。また、SDGsの取組指針となる「SDGs実施方針」の策定や、令和2年に2050年までに温室効果ガス*排出量を実質ゼロにするというカーボンニュートラルの実現を表明するなど、脱炭素や持続可能な社会の実現に向けた取り組みを強化しています。

市は、このような環境を取り巻く状況の変化を踏まえ、気候変動への適応、生物多様性*の保全など、新たな環境問題に対応し、環境の保全及び創造に関する施策をより一層推進するため、前計画を継承・発展させた新しい計画として、第三次北上市環境基本計画を策定します。

第2節

計画の役割と位置づけ

本計画は、北上市環境を守り育てる基本条例第3条に掲げる基本理念にのっとり、同条例第8条の規定に基づき策定するもので、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条の規定に基づく地方公共団体実行計画（区域施策編）、気候変動適応法第12条の規定に基づく気候変動適応計画を内包し、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進する役割を担います。また、環境行政のマスターplanとして、北上市都市計画マスターplan、北上市みどりの基本計画及び北上市ごみ処理基本計画といった各種計画と整合・補完し合いながら、市の最上位計画である北上市総合計画を環境面から支えます。

そして、SDGs達成のための地方自治体の役割を全うし、カーボンニュートラルの達成等、持続可能な社会の構築を推進する役割を担います。

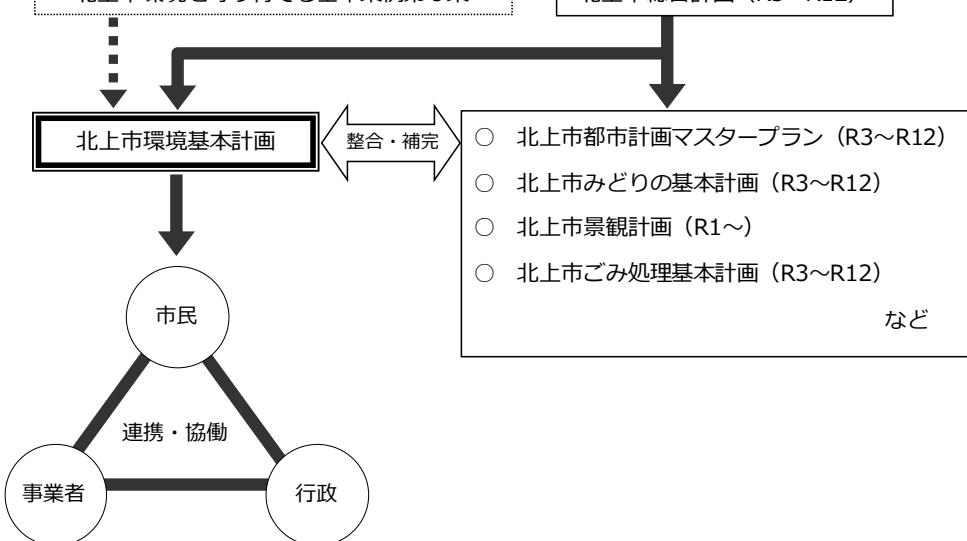
北上市環境を守り育てる基本条例第3条に掲げる基本理念

- 1 環境の保全及び創造は、市民が健康で文化的な生活を営むことのできる健全で恵み豊かな環境を確保し、これを将来の世代に継承していくことを目的として行われなければならない。
- 2 環境の保全及び創造は、市内の様々な自然環境において、それぞれの地域特性に配慮し、人と自然が共生できることを目的として適切に行われなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、資源が有限であることを自覚し、適正な管理と循環的な利用を推進し、環境への負荷をできる限り減少することによって、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することのできる社会が構築されることを目的とし、すべてのものがそれぞれの役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。
- 4 地球環境保全は、地域の環境が地球全体の環境に深くかかわっていることをすべてのものが認識し、あらゆる事業活動及び日常生活において積極的に行われなければならない。

計画の位置づけ

北上市環境を守り育てる基本条例第8条

北上市総合計画（R3～R12）



第3節

計画の対象とする環境の範囲

本計画の対象とする環境の範囲を次の4分野に分類します。

分野	環境項目
地球環境	地球温暖化、気候変動、自然災害など
資源循環	廃棄物、リサイクルなど
自然環境	多様な自然、生物の生息・生育環境、自然景観など
生活環境	大気汚染、水質汚濁、土壤汚染、騒音、振動、悪臭、地盤沈下 化学物質、身近な緑・水辺、都市アメニティ*など

第4節

計画の対象地域

本計画は、北上市全域を対象とします。

第5節

計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和12年度（2021～2030年度）の10年間とします。なお、社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じ計画内容の見直しを行います。



第6節

市民・事業者・市の役割

計画の推進にあたっては、市民、事業者、行政がそれぞれの役割を果たしていくことが重要です。北上市環境を守り育てる基本条例では、各主体の責務について次のように定めています。

北上市環境を守り育てる基本条例

(市の責務)

- 第4条 市は、環境の保全及び創造について、各種施策と調和を図りながら基本的かつ総合的な施策（以下「環境施策」という。）を推進しなければならない。
2 市は、施策を実施するに当たっては、環境の保全及び創造について配慮しなければならない。

(市民の責務)

- 第5条 市民は、日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めるとともに、市が実施する環境施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

- 第6条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、公害防止及び自然環境を適正に保全するために必要な措置を講じなければならない。
2 事業者は、事業活動に伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境施策に協力しなければならない。

第2章 北上市の概況

第2章では、本市の自然特性、社会特性について示します。

第1節

自然特性

1 位置・地勢

北上市は、岩手県の南西部、北上平野の中ほどに位置し、東西38km、南北34kmで総面積437.55km²の市域を有しています。

東部には北上高地、西部には奥羽山脈が連なり、夏油温泉周辺は栗駒国定公園の一部となっているなど、緑豊かな自然に囲まれています。

両山地の中間に広がる平野部では、市域を南流する北上川に秋田県境付近から東に流れる和賀川が合流し、豊かな水源と肥沃な土壤に恵まれた田園地帯と市街地、工業団地が開けられています。

標高は、平野部で約50～200m、東部の丘陵地では約200～400m、西部の丘陵地では約290～1,300mとなっています。

2 地形・地質

本市の地形・地質は、中央部の北上平野、東部の北上高地及び西部の奥羽山脈とで特徴づけられています。

中央部の北上平野は、北上川及び和賀川流域の自然堤防と、その周辺の北上川低地や和賀川低地の南北に位置する尻平川扇状地や夏油川扇状地からなり、砂・礫・泥またはロームの段丘堆積物や扇状地堆積物が広く分布しています。

東側の北上高地は、小起伏山地とその南に大起伏丘陵地が広がり、集塊岩及び凝灰角礫岩が広く分布しているほか、所々に砂礫・砂岩・泥岩・珪岩質岩石の互層がみられます。

また、西側の奥羽山脈は、大起伏山地、中起伏山地や火山性の中起伏火山地からなる陥しく起伏の大きい山地となっており、集塊岩及び凝灰角礫岩が広く分布しているほか、凝灰石・凝灰角礫岩・シルト岩・泥岩・礫岩の互層などの固結堆積物が東縁部に沿って分布しています。

3 気候

本市の気候は、東日本の太平洋側の気候区に属しており、奥羽山脈と北上高地に挟まれ、気温の日較差や年較差が大きいなど、内陸性気候の特徴を有しています。

また、日本海側の気候の影響も受けやすく、冬季は積雪量も比較的多い地域となっています。



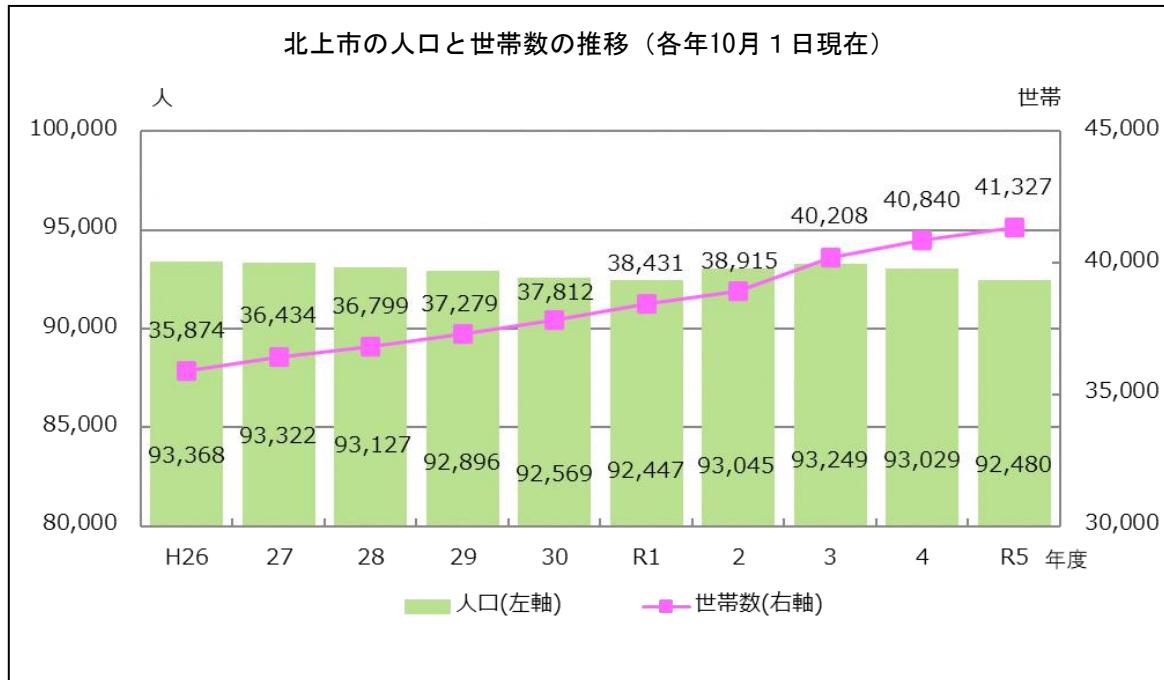
資料：令和5年版北上市統計書

第2節 社会特性

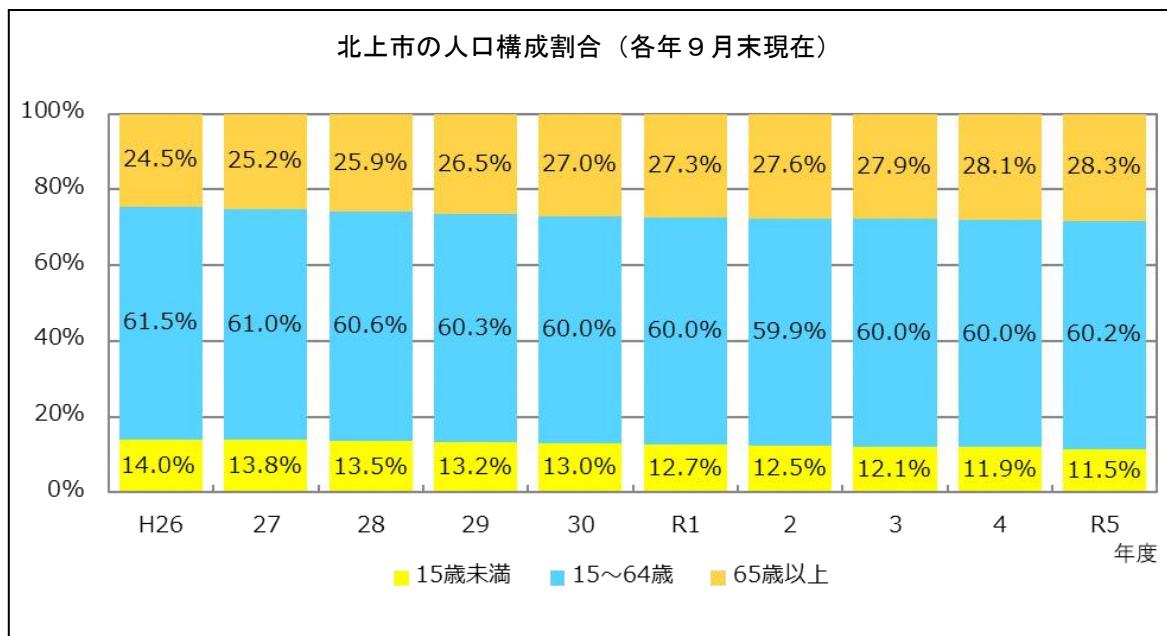
1 人口・世帯数

本市の人口は、令和5年10月1日現在で92,480人、世帯数は41,327世帯で、県内第4位の人口規模となっています。

人口構成の推移を見ると、年少人口（0～14歳）の減少と高齢者人口（65歳以上）の増加により、少子高齢化が進行していることが伺えます。



資料：令和5年版北上市統計書



資料：北上市生活環境部市民課

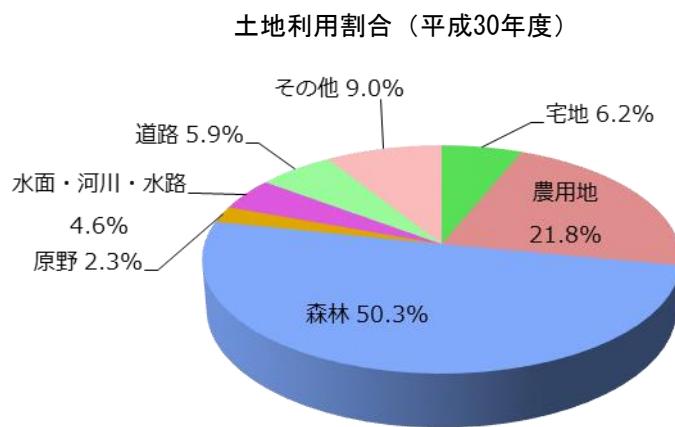
2 土地利用

本市の土地利用の状況は、市域（総面積43,755ha）の約半分（50.2%）を森林が占め、約2割が農地（21.3%）となっています。

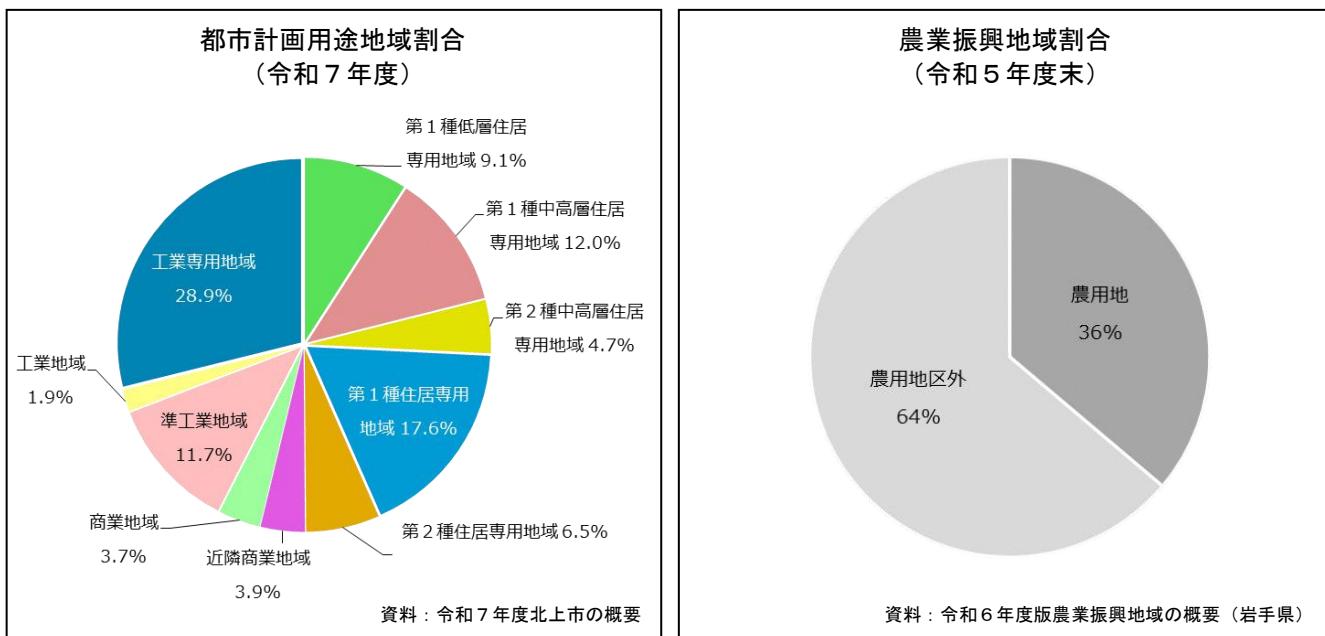
市街地は国道4号に沿って南北に伸び、西部の平坦部や東部の丘陵地帯には農業集落が形成されています。

市内各所には北上工業団地をはじめとした工業団地が整備されており、住居系、農業系、工業系の土地利用が近接、混在しています。

また、令和6年度現在、市域の約6割が都市計画区域*で、うち用途地域が2,362haとなっています。用途地域の内訳としては、49.8%が住居系用途となっています。また、令和5年末現在、市域の約5割が農業振興地域*として指定されており、うち農用地*区域が8,246ha、農振白地*区域が14,555haとなっています。市の中心市街地では空き店舗が目立つなど空洞化が見られる一方で、郊外では大規模小売店の進出等により市街化が進み、自然環境の破壊や農地の減少などが懸念されており、適切な規制・誘導による計画的な土地利用が求められます。



資料：北上市国土利用計画（2021～2030）

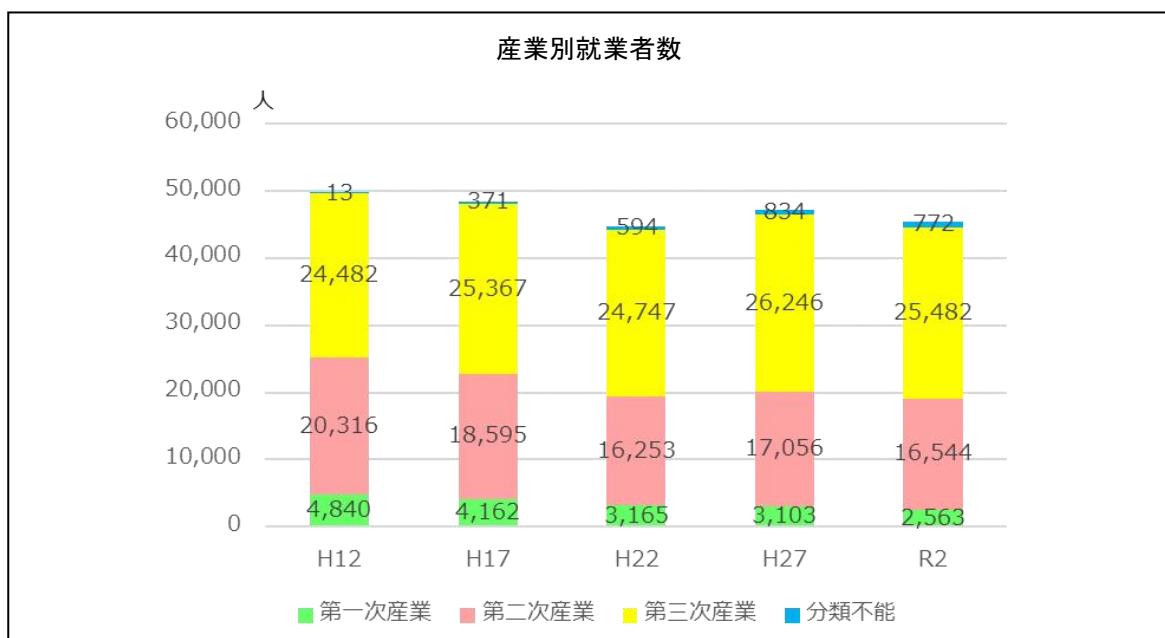


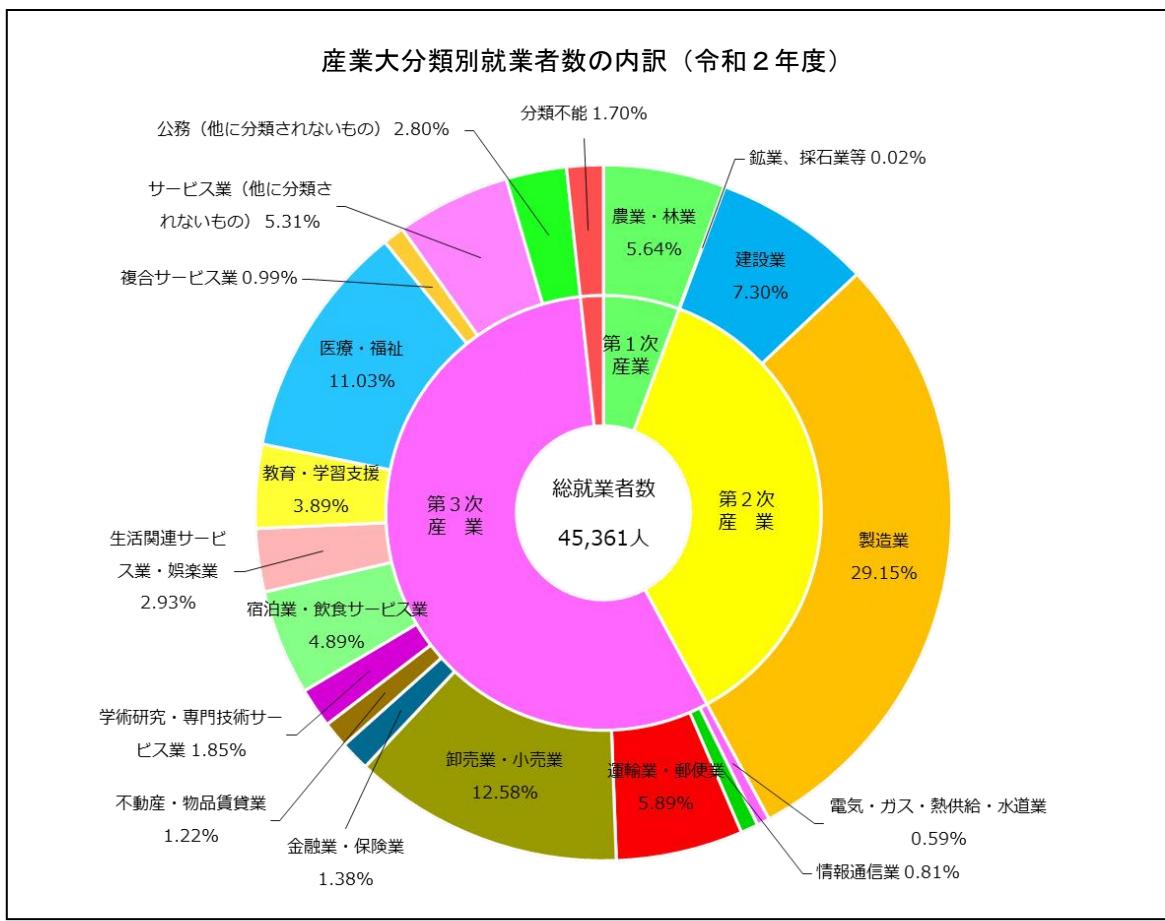
3 産業

就業者の総数は、平成22年の国勢調査までは減少傾向で推移していましたが、平成27年の国勢調査では増加に転じました。その後、令和2年の国勢調査で再び減少に転じています。

令和2年の国勢調査における産業3部門別の就業者数は、第3次産業の比率が最も高く56.2%、ついで第2次産業が36.5%、第1次産業が5.7%となっており、第3次産業比率が増大する一方で、第1次産業比率が減少傾向にあります。

また、産業大分類別では製造業の就業者比率が29.1%で、岩手県全体の比率（15.3%）に比べると高く、工業都市である本市の大きな特徴となっています。





資料：國勢調查

4 交通

本市は、古くから交通の要衝として栄えてきた地域です。国道4号及びJR東北本線が市域を南北に貫き、国道107号、JR北上線が東西に走っています。

さらに、東北新幹線（昭和57年開業）、東北縦貫自動車道（昭和52年開通）や東北横断自動車道釜石秋田線（平成9年開通）など高速交通体系が整備され「北東北の十字路」となっています。



第3章 望ましい環境のすがたと 計画の目標

第3章では、本市が目指す望ましい環境のすがたと5つの目標を示します。

第1節

望ましい環境のすがた

本計画が目指す北上市の望ましい環境のすがたを、次のとおり定めます。

地域で支え合い 人と自然が調和する 環境共生都市 きたかみ

北上市の清らかな水やあふれる緑は、将来の世代からの借り物です。私たちは、この豊かな自然の恵みと人を含む生き物たちの繋がりが破綻することなく保たれてこそ、自然から大きな恵みを受けることができます。

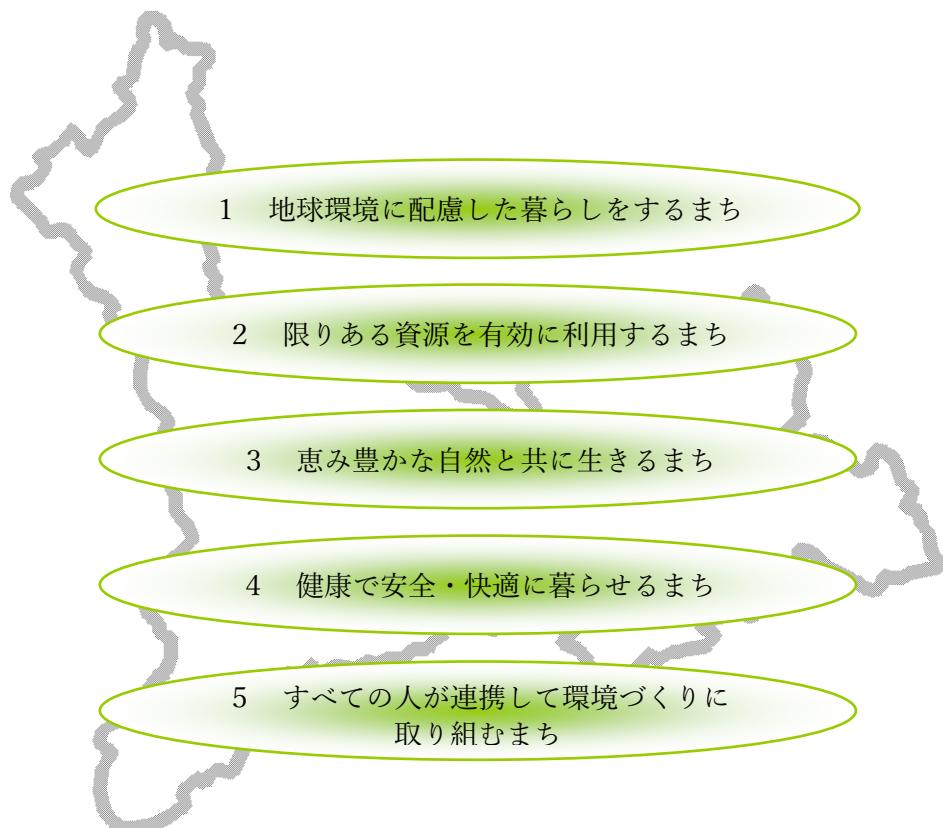
私たちには、この水清く緑あふれる環境を守り育て、豊かな自然と産業が調和した魅力あふれる北上市を将来世代に引き継いでいく責務があります。

のことから、「地域で支え合い 人と自然が調和する 環境共生都市 きたかみ」を望ましい環境のすがたとして掲げ、市民、事業者及び行政が共有することとします。

第2節

計画の目標

前節の「望ましい環境のすがた」を実現するため、本計画では次の5つの基本目標を掲げ、その達成を目指します。



基本目標 1

地球環境に配慮した暮らしをするまち

地球温暖化問題が深刻化し、気候変動の影響が本市にも及んでいます。私たちは、異常気象など地球規模の様々な環境問題に直面しており、私たち一人ひとりの社会経済活動や生活様式もその一因となっています。

本市でも、これらの問題に対する意識が高まっており、公共施設への太陽光発電システムやLED照明の導入等、環境へ配慮したエネルギーの使用を推進しています。

地球の一員である市民一人ひとりが、日常の暮らしと地球環境との関わりを理解し「地球環境に配慮した暮らしをするまち」づくりを進めていきます。

関連する SDGs



基本目標 2

限りある資源を有効に利用するまち

物質的な豊かさや利便性、快適性を追求した大量生産、大量消費及び大量廃棄型の社会構造は、身近なごみの問題にとどまらず、天然資源の枯渇や地球規模の環境にまで影響を及ぼします。

本市では、これまで家庭ごみ処理の手数料化、30・10運動の推進など、廃棄物対策を積極的に進めてきました。

今後さらに、ごみの減量や資源の有効利用を促進し「限りある資源を有効に利用するまち」づくりを進めていきます。

関連する SDGs



基本目標 3

恵み豊かな自然とともに生きるまち

私たちの生活は、自然の恵みによって支えられており、自然は人が生きるために必要な空気、水、食糧といった物質的な恵みのほか、精神的なやすらぎを与えてくれます。

本市は豊かな自然に恵まれており、それらを守るため、生物多様性*を保全する取り組みや、外来生物対策、自然とのふれあいの場の創出に努めなければなりません。

豊かな自然環境を守り育て、自然との共生を肌で感じ、その恵みを将来にわたり享受できるよう「恵み豊かな自然と共に生きるまち」づくりを進めていきます。

関連する SDGs



基本目標 4

健康で安全・快適に暮らせるまち

私たちが健康で文化的な暮らしを営むためには、大気や水、土壤といった身近な環境が良好であるとともに、都市アメニティ*の充実が求められます。

本市は、産業や人口の集積、交通網の発達などにより、大気汚染や水質汚濁、騒音の発生など環境に影響を与える要素が多く存在しています。

これらに起因した環境問題の発生を未然に防ぎ、市民の良好な生活環境を確保するとともに、うるおいある都市環境を創造し「健康で安全・快適に暮らせるまち」づくりを進めていきます。

関連する SDGs



基本目標 5

すべての人が連携して環境づくりに取り組むまち

今日の複雑多様化した環境問題を解決するためには、地域社会に暮らすすべての人が連携し、それぞれの役割を果たしていく必要があります。

市内では、地域や各種団体による環境保全活動や、事業者による環境保全を目的とした地域貢献活動も活発に行われています。

市はこうした活動を支援するとともに、各主体間の情報交換や交流、施策形成への参画促進を図り「すべての人が連携して環境づくりに取り組むまち」づくりを進めています。

関連する SDGs



第4章 環境保全に関する 施策の展開

第4章では、施策を体系別に整理し、施策の方向性や市民、事業者のみなさんに期待される役割などについて示します。

第1節

施策の体系

地域で支え合い 人と自然が調和する 環境共生都市 きたかみ

基本目標1

地球環境に配慮した暮らしをするまち

基本目標2

限りある資源を有効に利用するまち

基本目標3

恵み豊かな自然と共に生きるまち

基本目標4

健康で安全・快適に暮らせるまち

基本目標5

すべての人が連携して環境づくりに取り組むまち



第2節

環境の現況と施策の展開

前計画では、望ましい環境のすがたとして「ともに育み未来につなぐ 水清く緑あふれる 環境共生都市 きたかみ」を掲げ、各種環境施策を展開し、環境の保全と創造に努めてきました。

～前計画の主な施策～

【基本目標1】

- 住宅用太陽光発電設備設置費補助
- 公共施設への太陽光発電設備の導入
- 公用車の電気自動車・ハイブリッドカーへの切替
- エネルギーの地産地消

【基本目標2】

- ごみ減量専任指導員の設置
- 30・10運動の推進
- 集団資源回収団体への補助金交付

【基本目標3】

- 森林の保全（下刈、間伐等）
- 環境保全型農業の支援
- 遊休農地の適正利用促進
- 自然とふれあうイベントの開催

【基本目標4】

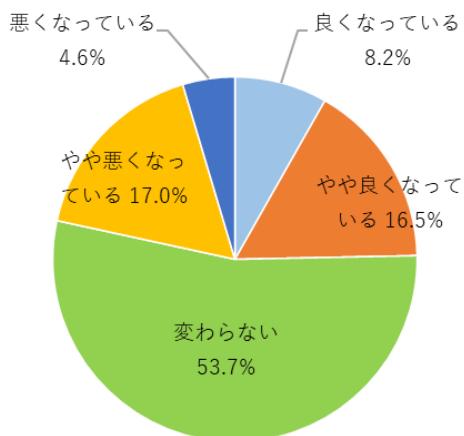
- 法令に基づく立入検査
- 法の基準に上乗せした環境保全協定の締結
- 専任環境監視員の設置
- 汚水処理施設の整備

【基本目標5】

- 子どもエコチャレンジの実施
- 出前講座の実施
- 花いっぱい運動の推進
- 地域計画に基づく環境保全活動への補助



現在、地球温暖化の進行による気候変動、廃棄物問題、生物多様性*の危機など、前計画で解決できなかった課題や新たな課題が生じています。本計画では、こうした課題に対処していくための施策の方向性を示していくことが求められます。



環境に関する意識調査（令和2年度）

住んでいる周辺の環境について10年前とどう変わったか比較した調査では、「変わらない」が53.7%と最も多くなりました。「良くなっている」「やや良くなっている」と回答した市民の意見としては「道路や下水道の整備状況が良くなった」「商業施設が増えた」が見られました。一方「悪くなっている」「やや悪くなっている」と回答した市民の意見としては「住宅が増えてうるさい」「交通量が増えてうるさい」という意見が見られました。

前計画の目標の達成状況は次の表の通りです。

指標	令和元年度実績	目標値 (令和2年度)	
基本目標1 健康で安全・快適に暮らせるまち			
1-1 きれいな水環境を守る	類型指定河川のBOD値環境基準達成率	100%	100%
	市内中小河川のBOD値におけるA類型基準達成率	100%	100%
	地下水の環境基準達成率	94.1%	98.0%
	汚水処理施設水洗化率(下水道施設・農業集落排水処理施設・コミュニティープラント)	94.0%	94.7%
	汚水処理接続率(世帯)	81.6%	75.9%
	合併処理浄化槽普及率	7.5%	7.1%
1-2 さわやかな空気を守る	二酸化窒素濃度の環境基準達成率 (岩手県一般環境大気測定局:芳町局)	100%	100%
	有害大気汚染物質の環境基準達成率	100%	100%
	大気中のダイオキシン類濃度	0.0043pg-TEQ/m ³	0.012pg-TEQ/m ³
	悪臭苦情の解決率	100%	100%
	環境保全協定締結事業所の協定基準順守率 (ばい煙等・悪臭)	92.3%	100%
1-3 まちの静けさを守る	自動車騒音常時監視測定結果の環境基準達成率	96.5%	97.5%
	一般環境騒音の環境基準達成率	98.1%	100%
	新幹線鉄道騒音の環境基準達成率	11.1%	改善
	環境保全協定締結事業所の 協定基準順守率(騒音)	100%	100%
1-4 安全な土壌環境を守る	環境保全型農業直接支払交付金実施面積 (化学合成肥料及び農薬5割低減の農地)	175ha	367ha
	地下水の環境基準達成率(再掲)	94.1%	98.0%
	環境保全協定締結事業所の 協定基準順守率(土壌・地下水)	100%	100%
1-5 化学物質による環境汚染や 健康被害を防止する	有害大気汚染物質の環境基準達成率(再掲)	100%	100%
	大気中のダイオキシン類濃度(再掲)	0.0043pg-TEQ/m ³	0.012pg-TEQ/m ³
	ダイオキシン類排出基準適合率 (ダイオキシン類対策特別措置法特定施設)	100%	100%
	地下水の環境基準達成率(再掲)	94.1%	98.0%
	アスベスト排出等作業現場周辺 の敷地境界基準適合率	100%	100%
1-6 快適な生活環境を創る	市民一人当たりの都市公園面積	18.0m ²	16.0m ²
	公共施設(市役所本庁舎)の緑視率(路上に立った人の視野に占める草木の緑の割合)	25.1%	30.0%
	指定文化財件数	167件	170件
	きたかみ景観資産の認定数	114件	115件
	清潔なまちであると感じている市民の割合 (H30)	77.46% (H30)	75.0%

指 標		令和元年度実績	目標値 (令和2年度)
基本目標2 恵み豊かな自然と共に生きるまち			
2-1 豊かな自然環境を保全する	森林面積	24,895ha	25,015ha
	農業振興地域の面積 (農用地区域／農振白地区域)	8250.7ha/ 14,604.3ha	8,139ha/ 14,716ha
	荒廃農地面積	12ha	8ha
	鳥獣保護区	2,416ha	2,416ha
	自然保護団体数	16団体	16団体
	野生生物の種類 植物 脊椎動物(ほ乳類/鳥類/爬虫類/両生類/魚類・円口類) 節足動物(昆虫類/甲殻類/クモ類) 軟体動物(陸生貝類/淡水産貝類)	現状維持	現状維持
2-2 人と自然とのふれあいを推進する	森林保全及び緑化推進関係イベント参加者 数	858人	800人
	緑などの自然環境に満足している市民の割 合	89.5% (H30)	89.0%
基本目標3 環境負荷の少ない循環型のまち			
3-1 3Rを推進する	ごみの総排出量	26,007t/年	23,100t/年
	一人1日当たりのごみ排出量	768g/人・日	686g/人・日
	リサイクル率	17.3%	23.0%
	事業系生ごみリサイクル量	223t/年	400t/年
	最終埋立量	1,347t/年	1,000t/年
	集団資源回収量	926t/年	1,500t/年
3-2 適正処理を推進する	不法投棄処理量	4.2t	3.0t
	清潔なまちであると感じている市民の割合 (再掲)	77.46% (H30)	75.0%
基本目標4 地球の未来を考え行動するまち			
4-1 地球温暖化を防止する	二酸化炭素排出量	995t	1,115千t
	一世帯当たり年間CO2排出量	4.91t	3.83t
	太陽光発電量	3,454万kwh	2,000万kwh
4-2 オゾン層保護・酸性雨対策を推進する	降雪中のpH値	pH5.74	監視を継続する
基本目標5 すべての人が連携して環境づくりに取り組むまち			
5-1 環境教育・学習を推進する	環境学習講座受講者数	624人	450人
	緑の少年団登録数	4団体	5団体
	こどもエコクラブ登録数	2団体	1団体
5-2 環境の保全と創造に向けた 取り組みを推進する	市民と行政の協働体制づくりに対する市民満 足度(6段階評価)	3.89 (H30)	増加
	地域清掃参加者 (公衆衛生組合連合会主催)	26,091人	25,500人
	花いっぱい運動取組団体数	219団体	220団体
	いわて地球環境にやさしい事業所認定数	18事業所	22事業所
	エコショップ認定店数	18店舗	19店舗

●令和元年度指標達成割合

基本目標 1	58. 6%
基本目標 2	75. 0%
基本目標 3	12. 5%
基本目標 4	75. 0%
基本目標 5	50. 0%
合計	60. 8%

※達成割合の算出方法

令和 2 年度目標値を達成した指標の数 ÷ 指標の総数

(基本目標ごとに算出)

前計画の指標の達成割合は、全体で60.8%でした。

基本目標 1 については、騒音や土壤環境に関する指標の達成割合が低く、全体で58.6%の達成割合でした。道路や住宅地、鉄道沿線の一部区域において、交通量の増加、工場からの騒音、新幹線速度の上昇や、環境基準*を達成できない地点があったことが要因です。

基本目標 2 については、森林伐採により森林面積が減少したこと、再生した農地以上に遊休化する農地が発生したことにより、未達成の指標が 2 つありました。その結果、全体で75.0%の達成割合でした。

基本目標 3 については、全体で12.5%の達成割合でした。企業進出や世帯数の増加によりごみの排出量が増加したことや、少子・高齢化による集団資源回収活動者の減少、ペットボトルなどの容器の軽量化など、複数の要因によって目標未達成の指標が多くなりました。

基本目標 4 については、全体として75.0%の達成割合でした。世帯数の増加により、各家庭からのCO₂排出量が増加したことが要因と考えられます。

基本目標 5 については、全体として50.0%の達成割合でした。少子高齢化による取組団体数の減少などが要因と考えられます。

前計画では解決できなかった課題に対処していくため、計画の見直しが求められます。

基本目標1

地球環境に配慮した暮らしをするまち

1-1 気候変動を緩和する



●環境目標

省エネルギーの推進・再生可能エネルギーの導入促進により温室効果ガス*排出量を削減し、地球温暖化による気候変動の緩和に努めます。

●環境指標

項目	現状		目標値（令和12年度）
	現状値	年度	
住宅用おひさまパワー活用設備設置費補助金※1申請件数（新築・既築）	106件/年	R 6	100件/年
市の事務・事業により排出される温室効果ガス排出量※2	8,476t/年	R 6	6,800t/年

※1 太陽光発電設備、蓄電設備を新たに設置した市民に対し、設備費用の一部を助成する北上市の補助金

※2 北上市役所地球環境にやさしい行動計画における対象施設からの排出量

◆現状と課題

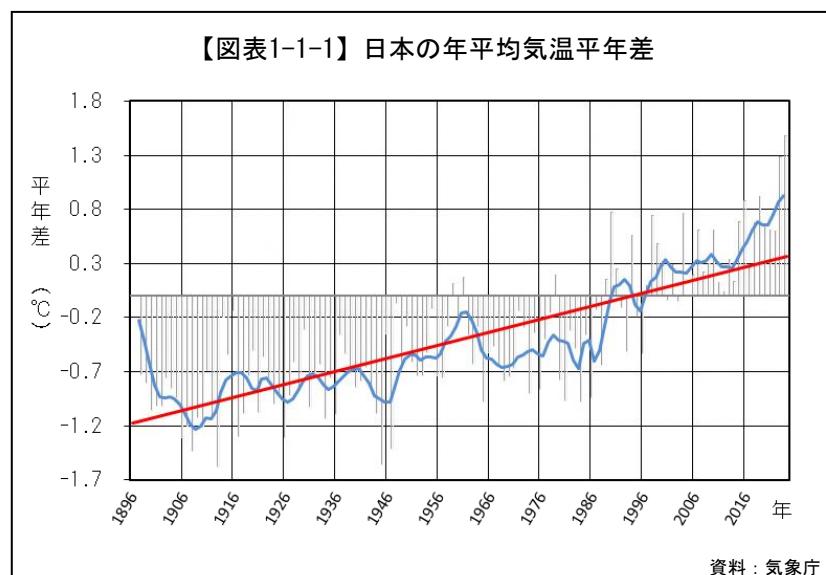
各国において地球温暖化対策を行うも地球温暖化は年々進行しており、それによる異常気象が世界中で多発しています。気候変動は生物の生息・生育状況、農林業、漁業、自然災害など、様々な分野に悪影響を与えており、世界的な問題となっています。

1 地球温暖化の現状

地球温暖化とは、大気中の二酸化炭素など温室効果ガス*の濃度が上昇することにより、地球の平均気温が上昇する現象です。

気象庁によると、令和6年の日本の年平均気温は平年より1.48℃高く、統計開始以降最も高い数値となりました【図表1-1-1】。

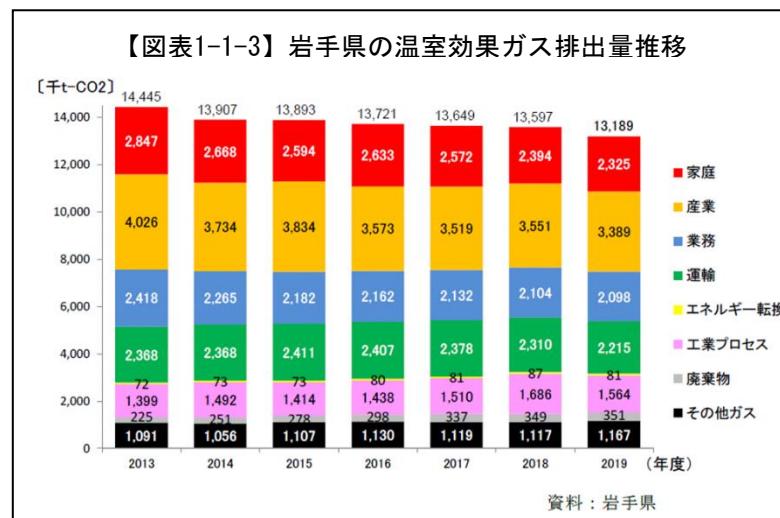
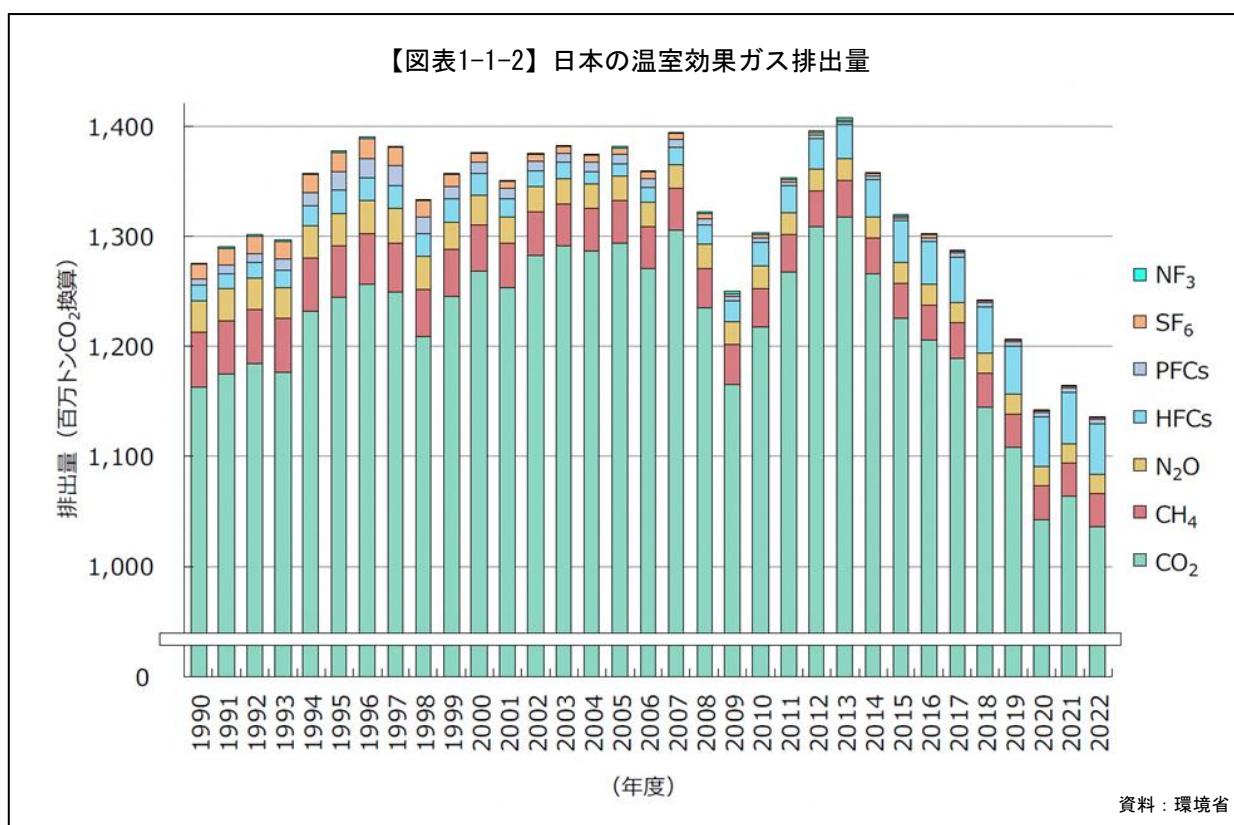
日本の年平均気温は上昇を続けており、100年あたり1.40℃の割合で上昇しています。



2 温室効果ガスの排出状況

地球温暖化が深刻化する中、世界では2015年に、国連持続可能な開発サミットにおいて「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択されました。また、同じく2015年に、気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において、すべての国と地域が参加する温室効果ガス*排出削減のための新たな枠組みである「パリ協定」も採択されました。

これらを受け、国は2020（令和2）年に、2050年までに温室効果ガス*排出量を実質ゼロにするカーボンニュートラルの実現を表明しました。また、日本の2022（令和4）年度の温室効果ガス*排出量は、11億3,500万トン（CO₂換算）で、前年度に比べて2,860万トン（2.5%）減少し、2013年度比では19.3%減少しました【図表1-1-2】。



岩手県における2019（令和元）年度の温室効果ガス*排出量は、1,318万9,000トンとなっており、2013年度と比較して1,256トン減少しています【図表1-1-3】。

また、岩手県における2019（令和元）年度の二酸化炭素排出量は1,202万3,000トンと

なっており、2013年度と比較して10%の減少となっています。

排出量に占める部門別の割合は、産業部門が28.2%、運輸部門が18.4%、業務部門が17.4%、工業プロセス部門が13.0%となっています【図表1-1-4】。

本県の部門別割合の特徴としては、全国の部門別割合と比較して、特に家庭部門や工業プロセス部門の占める割合が大きくなっています。部門別割合の推移については、2013年度以降大きな変動は見られませんが、2013年度と比較すると、家庭部門、産業部門、業務部門、運輸部門とともに減少する中、工業プロセス部門は増加傾向にあります【図表1-1-5】。

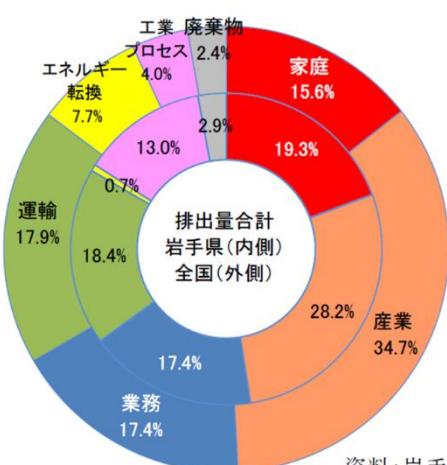
環境省が公表している自治体カルテによると、北上市における2022年度の温室効果ガス*排出量は、1,088千トンとなっており、2013年度と比較して13千トン増加しています。企業誘致の推進による企業数の増加に伴い産業部門の排出量が増加したと考えられる一方、技術革新やエネルギー高効率化により、家庭部門や運輸部門における排出量は維持・減少しています。

3 気候変動の現状

地球温暖化による気候変動は集中豪雨などを引き起こし、生態系や食糧生産へも悪影響を与えています。

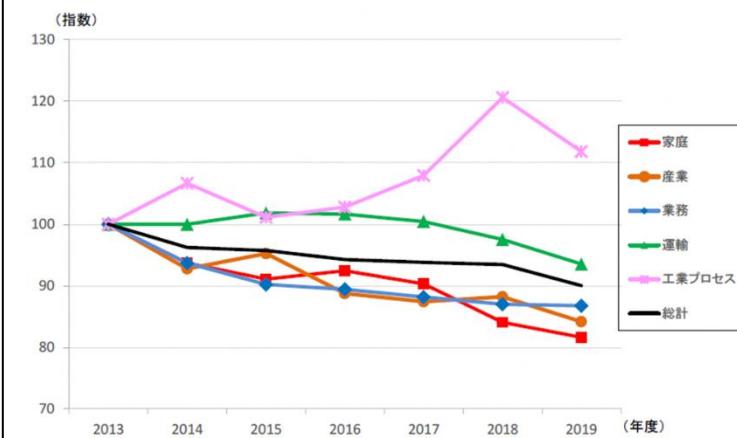
日本においては、1時間あたり降水量が50mm以上の大気の年間発生回数が増加しており【図表1-1-6】、令和6年の台風10号による記録的な大雨など、

【図表1-1-4】2019年度CO₂排出量の部門別割合（全国・岩手）



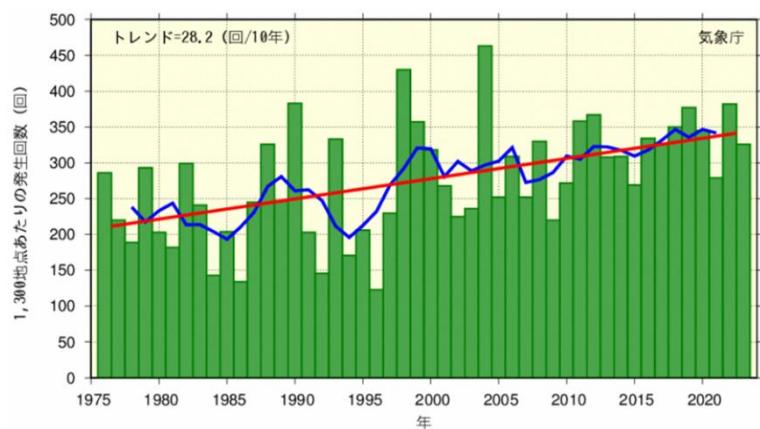
資料: 岩手県

【図表1-1-5】岩手県CO₂排出量の推移（部門別）



資料: 岩手県

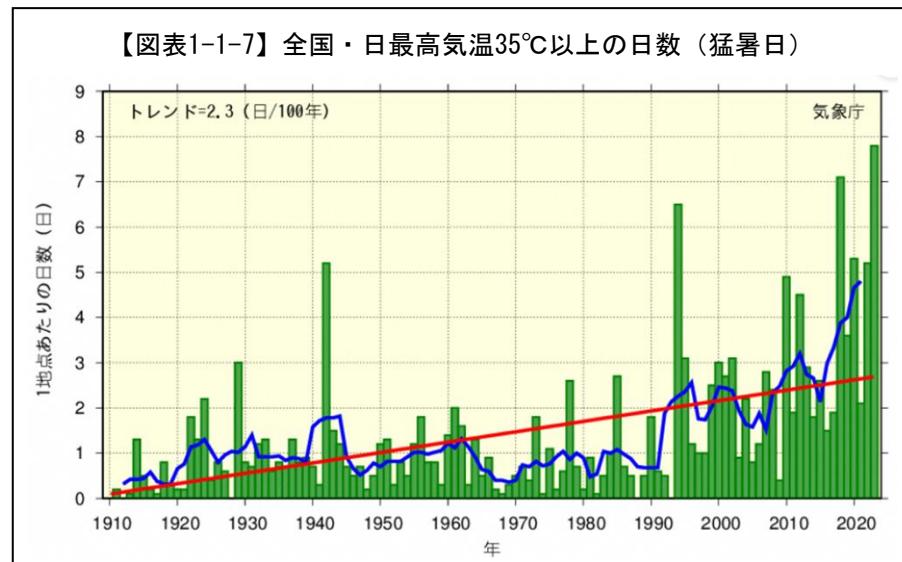
【図表1-1-6】全国1時間降水量50mm以上の年間発生回数



各地で豪雨による甚大な被害が発生しています。

また、真夏日や猛暑日の日数も増加しており、猛暑日は10年あたり2.3日の割合で増加しています【図表1-1-7】。

2021年の国連気候変動に関する政府間パネル（IPCC）*第6次



報告書では、温暖化と人間活動の影響の関係について「疑う余地がない」とさらに踏み込んだ断定的な表現となりました。環境省・気象庁によると、温室効果ガス*濃度上昇の最悪のケースでは、21世紀末の真夏日は現在と比較して全国では平均52.8日増加すると言われています。

本市では、平成25年度に北上市再生可能エネルギー活用推進計画を策定し、公共施設への太陽光発電設備やLED照明等の省エネルギー設備の導入、エネルギー管理事業の推進、住宅への太陽光発電設備の導入促進等に力を入れてきました。また、平成26年度に設置した北上第1・第2ソーラー発電所の売電収益をエネルギー関連事業に投資し、温室効果ガス*排出量の削減に努めてきました。

気候変動は環境へ与える影響の範囲が大きく、世界全体の気候変動対策の推進は喫緊の課題です。本市は、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの導入促進に関する施策を継続的に展開し、気候変動の緩和を地方から支えます。

◆施策の展開

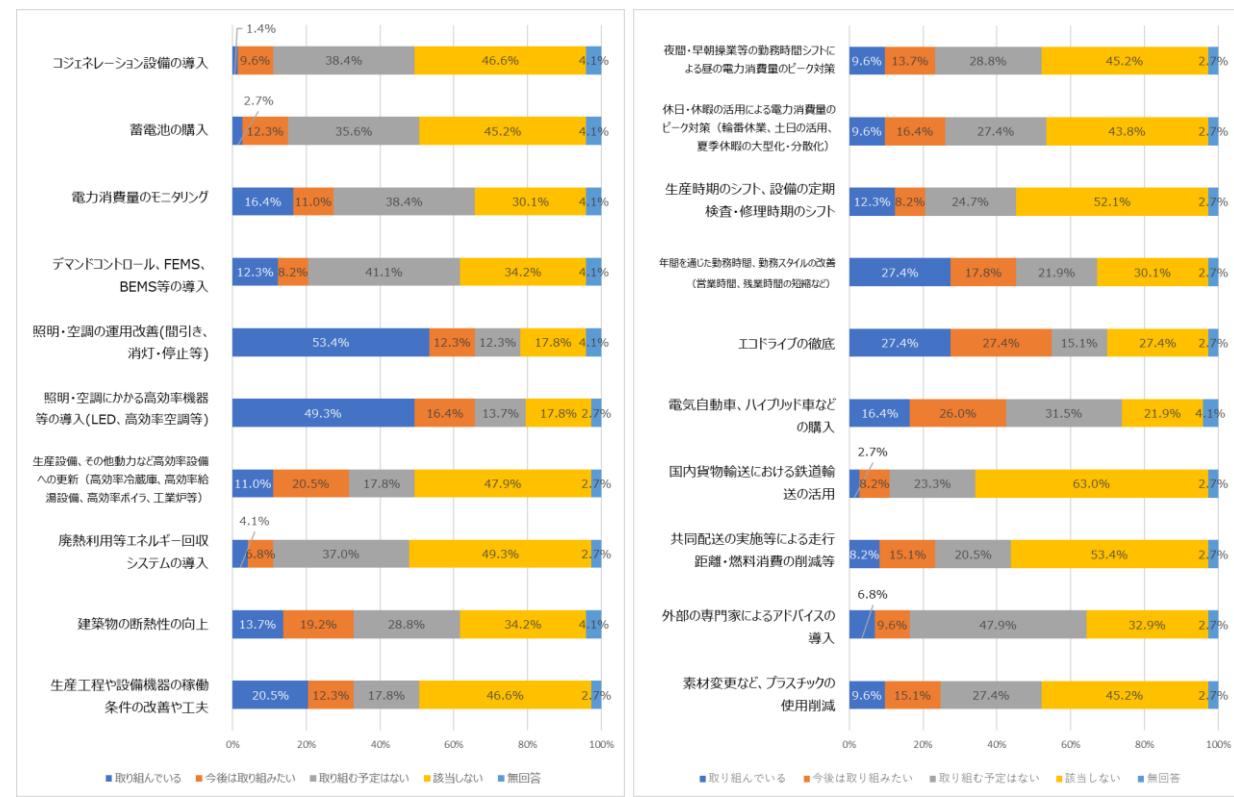
施策の方向	主な取り組み	担当課
1-1-1 温暖化・気候変動に関する知見の普及	◇ホームページや環境学習等を通じて、地球温暖化や気候変動に関する情報提供や普及啓発に努めます。	環境政策課
1-1-2 省資源・省エネルギーの推進	◇ホームページや出前講座等を通じて、省エネの取組や環境配慮行動に関する情報提供、普及啓発に努めます。	環境政策課
	◇公用車の更新時期に合わせ、次世代自動車*（EV、PHEVなど）の導入に努めます。	資産経営課
	◇通年軽装の推進やスマートワークの取組を通じて、エネルギー消費の少ない行動の推進に努めます。	総務課
	◇建築物の高断熱化、省エネルギーを推進します。	都市計画課
	◇北上市役所地球環境にやさしい行動計画を踏まえ、公共建築物の省エネルギー化に向けた取組を推進します。	施設所管課
	◇エネルギーマネジメントシステムを活用し、公共施設におけるエネルギー使用の最適化を図ります。	環境政策課
1-1-3 再生可能エネルギーの導入促進	◇一般家庭への太陽光発電設備の導入を促進します。	環境政策課

◆みんなに取り組んでいただきたいこと

主な取り組み	
市民	<ul style="list-style-type: none">◇省エネやごみの削減に努め、環境にやさしい暮らしを実践する。◇自家用車の利用を控え公共交通機関や自転車・歩行による移動を心がけるなど、日々の移動手段を見直す。◇車の購入やレンタカーを利用する際は、次世代自動車*（EV、PHEVなど）を選ぶ。◇車を運転するときは、ふんわりブレーキ・アクセル等のエコドライブ*を心がける。◇太陽光等の再生可能エネルギーを活用した設備を導入する。◇家電を購入する際は、省エネ性能に優れた製品を選ぶ。◇日用品を購入する際は、エコマーク*やグリーン購入法に適合している製品を選ぶ。◇買い物の際はマイバッグを持参する。◇家を新築したり改築したりする際は、高気密・高断熱化等により省エネ性能を高める。◇宅配便を受け取る時は、再配達にならないよう心がける。
事業者	<ul style="list-style-type: none">◇車の購入やレンタカーを利用する際は、次世代自動車*（EV、PHEVなど）を選ぶ。◇輸配送の効率化に努め、必要に応じて鉄道輸送など環境負荷の少ない輸送方法に転換する。◇車を運転するときは、ふんわりブレーキ・アクセル等のエコドライブ*を心がける。◇LEDや高効率の空調機器など、省エネ性能に優れた設備を導入するよう努める。◇太陽光等の再生可能エネルギーや排熱等の未利用エネルギーを積極的に活用する。◇環境マネジメントシステム*を構築し、事業活動に伴う環境負荷を低減する。◇従業員への環境教育を実施し、職場や家庭内での環境配慮行動の促進に努める。

環境に関する意識調査（令和6年度）

事業所における地球温暖化対策の取組については、「照明・空調の運用改善(間引き、消灯・停止等)」「照明・空調にかかる高効率機器等の導入(LED、高効率空調等)」の順に、取り組んでいる割合が多い結果となりました。



1-2 気候変動に適応する



●環境目標

気候変動によって生じる被害の回避・軽減のため、生活様式の転換や災害対策の強化を行います。

●環境指標

項目	現状		目標値（令和12年度）
	現状値	年度	
自主防災組織における防災訓練等の実施率	53.2%	R5	70%
危険区域、避難場所、避難ルートを知っている市民の割合	48.4%	R6	60%

◆現状と課題

地球温暖化の影響により、近年、真夏日や猛暑日の増加、水温の上昇、集中豪雨等が増加しており、現在、私たちは急激な気候変動に晒されています。温室効果ガス*を削減し、気候変動 자체を緩和しつつ、今後さらに深刻化する気候変動に適応するため、自らの生活や行動様式、社会活動を変化させ、安定的に暮らしを持続させる活動が求められています。

1 気候変動の現状

地球温暖化により地球の気温は上昇を続け、気候が変動しています。気候変動に関する政府間パネル（IPCC）*の第6次報告書では、気温の将来予測について、化石燃料依存型の発展の下で気候政策を導入しない、最大排出量のシナリオ（SSP5-8.5）においては、21世紀末までに3.3～5.7℃の上昇を予測しています。このまま地球の気温が上昇し続けると、地球環境や人間の健康、経済活動など、多分野でのリスクが増大します。

現在世界中で、熱中症の増加や農作物の品質低下、自然災害の発生など、私たちの健康や生活、経済を脅かす多くの問題が引き起こされており、今後それらの悪化が予想されています。現状では、地球温暖化対策を行っても気温の上昇を完全に止めることはできません。したがって、再生可能エネルギーの導入や廃棄物の削減などにより、温室効果ガス*の排出量を可能な限り削減しながら、高温や豪雨、干ばつなどの気候変動に適応するよう生活を見直す必要があります。

2 気候変動による災害の激甚化

近年、世界中で災害をもたらす異常気象が毎年のように発生し、これにより、世界各地で豪雨災害等の気象災害による大きな被害がもたらされています。日本でも、令和元年東日本台

風や令和2年7月豪雨をはじめ、毎年のように豪雨災害による被害が発生しています。

今後、地球温暖化の傾向が続いた場合、気象災害の更なる激甚化・頻発化が予測されます。気候変動適応は気象災害対策を補完・強化すると言われており、今後の気象災害リスクのさらなる高まりを見据え、気象変動の視点を取り入れた災害への備えが重要です。

3 気候変動への適応

国はすでに起きている、またはこれから起こる気候変動へ適応するため、平成30年に気候変動適応法を制定し、国や地方公共団体等の各主体が気候変動適応推進のために担う役割を定めるとともに、気候変動適応に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、気候変動適応計画を策定しました。

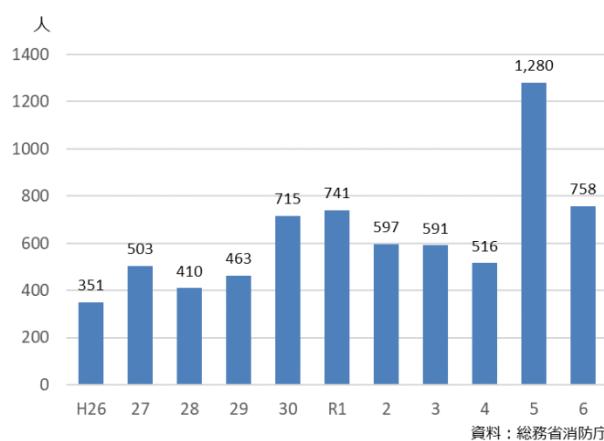
気候変動の影響が拡大する中、農業においては、作物の高温耐性品種の開発・普及、防災面では、豪雨による水害を防止するための河川や堤防の整備、健康面では熱中症予防のための対処法の普及啓発等、日本各地で各分野においての適応策が実施されています。

岩手県における熱中症搬送者は、年による変動はあるものの増加傾向にあり【図表1-2-1】、気候変動による健康への影響が見られます。

本市においては、農作物への影響はまだ確認されていませんが、猛暑による熱中症や豪雨による水害などの影響を受けており【図表1-2-2】、熱中症や洪水等の対策を行う必要があります。

また、気候変動による災害の頻発化や激甚化に伴い、災害時の安定的な廃棄物処理対策も講じる必要があります。

【図表1-2-1】岩手県・熱中症搬送者数推移



【図表1-2-2】北上市内の水害の様子



資料：北上市消防防災部消防防災課

◆施策の展開

施策の方向	主な取り組み	担当課
1-2-1 温暖化・気候変動に関する知見の普及	◇ホームページや環境学習等を通じて、地球温暖化や気候変動に関する情報提供や普及啓発に努めます。	環境政策課
1-2-2 災害対策の推進	◇ハザードマップを活用し災害危険箇所や避難場所等を周知するとともに、防災に関する学習機会をつくり、自主防災意識の啓発を図ります。	危機管理課
	◇災害時に市民が的確な避難行動がとれるよう、広報やホームページ等を通じた周知・啓発や、訓練を行います。	危機管理課
	◇既存の地域コミュニティを中心として、自主的かつ組織的に防災活動を実施する自主防災組織の育成に努めます。	危機管理課
	◇熱中症特別警戒アラートの発令に備えて、クーリングシェルターの指定や周知に努めます。	環境政策課
	◇気候変動による災害の激甚化に備え、災害廃棄物処理システムの強靭化を図ります。	環境政策課

◆みんなに取り組んでいただきたいこと

主な取り組み	
市	◇気象災害の発生に備え、避難場所や避難経路の確認、防災訓練への参加や生活必需品の準備等、日頃から災害への備えをしておく。
民	◇熱中症リスクの増加に備え、暑さ指数や熱中症警戒アラートを参考に、暑さ対策や暑さを避ける行動をする。
事業者	◇気象災害の発生に備え、避難場所や避難経路の確認、防災訓練の実施やBCP（事業継続計画）の策定等、日頃から災害への備えをしておく。 ◇熱中症リスクの増加に備え、暑さ指数や熱中症警戒アラートを参考に、労務環境における暑さ対策や、従業員へ暑さを避ける行動を呼びかける。

基本目標2

限りある資源を有効に利用するまち

2-1 4Rを推進する



◆環境目標

持続可能な循環型社会*を目指し、4R*（リフューズ＝断る、リデュース＝発生抑制、リユース＝再利用、リサイクル＝再生利用）を広く浸透させるよう努めます。

◆環境指標

項目	現状		目標値（令和12年度）
	現状値	年度	
一人1日あたりのごみ排出量	641g	R 6	626g
リサイクル率*	35.1%	R 6	39%
最終埋立量	1,058t	R 6	1,206t

*事業系資源ごみ及び焼却灰を含む

◆現状と課題

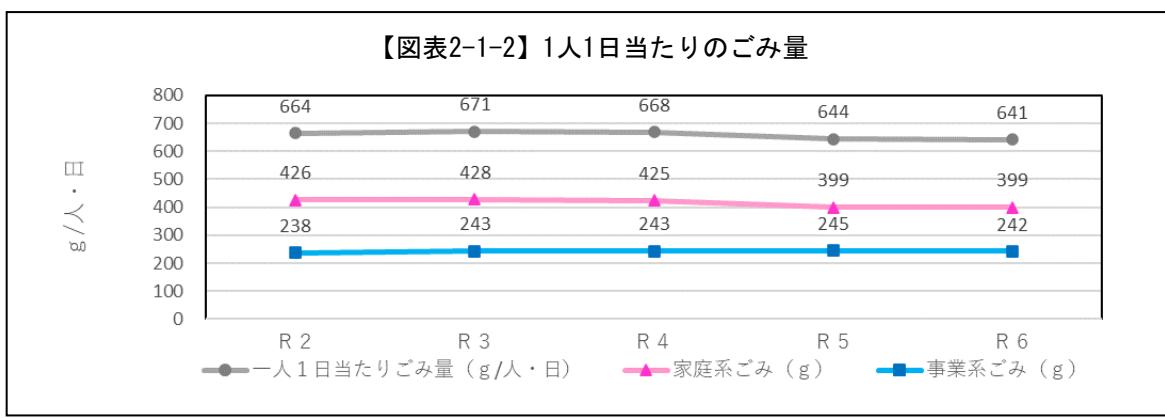
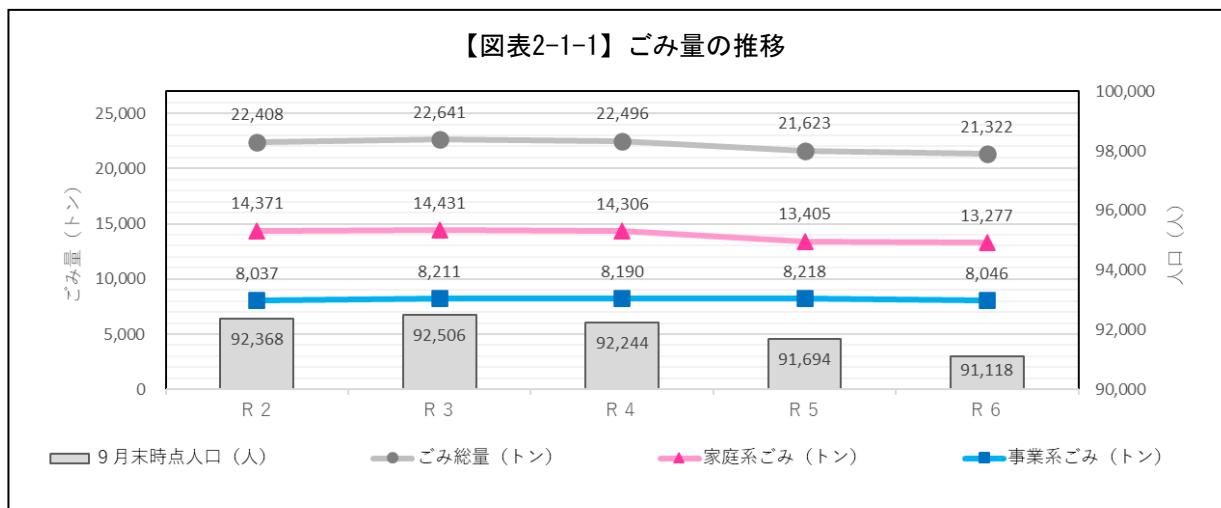
これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄の経済活動が環境負荷を増大させ、地球温暖化や資源の枯渇などの環境問題を招いています。

国では、循環型社会形成推進基本法に基づき、令和6年に第五次循環型社会形成推進基本計画を策定しました。この計画では、循環経済への移行を関係者が一丸となって取り組むべき重要な政策課題と捉え、ライフサイクル全体での徹底的な資源循環の実現、資源循環・廃棄物管理基盤の強靭化と着実な適正処理・環境再生の実行などを重点分野として掲げ、その実現に向けて国が講すべき施策を示すとともに、2030年度を目標年次として数値目標を設定しています。

1 ゴミ排出量の推移

本市における一般廃棄物の排出量は、平成20年度のごみ袋手数料化により一旦は減少に転じましたが、その後はほぼ横ばいで推移し、令和6年度は21,322トンでした【図表2-1-1】。一方、市民一人1日当たりのごみ排出量は641グラムで、岩手県や全国平均よりも少ない水準となっています【図表2-1-2】。

ごみ排出量削減のため、30・10運動の推進による食品ロスの削減など、さらなる取り組みが必要です。



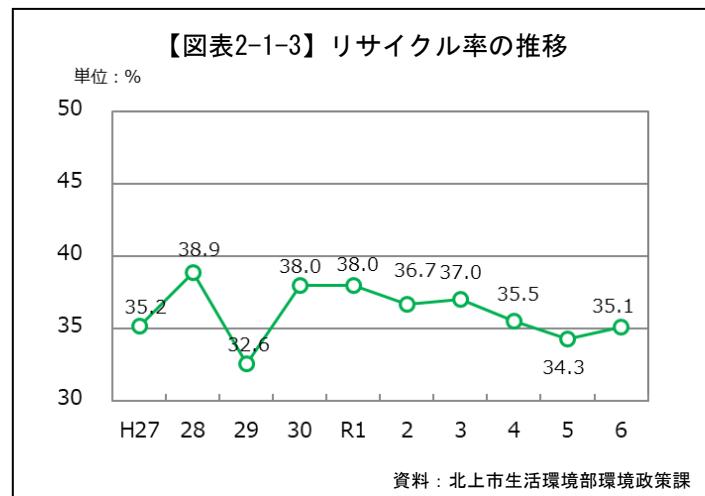
資料：北上市生活環境部環境政策課

2 リサイクル率の推移

本市では家庭ごみの減量が進まないことを受け、平成18年度に市内でごみ減量地域説明会を開催し、資源ごみの分別方法などについて説明を行いました。その結果、分別収集と集団資源回収で集められた資源ごみのリサイクル率は増加に転じ、ごみ袋手数料化（平成20年度）の影響もあって、リサイクル率は上昇しました。

しかしその後は、インターネットや電子書籍等の普及といったペーパーレス化による紙類の減少や、容器の軽量化、市内店舗による資源ごみの店頭回収の浸透などにより、集団資源回収や集積所で回収する資源ごみ量は減少しています【図表2-1-3】。

可燃ごみの組成については、紙類や厨芥（ちゅうかい）類など、資源や堆肥化できるごみが多く含まれており、さらなる分別の徹底が必要です【図表2-1-4】。

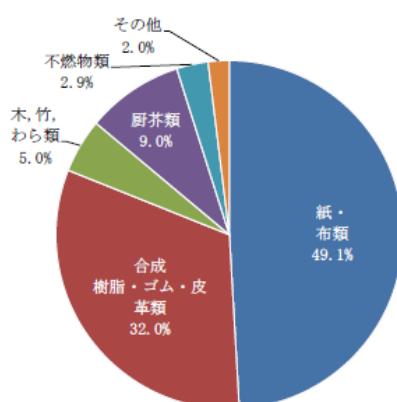


資料：北上市生活環境部環境政策課

本市はこれまで、家庭系ごみ・事業系ごみの排出量の削減とリサイクル率の向上のため、多様な施策を展開してきましたが【図表2-1-5】、それでもなお、近年はごみの排出量が横ばい傾向にあります。

限りある資源を有効に利用し、持続可能な社会を構築するためには、市民・事業者・行政などすべての者が連携し、4R*（リフューズ＝断る、リデュース＝発生抑制、リユース＝再利用、リサイクル＝再生利用）を基調とした生活様式の転換を一層推進する必要があります。

【図表2-1-4】可燃ごみの組成（令和5年度）



資料：北上市生活環境部環境政策課

【図表2-1-5】ごみ減量・リサイクル推進の取組

平成5年	ごみ減量検討委員会開催（資源ごみの分別収集・集団資源回収の推進・ごみ袋の透明化）
平成6年	モデル地区で資源ごみの分別回収を実施（びん・缶・ペットボトル・トレイ）
平成7年	市内全域で資源ごみの分別回収を開始
平成8年	資源ごみの分別品目拡大（紙類・布類を追加）
平成10年	指定ごみ袋制を導入
平成13年	資源ごみの分別品目拡大（プラスチック製容器包装類を追加） 事業系生ごみコンポスト処理*経費の補助制度を導入
平成16年	家庭用電動生ごみ処理機購入費の補助制度を導入
平成18年	事業系資源ごみの市清掃事業所への搬入規制を実施 ごみ減量地域説明会を開催（157会場・10,086人）
平成20年	ごみ減量専任指導員の配置（2名） 事業系ごみ処理手数料改定 家庭ごみの手数料化を導入
平成26年	資源ごみ常設ステーションを設置（4ヶ所） 小型家電、衣類等の拠点回収実施
平成27年	岩手中部クリーンセンター稼働、ごみ分別アプリ配信開始
平成30年	ごみカレンダーの多言語化、30・10運動の開始
令和元年	外国語版ごみ分別ポスター作成（韓国語、ポルトガル語） 家庭ごみ手数料袋の原材料に植物由来原料を10%配合（環境省プラスチックスマートの取り組みに認定）
令和2年	レジ袋の有料化に合わせ、市内コンビニ全店舗と協力し、海洋プラスチックごみ問題の啓発を行う（プラスチックごみ削減7.1運動） 市区町村食品ロス実態調査（環境省支援事業）実施
令和4年	マイバッグキャンペーンの実施（ユニバース北上花園町店）
令和5年	ごみ分別アプリ「さんあ～る」の導入 家庭用パソコン及び小型家電類の無料宅配回収を行っている事業所と協定締結 危険ごみ及び製品プラスチックの試行回収の実施（黒沢尻24区、黒岩1区、横川目2区）
令和6年	危険ごみ及び製品プラスチックの試行回収の実施（黒沢尻12区、黒沢尻24区）



◆施策の展開

施策の方向	主な取り組み	担当課
2-1-1 家庭系ごみの減量	◇出前講座や広報、ホームページ等を通じて、4R*の普及・啓発に努めます。	環境政策課
	◇公衆衛生指導員やごみ減量専任指導員を設置し、ごみ減量や分別の徹底について指導します。	環境政策課
	◇マイバッグの利用を働きかけ、レジ袋の利用削減を図ります。	環境政策課
2-1-2 事業系ごみの減量	◇エコ協力店いわて認定制度*についてホームページ等で周知し、事業者のエコ意識の醸成を図ります。	環境政策課
	◇ごみ減量専任指導員を設置し、ごみ減量や分別の徹底について指導します。	環境政策課
	◇リサイクル事業者の育成と情報収集に努め、企業間のネットワークの構築を図り、ゼロエミッション*を推進します。	環境政策課
	◇30・10運動を推進し、食品ロスの削減を図ります。	環境政策課

◆みんなに取り組んでいただきたいこと

主な取り組み	
市民	<ul style="list-style-type: none"> ◇買い物の際はマイバッグを持参し、レジ袋の削減に努める。 ◇過剰包装は断る。 ◇食材は計画的に購入し、廃棄や食べ残しを減らす。 ◇生ごみは堆肥化処理し、ごみを減らす。捨てる場合は水切りをする。 ◇使えるものは修理し、長く大切に使うよう心がける。 ◇リサイクルショップやフリーマーケットを活用し、不用品の再利用に努める。 ◇エコラベル*がついた商品など、環境に配慮した商品を選ぶよう心がける。 ◇買い物の際は、詰め替えや繰り返し使用できる製品、耐久性に優れた製品を選ぶよう心がける。 ◇ごみの分別ルールを守り、資源ごみになるものは資源ごみとして出す。 ◇宴会の際は30・10運動に取り組み、食品ロスを減らす。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ◇商品を包装する際は、必要以上の包装をしないよう心がける。 ◇エコラベル*がついた製品など、環境に配慮した製品を選択する。 ◇資材は再生品や再利用可能なものを選択する。 ◇建設工事に伴い排出される資材は適切に再資源化する。 ◇製品の長寿命化を図り、リサイクルや分別のしやすさなど、廃棄後のことまで考えた製品設計を行う。 ◇産業間での連携を図りゼロエミッション*に取り組むなど、廃棄物の減量に取り組む。

2-2 ごみの適正処理を推進する



◆環境目標

廃棄物の適正処理を推進し、環境汚染や人の健康への被害を未然に防止します。

◆環境指標

項目	現 状		目標値（令和12年度）
	現状値	年度	
地域清掃参加者数（公衆衛生組合連合会主催）	25,060人	R 6	27,300人
不適正排出量	9.5t	R 6	6t

◆現状と課題

再使用（リユース）や再生利用（リサイクル）されない廃棄物は、焼却や埋め立てなどにより処分する必要がありますが、集積所への不適正な排出や不法投棄、野外焼却など、ごみの不適正な処理が見受けられます。

廃棄物の不適正な処理は、環境汚染等を通じて人々の健康や暮らしに影響を及ぼし、循環型社会*の形成を推進するうえでの障がいとなります。

1 不適正排出

市内には、ごみ集積所（可燃・不燃）と資源ごみステーションが設置され、各地区とも可燃ごみは週2回、不燃ごみは月1回、資源ごみは月2回の収集日を設けています。

本市では、資源ごみの常設ステーションを設置し、営業時間内で資源ごみの常時受け入れを行っているほか、北上市ごみ百科の全戸配布やごみ分別アプリを導入し、ごみの捨て方や持ち込み場所などについて広く周知し、市民の利便性向上に努めてきました。しかし、未分別や収集対象外のごみが集積所に出されるなど、ごみ出しルールが守られていない事例が後を絶ちません【図表2-2-1】。

本市では、公衆衛生指導員やごみ減量専任指導員を設置し、分別の徹底や不適正排出・処理の防止に努めていますが、今後も適正処理を推進する必要があります。

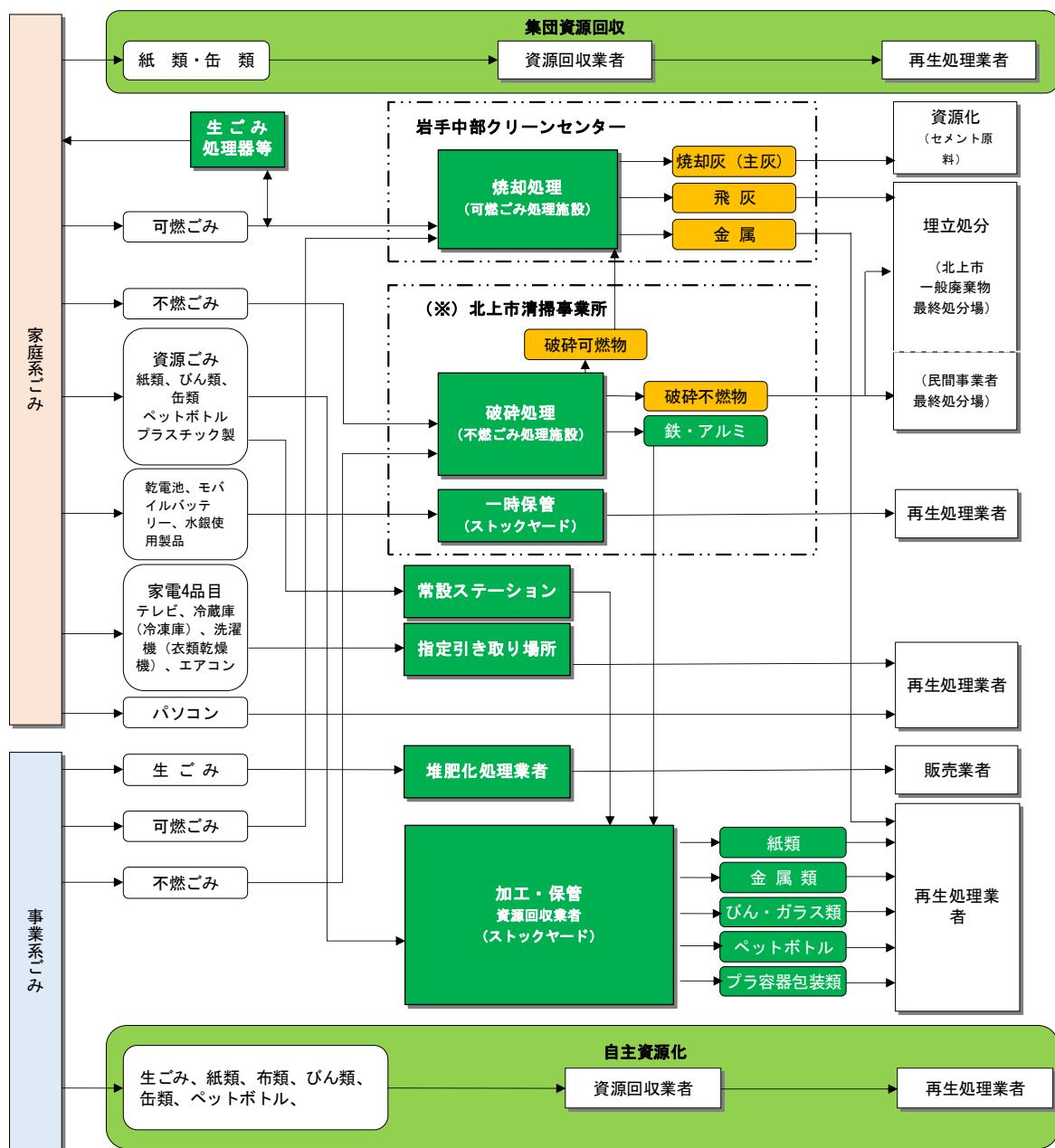
【図表2-2-1】不適正排出の事例

*硬質プラスチックは燃えるごみです



資料：北上市生活環境部環境政策課

～北上市のごみ処理の流れ（令和7年度末時点）～



2 不法投棄

廃棄物の不法投棄とは、廃棄物を適正に処理せず、道路や山、空き地等に捨てる行為のことです。不法投棄は犯罪ですが、廃タイヤや家電リサイクル法でリサイクルが義務付けられているテレビ・冷蔵庫・洗濯機など、市が収集していないごみを中心に、市内でも多数の不法投棄が確認されています【図表2-2-2】。特に、夜間人の目に付きにくい場所に捨てられていることが多くなっており、令和5年度の市内不法投棄廃棄物の処理量は約3.4トンとなっています。

市は対策として、ごみ減量専任指導員によるパトロールや、看板・監視カメラの設置を行っているほか、地域や各種団体によるパトロール・清掃活動を実施しています。

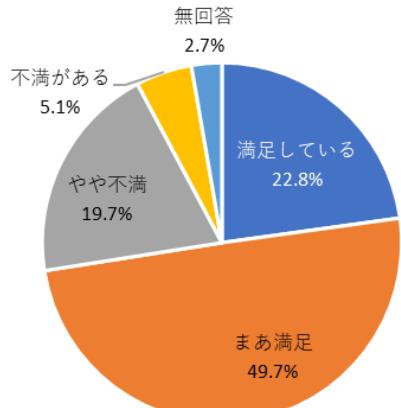
しかしながら、不法投棄は後を絶たず、今後も継続して不法投棄防止に向けた取り組みを推進する必要があります。

【図表2-2-2】不法投棄の事例

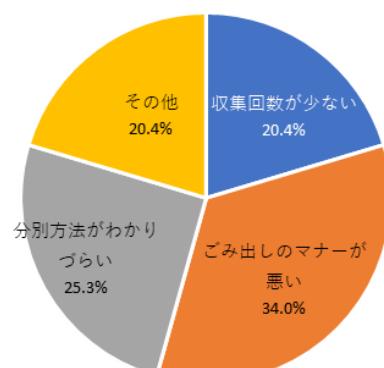


資料：北上市生活環境部環境政策課

周辺の環境についてどのように感じているか
(廃棄物)



※「やや不満」「不満」の理由
(廃棄物)



環境に関する意識調査 (令和6年度)

周辺の環境(分別回収やリサイクルなどのごみ処理対策)についてどのように感じているか尋ねた設問では、「まあ満足」「満足」「やや不満」「不満」の準に割合が高くなりました。

「やや不満」「不満」と回答した理由については、「ごみ出しのマナーが悪い」「分別方法が分かりづらい」「収集回数が少ない」の順に割合が高くなりました。

◆施策の展開

施策の方向	主な取り組み	担当課
2-2-1 処理体制の整備	◇ごみ集積所や資源（常設）ごみステーションを適正に配置します。	環境政策課
	◇集合住宅への専用集積所の設置を促進します。	環境政策課
	◇農業用廃プラスチック等の処理費に対する助成を行い、農業系廃棄物の適正処理を推進します。	農業振興課
	◇関係自治体と連携し、可燃ごみ以外の廃棄物の広域処理を目指します。	環境政策課
	◇不法投棄等の処理体制の整備を図ります。	環境政策課
2-2-2 不法投棄の防止	◇ごみ百科やごみカレンダーの配布、ホームページやごみ分別アプリ等を活用し、ごみの出し方・分け方について周知徹底を図ります。	環境政策課
	◇監視カメラを設置する等、不法投棄をさせない環境づくりを推進し、不法投棄の抑止を図ります。	環境政策課
	◇不適正排出や不法投棄の防止を図るため、公衆衛生指導員やごみ減量専任指導員が、適正排出の指導や不法投棄パトロールを実施します。	環境政策課

◆みんなに取り組んでいただきたいこと

主な取り組み	
市 民	<ul style="list-style-type: none"> ◇収集日や分別等、ごみ出しのルールを守る。 ◇ごみを野焼きしたり、簡易焼却炉で焼却したりしない。 ◇家電リサイクル法の対象商品を廃棄するときは、適正に処分する。 ◇不法投棄（ポイ捨て含む）をしない。 ◇不法投棄が多い土地を所有している場合は、看板を設置するなど不法投棄の防止に取り組む。
事 業 者	<ul style="list-style-type: none"> ◇事業活動に伴って生じた廃棄物は、自らの責任で適正に処理する。 ◇廃棄物を処理する際は、各種法令を順守する。 ◇例外的に焼却処理が認められている農林業に伴う稻わらや枝葉等について、極力焼却処理を避け、すき込みや堆肥化などの資源化に努める。 ◇不法投棄が多い土地を所有している場合は、看板を設置するなど不法投棄の防止に取り組む。

基本目標3

恵み豊かな自然と共に生きるまち

3-1 次世代へ繋ぐ自然を守る



◆環境目標

豊かな自然の恵みを次世代へ繋ぐため、自然環境の保全に努めます。

◆環境指標

項目	現 状		目標値（令和12年度）
	現状値	年度	
北上市の自然環境について満足している人の割合（市民意識調査より）	79.7%	R 6	80%

◆現状と課題

本市は、多数の動植物が生息する森林と大小の河川に囲まれ、雄大な自然の恩恵を受け発展してきました。これらの自然是私たちの祖先が守り育ててきたものであり、現在を生きる私たちは、恩恵を受けるだけではなく、次世代が受け継ぐかけがえのない財産として、この自然を保全する必要があります。

1 豊かな自然

森林は生物多様性*を支える場としても活躍しており、豊かな自然をつなぐために欠かせない存在です。

日本の国土面積（3,779万ha）のうち、約3分の2（2,502万ha）は森林です。岩手県の森林面積は約118万haで、全国の森林面積の約4.7%を占めており、北海道に次ぐ広大な森林面積を有しています。

本市については、市域（43,755ha）のうち約50.3%（22,025ha）を森林で占めており、西部の奥羽山脈を中心に森林資源が保全されています。

森林などの緑は私たちにやすらぎを与えるだけではなく、水源かん養*や土砂流出防止機能、二酸化炭素の吸収など、多くの役割を持っています【図表3-1-1】。日本の森林の持つ水源かん養機能は約30兆円分、土砂流出防止機能は約37兆円分、地球環境保全機能*は1兆4千億円分のはたらきがあると言われています。森林の適正な維持、管理によって、多面的機能が損なわれないよう守っていく必要があります。

【図表 3-1-1】市内の民有保安林*面積とその役割			(令和 3 年度末現在)
種類	面積	役割	
水源かん養保安林	466ha	雨水を土壤に浸透させ、洪水や渴水を緩和するとともに水質を浄化します。	
土砂流出防備保安林	174ha	樹木の根や地面を覆う落ち葉等が、雨などによる表土の侵食や土砂の流出を防ぎます。	
土砂崩壊防備保安林	17ha	山地の崩壊を防ぎ、住宅や鉄道、道路などを災害から守ります。	
防風保安林	4ha	田畠や住宅などを、強風による被害から守ります。	
なだれ防止保安林	1ha	なだれの発生を防止、又は発生したなだれによる被害を防止、軽減します。	
保健保安林	(32ha)	空気の浄化、騒音の防止など、生活環境を守るとともに、森林浴などの森林レクリエーションの場にもなります。	
合計	662ha		

()は兼種指定面積

資料：岩手県林業の指標

2 生物多様性の確保

地球上には、それぞれの環境に適応した推定3,000万種とも言われる多様な個性の生物が生息しており、私たち人間も含めて、支え合って生きています。生物の多様性*が保たれていれば、生態系は安定し、人間生活の安全性の長期的な保証に繋がります。

日本には、知られているだけで9万種以上、分類されていないものも含めると30万種を超える生物がいると推定されています。

本市にも様々な野生生物が生息・生育しており、西部の山岳地帯はブナ、ミズナラ、トチ、サワグルミなどの森林に覆われ、北上川沿いの低地や東部の丘陵地帯にはクリ、コナラ、アカマツ、スギを中心とする里地里山*が広がっています。また、国の自然環境保全基礎調査において保護上重要な植物群落とされている「国見山の岩石地植物（メノマンネングサ、シマカンギク、イチハツ）」「焼石連峰の高山植物」が分布するほか、ミズバショウやザゼンソウ、コウホネの群生地などが見られます【図表3-1-2】。

動物については、ツキノワグマやニホンカモシカなどの大型獣、クマタカ、オオタカ、ハチクマなどの猛禽類をはじめ、モリアオガエル、カジカガエル、キタオウシュウサンショウウオ、クロサンショウウオなどの両生類、ムカシトンボ、ムカシヤンマ、ベニヒカゲ、オオゴマシジミなどの昆虫類といった原生的自然の森に生息する生き物が見られます。冬季には、市内各地の池や沼にオオハクチョウ、オナガガモ、マガン、キンクロハジロなど多くの水鳥が越冬のため飛来します。

しかしながら、こうした本来豊かであるはずの生態系は危機に瀕しています。生物多様性国家戦略2023-2030（令和5年3月閣議決定）では、直接・間接を問わず、様々な人間活動の影響によって、生物多様性*保全上の問題が引き起こされているとしており、生物多様性*の危機を「4つの危機」として整理しています【図表3-1-3】。

本市においても、ツキノワグマによる水稻や飼料作物の食害、イノシシによる水田等の掘り起こし被害が発生しています。

【図表 3-1-2】主な植物の群生地

No.	植物名	所在地
1	ミズバショウ	北上市村崎野2地割地内（新堰川付近）
2		北上市相去町高前壇地内（北上総合運動公園キャンプ場付近）
3		北上市和賀町岩沢10地割地内
4		北上市和賀町後藤7地割地内
5		北上市和賀町岩崎新田2地割地内（水上牧野内）
6		北上市和賀町岩崎新田2地割地内（熊沢）
7		北上市和賀町岩崎新田10地割地内
8	ザゼンソウ	北上市相去町大清水地内（市姫神社付近）
9		北上市和賀町藤根13地割地内（ざぜん草の里）
10		北上市和賀町後藤7地割地内
11	コウホネ	北上市更木37地割地内（北上川）



資料：北上市立博物館・生活環境部環境政策課

【図表 3-1-3】生物多様性の4つの危機

第1の危機	[開発など人間活動による危機]開発を含む土地と海野利用の変化や乱獲といった生物の直接採取など、人が引き起こす生物多様性への負の影響。
第2の危機	[自然に対する働きかけの縮小による危機]自然に対する人間の働きかけが縮小・撤退することによる生物多様性への負の影響。
第3の危機	[人間により持ち込まれたものによる危機]外来種*の侵入や化学物質による汚染など、人間が近代的な生活を送るようになったことにより持ち込まれたものによる生物多様性への負の影響。
第4の危機	[地球環境の変化による危機]地球温暖化や降水量の変化などの気候変動、海洋の酸性化など地球環境の変化による生物多様性への負の影響。

資料：生物多様性国家戦略 2023-2030

また、過疎化や高齢化による里地里山*の手入れ不足により、生態系のバランスが崩れていますことや、外来生物の侵入が確認されており【図表 3-1-4】、それらが生物多様性*を脅かしています。

本市では、荒廃農地*を減らす取り組みや、アレチウリやアメリカオニアザミ等の駆除を実施しており、生物多様性*が保たれた本来の環境に戻るよう環境整備を行っています。

今後は、生態系に配慮した開発行為、里地里山*の適正な維持管理、外来生物対策など、生物多様性*の保全に向けた取り組みを推進していく必要があります。

【図表 3-1-4】市内で確認された外来植物



アレチウリ



アメリカオニアザミ

北アメリカ原産のウリ科の植物で、外来生物法により特定外来生物に指定されています。特定外来生物とは、海外起源の外来種*であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるもので、現在162種（植物は19種）が指定されています。市内では主に和賀川や北上川の堤防や河川敷を中心に生息が確認されています。和賀川流域ではアレチウリのほか、オオハシゴンソウやオオキンケイギクといった特定外来生物の生息が確認されています。



オオキンケイギク



オオハシゴンソウ

北アメリカ原産のキク科の多年草です。緑化や園芸などでよく利用され、日本全国で分布が確認されています。5月～7月頃にかけて黄色い花を咲かせ、土手や川原などでよく見られますが、繁殖力が強く、在来の植物を覆つてしまったり駆逐したりしてしまいます。

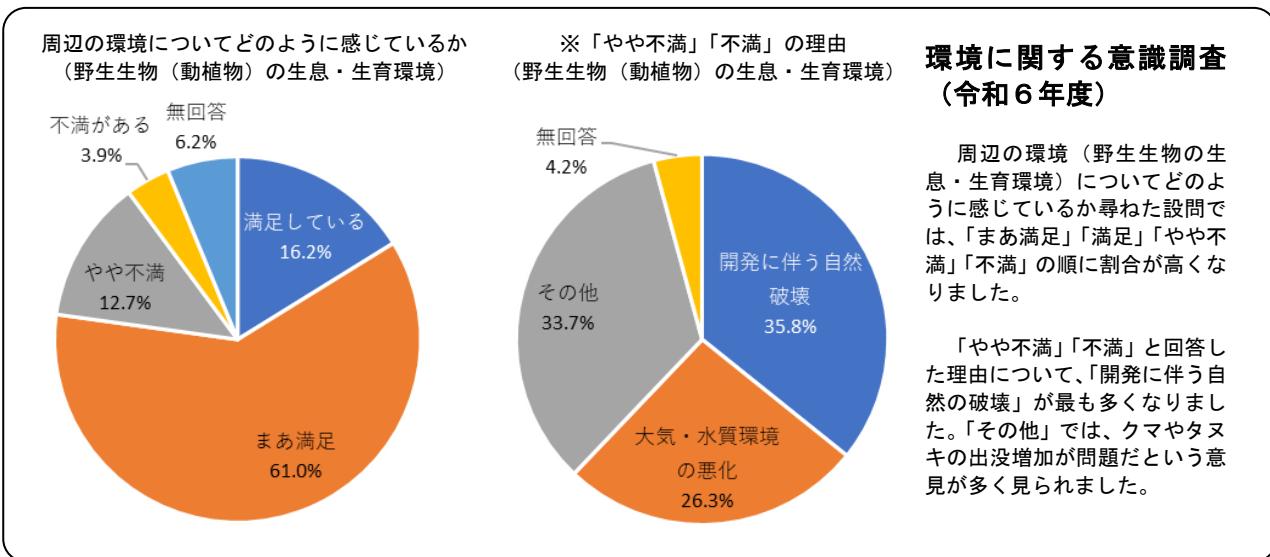
ヨーロッパ原産のキク科の植物で、外来生物法により生態系被害防止外来種に指定されています。生態系被害防止外来種とは、特定外来生物被害防止法の対象外ですが、生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるもので、現在429種（植物は200種）が指定されています。市内では市街地や北部地区を中心に生息が確認されています。

*海外からだけではなく、国内の他地域から持ち込まれた生物も外来種です。これらは海外由来のものと区別する意味で、国内外来種と呼ばれることもあります。

資料：北上市立博物館・生活環境部環境政策課

【コラム】

特定外来生物は、野外に定着してしまった場合、人間の生命・身体、生態系などに大きな悪影響を与えるため、外来生物法により取扱いが規制されており、違反すると重い罰則が適用されます。例えば、許可なく特定外来生物を野外に放ったり、植えたり、蒔いたり場合、3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金が科されます（個人の場合）。また、愛がん等を目的として許可なく飼養した場合、1年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金が科されます（個人の場合）。



◆施策の展開

施策の方向	主な取り組み	担当課
3-1-1 すぐれた自然の保全	◇森林資源を適正に管理することにより、森林の保全に努めます。	農林企画課
	◇意欲的な担い手の育成により、農林業の振興を図ります。	農業振興課 農林企画課
	◇農地の適正な保全と管理を図ります。	農業委員会
3-1-2 生態系の保全	◇親水公園を適正に管理することで、生物の生息・生育空間を確保します。	農林企画課
	◇農薬や化学肥料による土壤汚染や有益生物への悪影響を防止するため、減農薬・減化学肥料の環境保全型農業を推進します。	農業振興課
	◇生態系の保全や人への被害を防止するため、特定外来生物を含む外来生物に関する情報の周知を図り、適正な取扱いや駆除を呼びかけます。	環境政策課

◆みんなに取り組んでいただきたいこと

主な取り組み	
市民	<ul style="list-style-type: none">◇むやみに野生動植物の捕獲・採取・移動を行わない。◇野生生物への安易な餌付けをしない。◇生き物を飼育する時は、最後まで責任と愛情をもって飼育し、放逐しない。◇自身の敷地内で外来植物を見つけた場合は、適切な方法で駆除する。◇郷土の自然に愛着を持ち、自然保護活動に参加する。
事業者	<ul style="list-style-type: none">◇自社の敷地内で外来植物を見つけた場合は、適切な方法で駆除する。◇事業活動にあたっては、自然環境や生態系への影響に配慮する。◇自然保護活動に取り組む。

3-2 人と自然とのふれあいを推進する



◆環境目標

人と自然との豊かなふれあいを推進し、自然を大切にする気持ちを育てます。

◆環境指標

項目	現状		目標値（令和12年度）
	現状値	年度	
自然探索会参加者数 (和賀川の清流を守る会)	13名	R 5	20人
水生生物調査参加団体数	5団体	R 6	5団体

◆現状と課題

水や緑に恵まれた空間は、生き物とのふれあいを通じて人々の心にやすらぎを与えるとともに、生命の尊さや自然を大切にする気持ちを育みます。

環境に優しい行動をする人間を育てるため、本市の豊かな水と緑を積極的に活用し、自然とのふれあいの場の確保と機会の創出に努めていく必要があります。

1 ふれあいの場

自然とのふれあいは、自然への关心や自然を理解しようとして、考える力を養います。かつての日本では自然是身近なものであり、人間も自然の一部でした。しかし、都市化や工業化により人と自然がふれあう場が減少してしまいました。

本市では、自然環境の保全と魅力ある緑・水辺空間の環境整備を推進しており、夏油三山や和賀三山の登山道の草刈りや、市内に4コースある東北自然歩道の整備を行っています。また、展勝地、和賀川ふれあい広場、九年橋せせらぎ公園などを中心に都市環境と調和した自然と親しむ空間を整備しています。このほかにもえづりこすずの里やざぜん草の里など、自然とふれあえる場が多数存在しており、適切な維持管理を行っています。

本市が先人たちから受け継いできた自然とふれあえる場を守り、その存在を広く市民へ周知することにより、ふれあいを通じて市民の自然保護意識を育てていく必要があります。

2 ふれあいの機会

人と自然とのふれあいが減少し、特に若い世代を中心として自然とのつきあい方を知らない人が増えています。自然とふれあう機会を増やすことにより、私たちは、人も生態系の一部であることを理解し、自然との共生への理解を深めることができます。自然とのふれあいは、自然を思いやり、行動する人づくりの基礎となるものです。

自然とのふれあいをより促進するため、ふれあいの場を提供するだけではなく、ふれあいの機会も提供する必要があります。

本市では、行政のほか、NPO法人や各種団体などによる自然探索会や農業体験、自然教室、トレッキング、スノーシューハイキングなど、豊かな自然を生かしたイベントが開催されています。また、岩手県が設置している環境アドバイザー*が市内に2名（令和6年度現在）おり、自然探索会などの行事において講師を務めています。

こうしたイベントや講師に関する情報を市民に提供し、自然とふれあう機会の創出に努め、自然に優しい考え方や行動をする人間を育てます。

◆施策の展開

施策の方向	主な取り組み	担当課
3-2-1 ふれあいの場の確保	◇自然の緑を活かした公園等を適正に維持管理します。	都市計画課
	◇東北自然歩道内環境の適正な保全のため、刈払いを行います。	環境政策課
	◇夏油三山の登山道を適正に維持管理します。	商業観光課
	◇自然保護管理員を設置し、自然公園内の景観や動植物の保護、利用者への適正な指導を推進します。	環境政策課
3-2-2 ふれあいの機会の創出	◇農村の自然と文化を活かしたグリーン・ツーリズム*を推進し、自然とのふれあいの機会の創出を支援します。	農林企画課
	◇森林や河川等、身近な自然を活用した体験型イベントを開催します。	環境政策課 博物館 商業観光課

◆みんなに取り組んでいただきたいこと

主な取り組み	
市民	◇植物や生き物の大切さを実感するため、身近な公園に親しみ、自然を大切にする意識を育む。 ◇各種団体が実施するイベントに参加し、自然の役割や大切さについて理解を深める。
事業者	◇グリーン・ツーリズム*など、地域資源を活用した取組を推進する。 ◇遊休農地を市民農園や体験農園の場として提供する。

基本目標4

健康で安全・快適に暮らせるまち

4-1 きれいな水環境を守る



◆環境目標

誰もが安心して利用できる清らかな水環境を保全します。

◆環境指標

項目	現状		目標値（令和12年度）
	現状値	年度	
類型指定河川のBOD値環境基準達成率	100%	R 5	100%
市内中小河川のBOD値におけるA類型基準達成率	100%	R 6	100%
地下水の環境基準達成率	100%	R 6	100%
汚水処理水洗化率*	86.9%	R 6	89.6%
環境保全協定締結事業所の協定基準順守率（排水）	100%	R 6	100%
環境保全協定締結事業所の協定基準順守率（土壤・地下水）	100%	R 6	100%

*水洗便所設置済人口 ÷ 処理区域内人口

◆現状と課題

北上川や和賀川に代表される豊富な水資源は、日常欠かせない生活用水のほか、かんがい用水、工業用水などの重要な供給源として私たちの生活や産業を支えています。

この水資源を良好な状態で将来の世代に引き継いでいくためには、一人ひとりの心がけによる生活排水対策、事業者による工場からの排水対策など、すべての者が一体となった取り組みが必要です。

1 公共用水域の状況

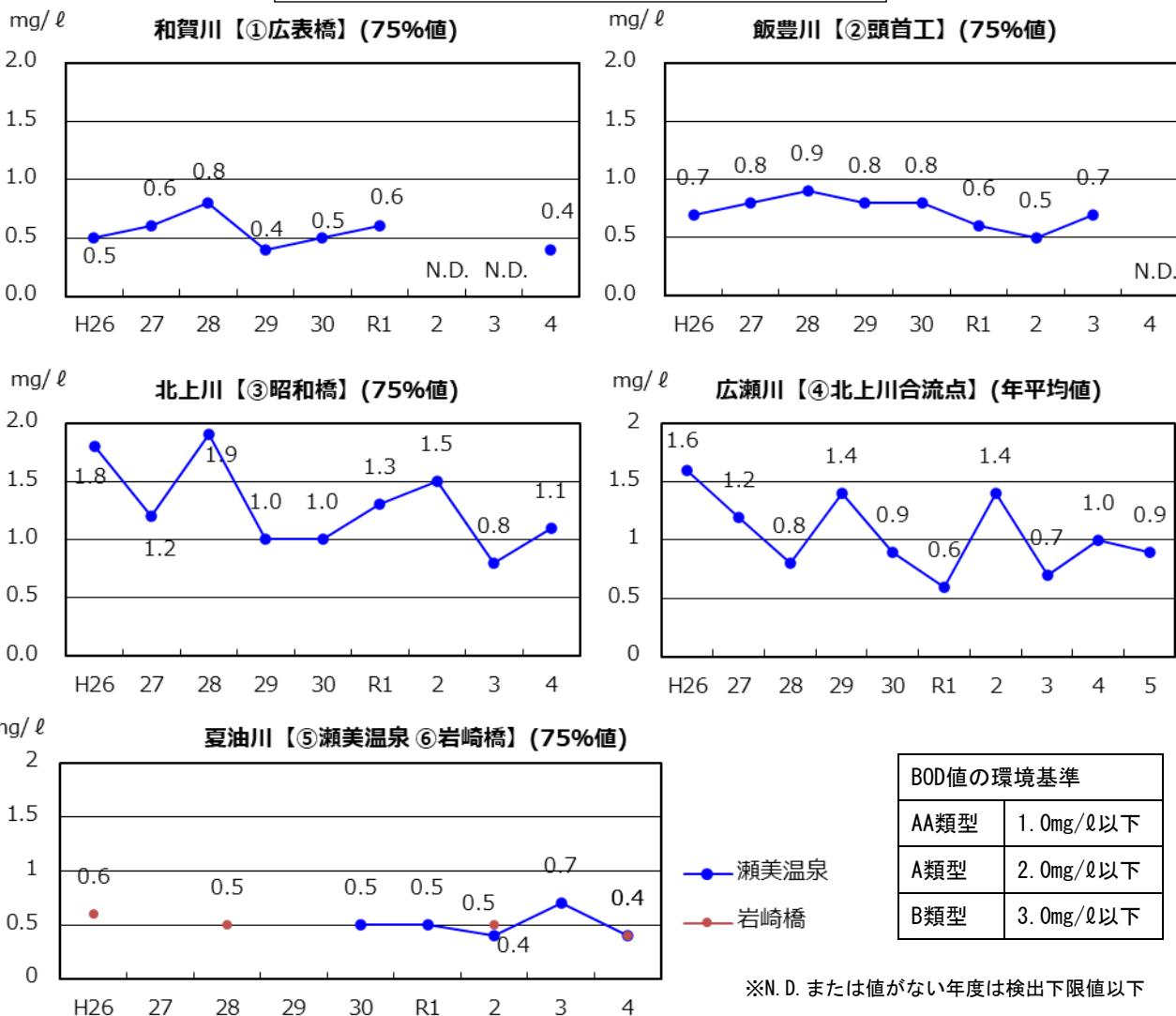
本市には、北上川や和賀川をはじめとする10の一級河川*【図表4-1-1】のほか、多数の中小河川が流れしており、その多くが市の西部より流下し、北上川に流入しています。また、和賀川の支流である夏油川の中流付近には、重要な水源である入畠ダムが整備されています。

市内の公共用水域のうち、4河川1湖沼における6水域が類型指定*されており、国及び県が水質調査を実施しています【図表4-1-2】。河川や湖沼に適用される環境基準*として「人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）」及び「生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）」が定められていますが、平成26年度以降の調査において、健康項目及び生活環境項目についてはすべて環境基準*を達成しており、良好な状態が保たれています。

【図表 4-1-1】市内の一級河川

- ・飯豊川
- ・北上川
- ・北本内川
- ・口内川
- ・黒沢川
- ・夏油川
- ・尻平川
- ・鈴鴨川
- ・本郷川
- ・和賀川

【図表 4-1-2】市内の主な河川の BOD 経年変化

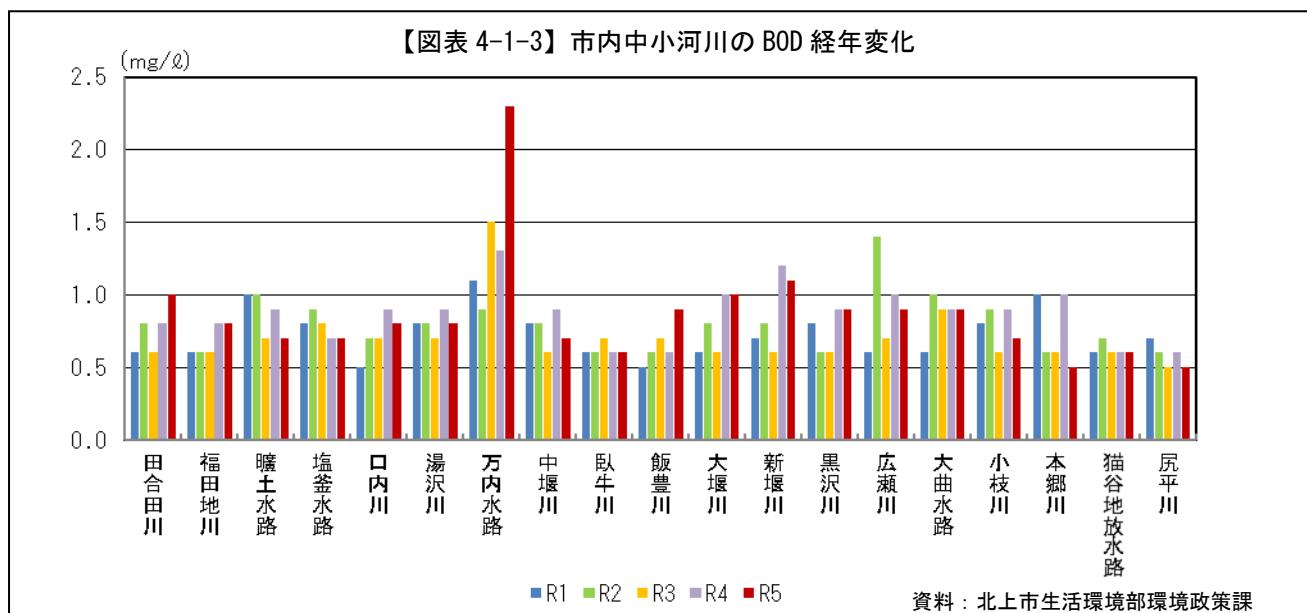


資料：北上市生活環境部環境政策課

また、本市では類型が指定されていない中小河川について水質調査を実施しており、BOD*（平均値）について、直近5年間の調査では、万内水路を除いてA類型相当（2.0mg/l以下）の水質を保っています【図表4-1-3】。

このように、公共用水域の水質は概ね良好な状態が維持されていますが、市内では毎年、油流出事故が発生しており、令和5年度は5件でした。油流出事故は、ホームタンクからの小分け作業や事業活動に伴うものが主な原因となっています。

河川等に油が流出すると、水質汚濁のみならず、魚類などの生態系への影響、水道水や農業用水の取水への影響など大きな問題に発展する可能性もあることから、こうした事故の未然防止に向けた取り組みを一層推進するとともに、事故発生時には被害を最小限にとどめるため、関係機関との連携強化を図っていく必要があります。



2 地下水の状況

工業都市として発展してきた本市には9つの工業団地が整備され、製造業を中心に様々な工場が立地しています。これらの中には有害物質を使用している工場もあり、水質事故発生時の環境への影響や人の健康への被害が懸念されます。

本市では、有害物質による環境汚染を監視するため、工業団地周辺の地下水調査を実施しています。令和5年度は、調査を実施した25地点すべてにおいて、地下水の水質汚濁に係る環境基準*を達成しています。

また、県が水質汚濁防止法の規定により実施している調査について、令和5年度は調査を実施した市内7地点のうち、1地点が基準値超過（砒素）、1地点が指針値超過（全マンガン）でした。

また、土壤汚染対策法の改正（平成31年4月施行）により、調査契機の拡大が図られたことから、今後、本市においても土壤汚染の判明事例の増加が懸念されます。本市は、平成20年度から水質汚濁防止法に係る事務について県から権限移譲を受けているほか、必要に応じ企業

との間で環境保全協定を締結し、水質汚濁の未然防止に努めていますが、地下水の汚染は時間をかけて徐々に広がっていくため、今後も監視を継続して地下水汚染状況の実態把握に努め、汚染の早期発見と人の健康への被害の防止を図る必要があります。

また、岩手県内では、現在のところ地盤沈下は発生しておらず（東日本大震災によるものを除く）、工業用水法及びビル用水法の指定区域もありませんが、本市では企業と締結する環境保全協定の中で、操業に伴う地盤沈下を防止するため、適切な措置を講ずるよう求めていきます。

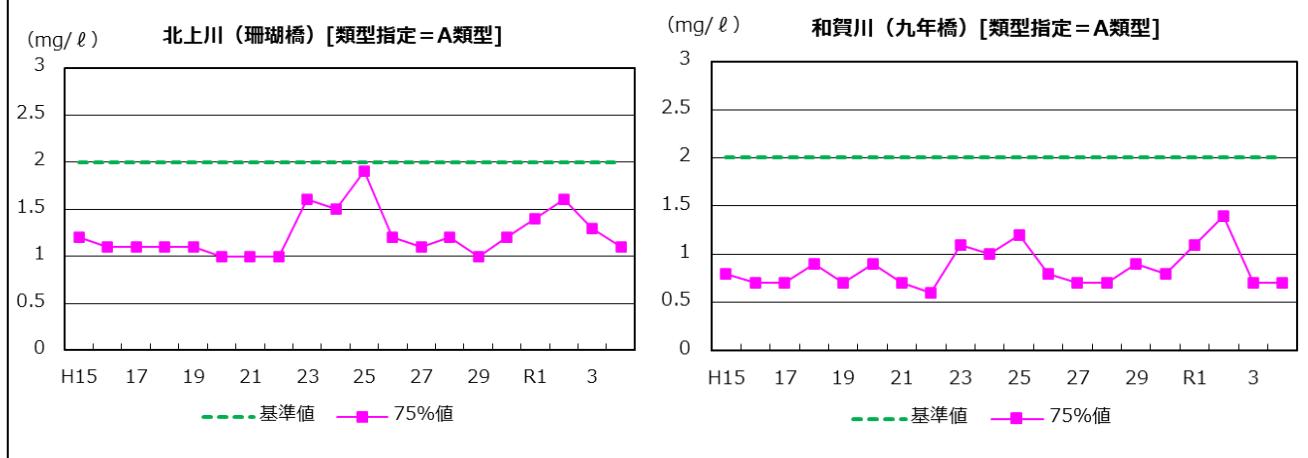
3 汚水処理施設の整備状況

公共下水道等の汚水処理施設は、公共用水域の水質保全及び健康で快適な生活環境を確保するうえで不可欠な施設です。

北上川（珊瑚橋）及び和賀川（九年橋）の2地点について、BOD*（75%値*）の経年変化をみると、いずれも基準値以下を示しており【図表4-1-5】、公共下水道や合併処理浄化槽*などの汚水処理施設の普及による水質改善の効果が表れているものと考えられます。

令和6年度における水洗化率について、公共下水道は93.8%、特定公共下水道は100%、農業集落排水処理施設*は94.2%となっています。整備された施設の有効活用と公共用水域の更なる水質改善を図るために、水洗化率の向上に努めていく必要があります。

【図表4-1-5】北上川（珊瑚橋）、和賀川（九年橋）のBOD（75%値）の経年変化



資料：北上市生活環境部環境政策課

4 有機フッ素化合物（PFAS）の測定

PFAS（ピーファス）とは、ペルフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物の総称で、2000年代初頭まで様々な工業や製品製造に使われました。2009年以降、環境中の残留性や健康影響への懸念から国際的に規制が進み、現在では日本を含む多くの国で、製造・輸入等が禁止されています。PFASは分解されにくい性質があるため、今も環境中に残存しており、国では、水道水や環境中の水の目標値を定め、飲み水からの摂取を防ぐ取組を進

めています。

本市では、令和5年度以降、飯豊川及び後藤野工業団地柏野団地専用排水路で、PFASの測定を実施しています。令和5年度及び令和6年度の測定結果では、指針値である1リットルあたり50ナノグラムを大きく下回る2～3ナノグラムという結果でした。いずれも指針値以下を示していますが、今後も引き続き監視を行います。

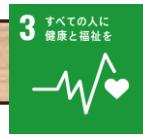
◆施策の展開

施策の方向	主な取り組み	担当課
4-1-1 監視体制の充実	◇公共用水域の水質状況を把握し、その結果を公表します。 ◇地下水の水質状況を把握し、水質や土壤の汚染を監視し、その結果を公表します。	環境政策課
4-1-2 発生源対策の推進	◇法令や協定締結により、事業所からの排水の状況や土壤汚染の有無を確認し、適切な指導を行います。 ◇公共下水道等の整備済区域の水洗化率の向上に努めます。 ◇合併処理浄化槽*の普及促進を図り、生活排水処理対策を推進します。 ◇地下水の利用状況の把握に努め、土壤汚染が判明した際、周辺住民の健康被害を未然に防止します。	下水道課
	◇地盤沈下が懸念される大量取水が行われる場合には、地下水位の変動について注視します。	環境政策課
	◇環境汚染事故の未然防止に努めるとともに、事故発生時には迅速な対応を行います。	環境政策課
	◇不法投棄パトロールや清掃活動等により、河川環境の保全に努めます。	環境政策課

◆みんなに取り組んでいただきたいこと

主な取り組み	
市民	<ul style="list-style-type: none">◇公共下水道等の汚水処理施設の整備済区域においては、排水設備を設置し速やかに接続する。◇汚水処理施設が整備されていない地域では、合併処理浄化槽*を設置し、生活排水処理対策に努める。◇油や生ごみを排水口に直接流さない。◇食べ残しや飲み残しを減らしたり、米のとぎ汁を食器洗いに再利用したりするなど、水を汚す原因を減らし生活排水処理対策に努める。◇灯油等のホームタンクには防油堤を設置し、作業中はその場を離れないなど、油流出事故発生の防止に努める。
事業者	<ul style="list-style-type: none">◇公共下水道等の汚水処理施設の整備済区域においては、排水設備を設置し速やかに接続する。◇汚水処理施設が整備されていない地域では、合併処理浄化槽*を設置し、排水処理対策に努める。◇法令や協定を順守し、水質汚濁防止に努める。また、法令等の規制を受けない事業所の場合でも、適正な排水処理を行う。◇環境にやさしい洗剤を適量で使用するなど水を汚す原因を減らし、事業所からの排水処理対策に努める。◇家畜のふん尿は適正に処理する。◇事業所敷地内への雨水浸透ます*の設置や透水性舗装により、雨水の地下水かん養を図り、地下水質の環境保全に努める。◇貯油施設には油漏れ対策を行い、油流出事故発生の防止に努める。

4-2 さわやかな空気を守る



●環境目標

すがすがしい空気を守り、健康被害を防止します。

●環境指標

項目	現状		目標値（令和12年度）
	現状値	年度	
二酸化窒素濃度の環境基準達成率 (岩手県一般環境大気測定局：芳町局)	100%	R 6	100%
有害大気汚染物質の環境基準達成率	100%	R 6	100%
大気中のダイオキシン類濃度	0.0051pg-TEQ/m³	R 6	0.0051pg-TEQ/m³
環境保全協定締結事業所の協定基準順守率（ばい煙等・悪臭）	91.7%	R 6	100%

◆現状と課題

私たちは、常に空気に触れて生活しており、さわやかな風と澄んだ空気は健康で安全な暮らしをするうえで欠かすことができません。

市内では大気汚染に伴う公害は発生していませんが、大気汚染の原因物質は、地球温暖化や酸性雨など地球規模の環境問題とも密接に関係することから、今後も発生源対策を推進していく必要があります。

1 大気汚染の状況

大気汚染の主な発生源は、工場等からの排煙や自動車からの排気ガスです。

本市では、平成20年度から大気汚染防止法に係る事務について県から権限移譲を受けてい るほか、必要に応じ企業との間で環境保全協定を締結していますが、市内には9つの工業団地が整備されており、発生源となる工場等が多数立地していることから、環境監視や立入調査体制の充実・強化などを図り、大気汚染の未然防止を図る必要があります。

また、本市を南北に貫く主要幹線道路である国道4号の1日当たりの自動車交通量について見ると、平成16年

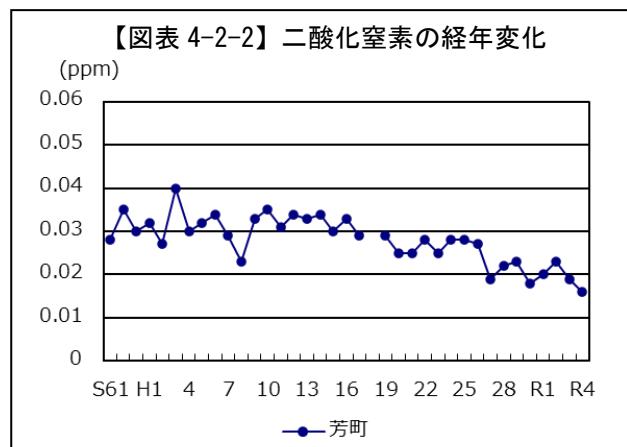
【図表 4-2-1】国道4号の1日当たり自動車交通量(鬼柳町)



資料：北上市統計書をもとに作成

度をピークに減少傾向にありましたが、平成20年度以降再び増加に転じました。その後、平成26年度をピークに現在は横ばい状態にあり【図表4-2-1】、交通量の増大による大気環境の悪化が懸念されます。

岩手県では、大気汚染防止法の規定により大気の状況を常時監視しており、市内には一般環境大気測定局（芳町局）が設置され、大気汚染物質のうち二酸化窒素*（NO₂）及び光化学オキシダント*（O_x）の2物質について測定が行われています。二酸化窒素*については、全国的にゆるやかな改善傾向がみられ、本市においても良好な状態が維持されています【図表4-2-2】。



資料：北上市生活環境部環境政策課

光化学オキシダント*については、県内では本市を含め5つの測定局で測定が行われていますが、令和5年度は短期的な評価である1時間ごとの数値で見ると、全ての測定局で環境基準*を超過しています【図表4-2-3】。なお、一般環境大気測定局（芳町局）の環境基準*超過時間数は105時間となっていますが、光化学オキシダント*の値は時間ごとの変動が大きく、年間の平均値として見ると環境基準*を達成しています。光化学オキシダント*の値は各測定局でほぼ同様の推移を示しており、本市に起因する基準超過等はないものと考えられます。

原因については、東アジアからの越境汚染の影響も指摘されており、国内対策だけでは対処できない面もありますが、今後も状況を注視するとともに、注意報発令時に備えて情報伝達体制の確立・維持を図る必要があります。

【図表4-2-3】光化学オキシダントの環境基準超過数時間数と昼間の平均値

	北上市芳町局	盛岡市津志田局	奥州市水沢局	一関市竹山町局	宮古市横町局
令和3年度	44時間 0.032ppm	98時間 0.032ppm	49時間 0.033ppm	44時間 0.031ppm	46時間 0.032ppm
令和4年度	161時間 0.031ppm	168時間 0.031ppm	162時間 0.031ppm	159時間 0.031ppm	114時間 0.030ppm
令和5年度	105時間 0.033ppm	98時間 0.033ppm	112時間 0.033ppm	104時間 0.031ppm	72時間 0.031ppm

環境基準 = 1時間値が0.06ppm以下

出典：岩手県環境生活部環境保全課

2 悪臭の状況

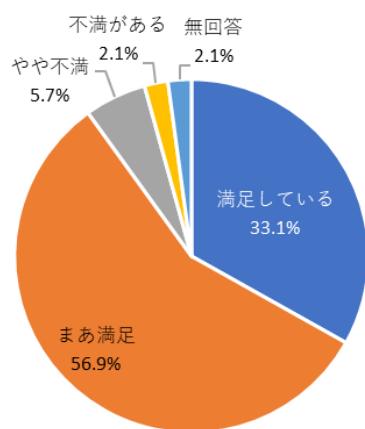
悪臭は、騒音や振動とともに感覚公害と呼ばれ、その不快なにおいにより生活環境を損ない、主に感覚的・心理的な被害を与えるもので、風向きなどにより意外なほど広範囲に被害が及ぶことがあります。

本市では、悪臭防止法の規定により、規制地域を設けて悪臭規制を行っているほか、令和5

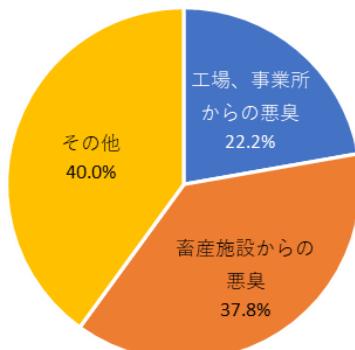
年度から令和6年度にかけて、臭気を感じる頻度や地域、気象条件等について市民モニタリング調査を行いました。苦情の寄せられる畜産施設は規制地域外に立地しており、直接的に規制する手法がない状況にあります。

こうした規制地域外からの悪臭が、本来、生活環境が保全されるべき規制地域内に及ぶ事例も生じていることから、事業者に対し適切な対策を講じるよう指導を強化するとともに、規制地域や規制手法の見直しなど、抜本的な対策を講じていく必要があります。

周辺の環境についてどのように感じているか
(空気の爽やかさ)



※「やや不満」「不満」の理由
(空気の爽やかさ)



環境に関する意識調査 (令和6年度)

周辺の環境（空気の爽やかさ）についてどのように感じているか尋ねた設問では、「まあ満足」「満足」「やや不満」「不満」の順に割合が高くなりました。

「やや不満」「不満」と回答した理由については、「その他」が最も多くなりました。「その他」では、野焼きによる悪臭が問題だという意見が多く見られました。

◆施策の展開

施策の方向	主な取り組み	担当課
4-2-1 監視体制の充実	◇大気環境の状況を把握し、その結果を公表します。	環境政策課
4-2-2 発生源対策の推進	◇法令や協定締結により、事業所からのはい煙等の排出状況を確認し、適切な指導を行います。	環境政策課
	◇法令の周知やパトロールの実施により、簡易焼却炉や野焼きによる廃棄物の焼却を防止します。	環境政策課
	◇畜産業者に対し、悪臭防止対策に努めるよう指導を強化します。	環境政策課
	◇汲み取りトイレの水洗化を推進します。	下水道課
	◇悪臭防止協定に基づき、事業所からの悪臭物質濃度を確認し、適切な指導を行います。	環境政策課
4-2-3 自動車排ガス対策 の推進	◇環境汚染事故の未然防止に努めるとともに、事故発生時には迅速な対応を行います。	環境政策課
	◇工業団地周辺の道路整備により、交通渋滞の解消に努めます。	道路環境課
	◇次世代自動車*（EV、PHEV 等）の普及促進を図ります。	環境政策課
	◇公用車の更新時期に合わせ、次世代自動車*（EV、PHEV 等）の導入に努めます。	資産経営課
	◇公共事業で使用する建設機械において、排出ガス対策型建設機械の利用促進を図ります。	資産経営課
		道路環境課

◆みんなに取り組んでいただきたいこと

主な取り組み	
市民	<ul style="list-style-type: none">◇ごみを野焼きしたり、簡易焼却炉で焼却したりしない。◇悪臭防止のため、汲み取りトイレの水洗化に努める。◇車の排気ガスに含まれる大気汚染の原因となる物質を減らすため、以下に取り組む。<ul style="list-style-type: none">・自家用車の利用を控え公共交通機関や自転車・徒歩による移動を心がけるなど、日々の移動手段を見直す。・車の購入やレンタカーを利用する際は、環境負荷の低い車を選ぶ。・車を運転するときは、ふんわりブレーキ・アクセル等のエコドライブ*を心がける。・宅配便を受け取る時は、再配達にならないよう心がける。
事業者	<ul style="list-style-type: none">◇法令や協定を順守し、大気汚染防止に努める。また、法令等の規制を受けない事業所の場合でも、大気汚染物質の排出抑制に努める。◇ごみを野焼きしたり、簡易焼却炉で焼却したりしない。◇悪臭防止のため、家畜のふん尿は適正に処理する。また、悪臭発生が懸念される事業所は、脱臭設備など悪臭が拡がらない対策を講じるよう努める。◇車や建設機械の排ガスに含まれる大気汚染の原因となる物質を減らすため、以下に取り組む。<ul style="list-style-type: none">・購入または利用する際は、環境負荷の低いものを選ぶ。・輸配送の効率化に努め、必要に応じて鉄道輸送など環境負荷の少ない輸送方法に転換する。・車を運転するときは、ふんわりブレーキ・アクセル等のエコドライブ*を心がける。

4-3 まちの静けさを守る



◆環境目標

騒音を減らし、静けさの感じられるまちづくりを推進します。

◆環境指標

項目	現状		目標値（令和12年度）
	現状値	年度	
自動車騒音常時監視測定結果の環境基準達成率	97.8%	R6	97.5%
一般環境騒音の環境基準達成率	100%	R6	100%
環境保全協定締結事業所の協定基準順守率（騒音）	100%	R6	100%

◆現状と課題

騒音や振動は、直接的に健康被害をもたらすものではなく、感覚的・心理的に不快感を与える感覚公害です。

騒音や振動の発生源は多種多様で、工場等の操業によるもの、建設作業に伴うもの、各種交通機関によるもの、飲食店の深夜営業に伴うもの、隣家のボイラーや生活騒音など、私たちの身の回りでは様々な騒音・振動が発生しています。

1 騒音の状況

本市では、騒音規制法（振動規制法）の規定により、規制地域を設けて騒音（振動）規制を行っていますが、対象となる施設及び建設作業に伴う規制基準の超過は見られません。

しかしながら、環境基準*が定められている自動車騒音、一般環境騒音、新幹線鉄道騒音については、依然として環境基準*を超過することがあります。

（1）自動車騒音の状況

令和6年度の自動車騒音常時監視測定結果の環境基準*適合状況は、評価を実施した4,561戸のうち、4,462戸が昼夜とも基準を達成し、達成率は97.8%でした。なお、騒音規制法の規定による要請限度*を超過した測定地点はありませんでした。

道路交通騒音は、交通量や走行速度、道路構造などに左右されることから、自動車利用の自粛や制限速度の順守、道路構造の改善など、総合的な対策を講じていく必要があります。

（2）一般環境騒音

令和6年度の一般環境騒音の環境基準*適合状況は、測定を実施した12地点すべてで環境基

準を達成していました。

直近5年間の昼夜別の環境基準*の適合率は、下記のとおりです【図表4-3-1】。昼間の環境適合率はA類型地点で85.7%～100%、夜間の環境適合率はA類型地点で88.8%～100%、B類型地点で88.8%～100%となっています。

【図表 4-3-1】一般環境騒音の環境基準適合状況

年度	類型	測定 地点数	環境基準適合地点			
			昼間		夜間	
			地点数	適合率	地点数	適合率
R1	A	14	14	100%	14	100%
	B	9	9	100%	8	88.8%
	C	4	4	100%	4	100%
R2	A	14	14	100%	14	100%
	B	9	9	100%	9	100%
	C	4	4	100%	4	100%
R3	A	14	14	100%	13	88.8%
	B	9	9	100%	8	100%
	C	4	4	100%	4	100%
R4	A	14	14	100%	14	100%
	B	9	9	100%	9	100%
	C	4	4	100%	4	100%
R5	A	7	6	85.7%	6	100%
	B	3	3	100%	3	100%
	C	3	3	100%	3	100%

出典：北上市生活環境部環境政策課

(3) 新幹線鉄道騒音（振動）

令和6年度の新幹線鉄道騒音の環境基準*適合状況は、測定を実施した4地点すべてで環境基準*を超過していました。

こうした状況の中、新型車両の導入によりさらに高速化が進むと見込まれていることから、沿線における騒音の悪化が懸念されます。レール研磨やパンタグラフ削減、防音壁への吸音板の設置など、事業者による様々な騒音対策がとられているものの改善がみられないことから、今後も騒音の状況を監視するとともに、事業者に対して有効な騒音対策を講じるよう要望していく必要があります。

なお、新幹線鉄道振動については環境基準*が定められていませんが、新幹線鉄道振動対策に係る指針値（70dB）以下となっています。

◆施策の展開

施策の方向	主な取り組み	担当課
4-3-1 監視体制の充実	◇一般環境騒音及び交通騒音の状況を把握します。	環境政策課
4-3-2 発生源対策の推進	◇法令や協定締結により、事業所からの騒音の状況を確認し、適切な指導を行います。	環境政策課
4-3-3 交通騒音・振動対策の推進	◇高速道路交通騒音や新幹線鉄道騒音を防止するため、遮音壁の設置などの対策を事業者に要請します。	環境政策課
	◇公共工事で使用する建設機械に低騒音型・低振動型建設機械を活用します。	資産経営課 道路環境課

◆みんなに取り組んでいただきたいこと

主な取り組み	
市民	<p>◇近隣住民のことを考え必要以上に音を出さないよう気配りするなど、生活騒音の発生抑制に努める。</p> <p>◇ボイラーやエアコンを設置する場合は音の小さいものを選ぶようにし、必要に応じて防音（振動）対策を講じるよう努める。</p> <p>◇車を運転するときは、ふんわりブレーキ・アクセル等のエコドライブ*を心がけ、車による騒音の発生抑制に努める。</p>
事業者	<p>◇法令や協定を順守し、騒音（振動）の発生防止に努める。また、法令等の規制を受けない事業所の場合でも、騒音（振動）の発生防止に努める。</p> <p>◇機械や設備を導入する際は、低騒音（振動）型を選ぶようにし、必要に応じて防音（振動）対策を講じるよう努める。</p> <p>◇騒音の発生が懸念される場合は、防音壁を設置する等、必要に応じて騒音低減対策を講じるよう努める。</p> <p>◇車を運転するときは、ふんわりブレーキ・アクセル等のエコドライブ*を心がけ、車による騒音の発生抑制に努める。</p>

4-4 化学物質による環境汚染や健康被害を防止する



◆環境目標

化学物質についての正しい知識と理解を深め、環境汚染や健康被害の未然防止に努めます。

◆環境指標

項目	現状		目標値（令和12年度）
	現状値	年度	
有害大気汚染物質の環境基準達成率（再掲）	100%	R 6	100%
大気中のダイオキシン類濃度（再掲）	0.0051-TEQ/m ³	R 6	0.0051-TEQ/m ³
ダイオキシン類排出基準適合率（ダイオキシン類対策特別措置法特定施設）	100%	R 6	100%
地下水の環境基準達成率（再掲）	100%	R 6	100%

◆現状と課題

化学物質は、便利で豊かな生活を支えるためには欠かせないものとなっており、私たちは様々な化学物質に囲まれて生活しています。しかし、環境中に排出された化学物質の中には、環境汚染や人の健康への被害など悪影響を及ぼすものもあり、化学物質について正しい知識と理解が必要です。

1 環境中の化学物質

岩手県では、大気汚染防止法及びダイオキシン類対策特別措置法の規定により、有害大気汚染物質のモニタリング調査を実施しています。

有害大気汚染物質とは、継続的な摂取により健康被害が生じるおそれがあるとされる物質で、有害大気汚染物質に該当する可能性のある物質は248物質とされています。このうち、健康リスクがある程度高いとされる23物質が優先取組物質として選定され、うち5物質（ダイオキシン類*含む）について環境基準*が設定されています【図表4-4-1】。

【図表 4-4-1】環境基準

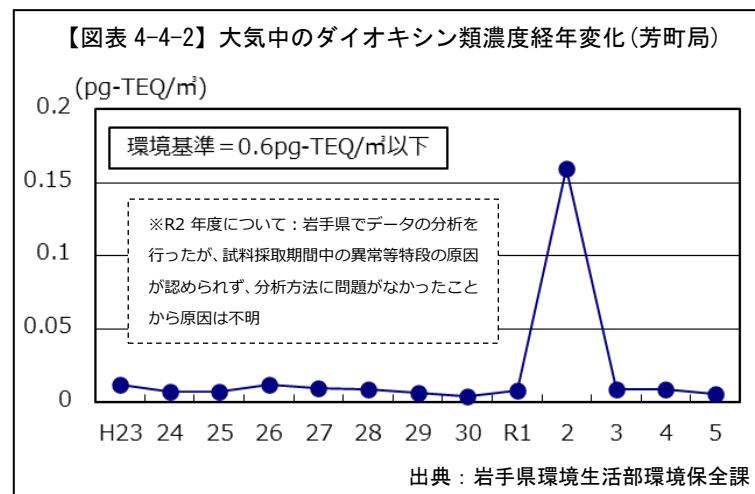
物質名	環境基準 (年平均値)	物質名	環境基準 (年平均値)
ベンゼン	0.003mg/m ³ 以下	トリクロロエチレン*	0.2mg/m ³ 以下
テトラクロロエチレン	0.2mg/m ³ 以下	ジクロロメタン	0.15mg/m ³ 以下
ダイオキシン類	0.6-TEQ/m ³ 以下		

令和5年度に一般環境大気測定局（芳町局）で有害大気汚染物質の測定が実施されましたが、いずれも環境基準*を達成しています【図表4-4-2】。

また、ダイオキシン類*については大気中濃度のほか、公共用水域（水質・底質）、地下水及び土壌について環境基準*が定められています。このうち、令和5年度は和賀川（九年橋）で水質及び底質

のダイオキシン類*測定が実施されましたが、いずれも環境基準*を達成しています。

市内には、ダイオキシン類対策特別措置法の対象となる施設が複数存在していることから、こうした施設の監視・指導を強化するとともに、家庭ごみの野焼きの防止など、身近なダイオキシン類*対策を推進していく必要があります。

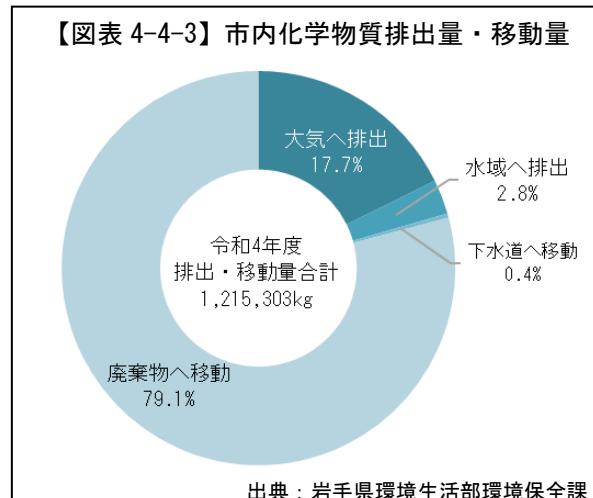


2 化学物質移動量等の把握

人の健康や生態系などに悪影響を及ぼすおそれのある化学物質が、どこから、どれだけ環境中に排出されているかを集計・公表する制度がPRTR制度* (Pollutant Release and Transfer Register) です。

令和4年度の市内の化学物質排出・移動量の合計は1,215,303kgとなっています。内訳は、廃棄物として処理するために事業所外へ移動されたものが79.1%、大気中に排出されたものが17.7%で、この両者で全体の9割以上を占めています【図表4-4-3】。

PRTR制度*を積極的に活用し、市内における化学物質の排出・移動量を広く市民等に公表することなどにより、化学物質について正しい知識と理解を深め、化学物質による環境リスクの低減に努めていく必要があります。



◆施策の展開

施策の方向	主な取り組み	担当課
4-4-1 監視体制の充実	◇大気や公共用海域等、環境中のダイオキシン類*濃度を把握し、その結果を公表します。	環境政策課
4-4-2 発生源対策の推進	◇法令や協定締結により、事業所から排出されるダイオキシン類*の濃度や化学物質の移動量等を確認し、適切な指導を行います。	環境政策課
	◇農薬や化学肥料による土壤汚染や有益生物への悪影響を防止するため、減農薬・減化学肥料の環境保全型農業を推進します。	農業振興課
	◇法令の周知やパトロールの実施により、簡易焼却炉や野焼きによるダイオキシン類*の飛散を防止します。	環境政策課
	◇建築物等の解体に伴うアスベスト*の飛散を防止します。	環境政策課
	◇環境汚染事故の未然防止に努めるとともに、事故発生時には迅速な対応を行います。	環境政策課
4-4-3 化学物質対策の推進	◇化学物質に関する情報を収集するとともに、広く市民等に提供します。	環境政策課
	◇化学物質に関するリスクコミュニケーション*を推進します。	環境政策課
	◇シックスクール*対策やアスベスト*対策等、公共施設における化学物質対策を徹底します。	環境政策課 学校教育課
	◇PRTR制度*を推進し、事業者の化学物質の使用実態を把握し、自主的な化学物質の適正管理を促進させることにより、環境リスクの低減につなげます。	環境政策課

◆みんなに取り組んでいただきたいこと

主な取り組み	
市民	<ul style="list-style-type: none">◇ダイオキシン類*の発生抑制のため、ごみを野焼きしたり、簡易焼却炉で焼却したりしない。◇土壤・水質汚染対策のため、家庭菜園で農薬等を使用する場合は、使用基準を守って使用する。◇日頃から化学物質について興味を持ち、PRTR制度*やリスクコミュニケーション*等により理解や知識を深める。
事業者	<ul style="list-style-type: none">◇法令や協定を順守し、ダイオキシン類*等の化学物質の環境中の排出抑制に努める。◇化学物質を適正に使用・管理し、不要な拡散防止に努める。◇土壤・水質汚染対策のため、農薬等を使用する場合は、使用基準を守って使用する。◇日頃から地域住民とのリスクコミュニケーション*に努める。◇ダイオキシン類*の発生抑制のため、ごみを野焼きしたり、簡易焼却炉で焼却したりしない。

4-5 快適な生活環境を創る



◆環境目標

身近な緑地や文化財の整備・保全により、豊かな緑と良好な景観が連なる質の高い生活環境を創造します。

◆環境指標

項目	現 状		目標値（令和12年度）
	現状値	年度	
市民一人当たりの都市公園面積	18.49m ²	R 6	18.02m ²
指定文化財件数	169件	R 6	170件
きたかみ景観資産の認定数	119件	R 6	121件

◆現状と課題

身近な緑や水辺、良好な景観などは、私たちの生活にうるおいとやすらぎを与え、心地よい生活を送るために欠かすことができない要素です。

すべての者が連携し、水と緑のネットワークや良好な景観を形成するとともに、環境美化意識の高揚を図り、快適な生活環境の創造に努めていく必要があります。

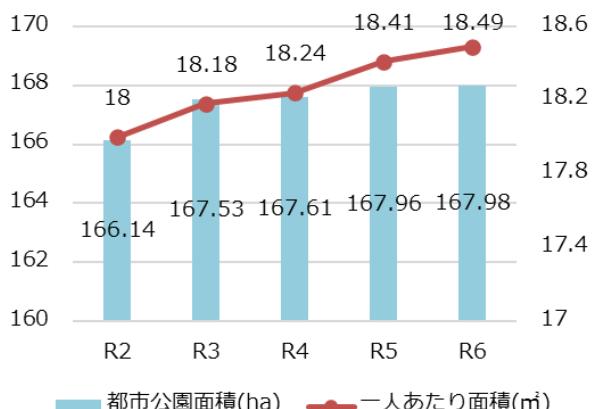
1 身近な緑と水辺空間

令和6年度末現在、市内には139か所、167.98haの都市公園が整備されており、市民一人当たりの都市公園面積は18.49m²となっています【図表4-5-1】。このほか市内には、農村公園や児童遊園、多目的広場などが整備されており、これらを含めると、市内の公園数は165か所にのぼります。この中には九年橋せせらぎ公園や新堰水辺公園といった水辺空間を整備・活用した親水公園も含まれており、自然との交流や憩いの場となる緑・水辺の拠点が整備されています。

また、街並みの緑化と景観の形成、騒音等の緩衝を目的として、市内の道路沿いには街路樹が整備されています。

なお、水と緑のネットワークを形成するためには、公共空間の緑化のみならず、宅地や事業所用地等の緑化も併せて推進していく必要があります【図表4-5-2】。

【図表 4-5-1】都市公園面積の推移



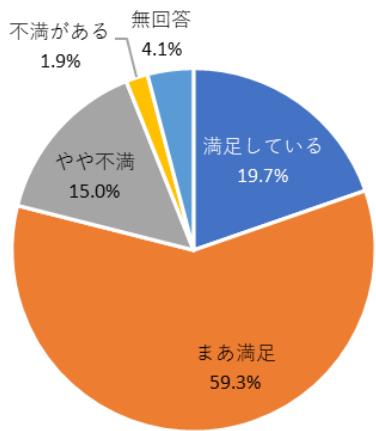
出典：北上市都市整備部都市計画課

【図表 4-5-2】宅地の緑化事例

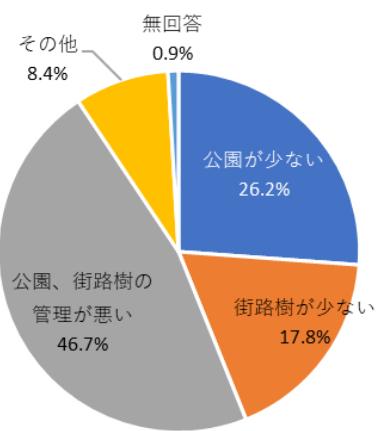


出典：北上市生活環境部環境政策課

周辺の環境についてどのように感じているか
(公園や街路樹など身近な緑)



※「やや不満」「不満」の理由
(公園や街路樹など身近な緑)



環境に関する意識調査 (令和6年度)

周辺の環境(公園や街路樹など身近な緑)についてどのように感じているか尋ねた設問では、無回答を除き、「まあ満足」「満足」「やや不満」「不満」の順に割合が高くなりました。

「やや不満」「不満」と回答した理由については、「公園、街路樹の管理が悪い」が最も多く、次いで「公園が少ない」「街路樹が少ない」の順に割合が高くなりました。

2 湧水の状況

本市には、いわての名水二十選に選ばれた下江釣子の「新渡戸観音泉」や和賀町藤根の「長清水」のほか、200ほどの湧水が現存し、「すず」と呼ばれ親しまれています。これらの湧水は、古くから生活用水として利用され、人々の暮らしと密接に関わってきました。今日では、上水道の普及等により人々が湧水と関わる機会が少なくなってきたが、本市では、生活に潤いを与える地域の文化、景観、観光資源などとしても貴重な存在である湧水を良好な状態で保全・活用するため、保存泉として指定しています。

【図表 4-1-4】指定保存泉一覧

名称	所在地
帰帆場泉	幸町
家慶の泉	下江釣子16地割
新渡戸観音泉（いわての名水二十選）	下江釣子14地割
長清水（いわての名水二十選）	和賀町藤根27地割
やすらぎの泉	下江釣子14地割
桂の泉	下江釣子14地割
ぽんぽこ泉	下江釣子12地割

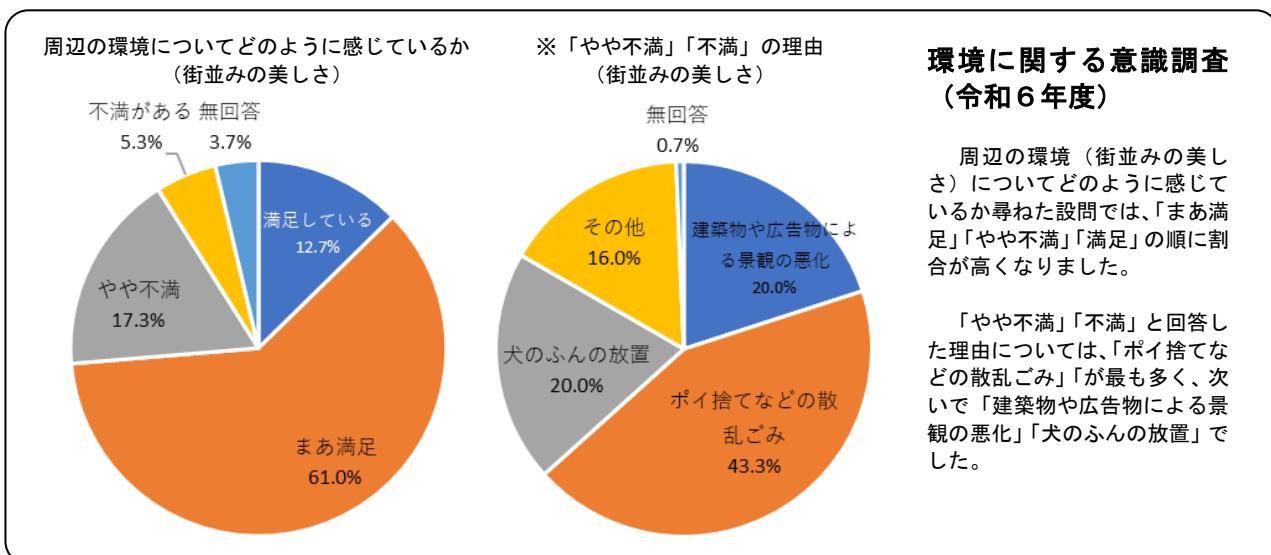
資料：北上市都市整備部都市計画課

3 景観の形成

景観とは、身の回りの自然や建物、地域の歴史や文化など、様々な要素で構成されたまちや地域の表情を意味しており、人々の活動の積み重ねによって創られ、継承されてきたものです。

本市は、優れた景観を育み継承し、新たな価値ある景観を生み出すため、平成18年に景観法に基づく景観行政団体^{*}となり、平成21年に北上市景観計画を策定しました（令和6年3月改定）。同計画に基づく景観資産認定制度により、令和6年度末現在で市内119件の景観資産を認定し、各地域において、景観を守り、創り、育てる活動が展開されています。

ほかにも、建築物や工作物の建設などを行う場合は、北上市景観条例に基づく届出制度により景観への配慮を求めたり、市民向けに景観学習を実施したりするなど、身近にある景観を守り育てる活動に取り組んでいます。



4 美観の維持

市内では、ポイ捨てによるごみの散乱やペットのウンの放置など、街の美観を損なう行為が散見されます。公園の整備や緑化、良好な景観の形成が推進されても、こうした行為がなくならない限り、快適な生活環境を確保することはできません。

私たち一人ひとりが環境美化意識の向上に努め、美しい街並みを創造していく必要があります。

◆施策の展開

施策の方向	主な取り組み	担当課
4-5-1 水と緑のネットワークの形成	◇公園や緑地の整備を計画的に推進するとともに、適正な維持管理に努めます。	都市計画課
	◇沿道の緑化を推進するとともに、街路樹等の適正な維持管理に努めます。	都市計画課 道路環境課
	◇地域や学校等における緑化推進を図るため、緑化木の配布活動による意識啓発を行います。	農林企画課
	◇道路において緑化を重点的に推進する路線を設定し、街中の見える緑の創出を検討します。	都市計画課
	◇水辺に親しむことのできる親水公園の維持管理を適正に行います。	農林企画課
4-5-2 景観の形成と美観の維持	◇景観計画及び景観条例の運用により、良好な景観の形成を推進します。	都市計画課
	◇保存樹木等の適正な保全に努めます。	都市計画課
	◇荒廃農地*や空き地の適正な維持管理を指導します。	農業委員会 環境政策課
	◇歴史や文化資源の適正な保存と活用を推進します。	文化財課
	◇環境美化意識の向上を図り、ポイ捨てを防止します。	環境政策課
	◇犬のウンの放置防止等、飼い主のマナー啓発に努めます。	環境政策課

◆みんなに取り組んでいただきたいこと

主な取り組み	
市 民	<p>◇花木の植樹や育成等により、宅地内の緑化に努める。</p> <p>◇建築物や工作物を設置する際は、法令や条例を順守し周囲の環境や景観への配慮に努める。</p> <p>◇雑草の繁茂やごみの散乱を防止するため、所有する家屋や土地の適正管理に努める。</p> <p>◇ごみのポイ捨てをしない。ペットのウンを放置しない。</p> <p>◇地域の公園や道路、河川の清掃等、環境美化活動に積極的に参加するよう努める。</p> <p>◇行政等が実施する景観学習に参加し、景観への理解を深める。</p> <p>◇郷土の歴史に愛着を持ち、歴史や文化資源の保存に協力する。</p>
事 業 者	<p>◇花木の植樹や育成等により、事業所地内の緑化に努める。</p> <p>◇建築物や工作物を設置する際は、法令や条例を順守し周囲の環境や景観への配慮に努める。</p> <p>◇雑草の繁茂やごみの散乱を防止するため、所有する建物や土地の適正管理に努める。</p> <p>◇道路や河川の清掃等、環境美化活動を積極的に実施するよう努める。</p> <p>◇歴史や文化資源の保存に協力する。</p>

基本目標5

すべての人が連携して環境づくりに取り組むまち

5-1 環境教育・学習を推進する

4 質の高い教育を
みんなに



11 住み続けられる
まちづくりを



17 パートナーシップで
目標を達成しよう



●環境目標

市民一人ひとりが、日常生活と環境との関わりについて理解が深められるよう、環境に関する情報を収集し、広く提供するとともに、環境に関する教育や学習の機会を充実させます。

●環境指標

項目	現状		目標値（令和12年度）
	現状値	年度	
環境学習講座受講者数	207名	R 6	200名
こどもエコクラブ登録数	2団体	R 6	2団体

◆現状と課題

近年、市民の環境に関する意識は高まっており、マイバッグを持参する人の増加や、節水や節電、ごみの分別に以前より積極的に取り組むようになりました。しかしながら、環境問題は深刻化を続けており、これまで以上に一人ひとりが環境に対する意識を持ち、環境負荷を低減する具体的行動が望されます。

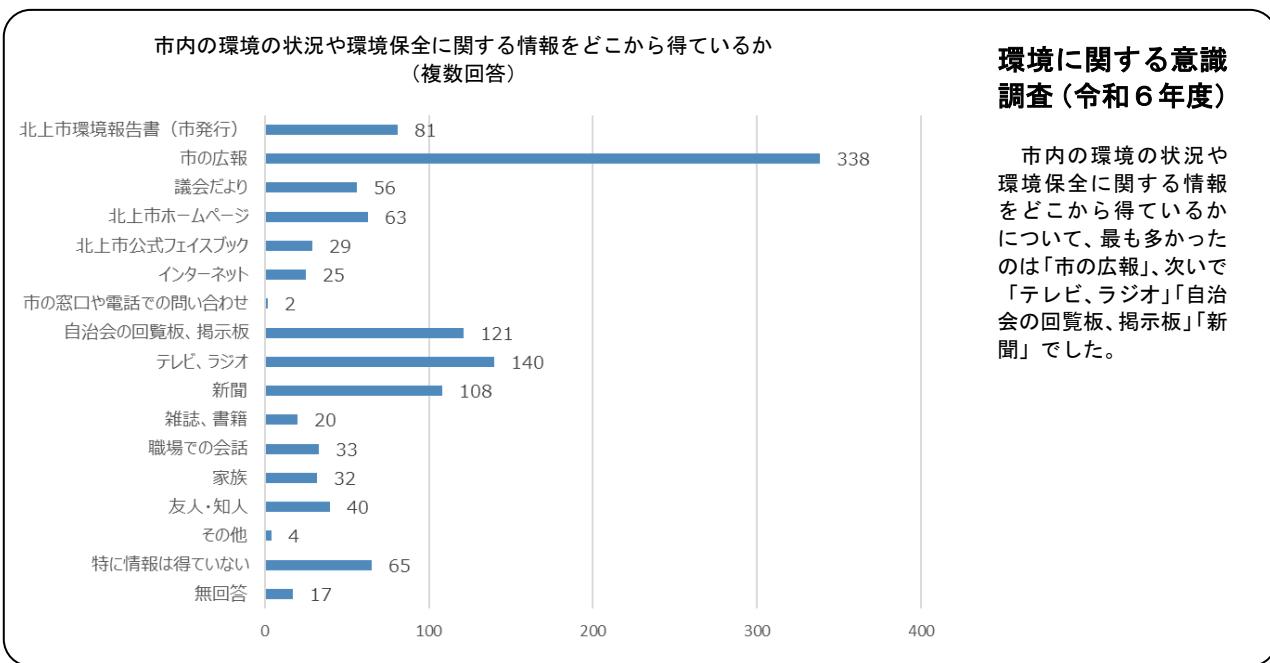
学校、地域、職場や家庭などでは、環境教育・学習を推進することにより、一人ひとりが環境に関心を持ち、学び、行動していくことが重要です。そのため、環境に関する質の高い教育を受ける機会を充実させ、環境に優しい人づくりを推進する必要があります。

1 環境情報の共有化

現在、市は環境に関する情報をホームページや広報などで発信しています。また、毎年、環境施策の実績をまとめた環境報告書を発行し、各地区交流センターや小中学校及び高校へ配布するなど、市民に対し環境意識の啓発に取り組んでいます。事業者においても、環境報告会の開催や環境報告書の作成により、自社の環境に関する取り組みを市民へ公表しています。

このような市や事業者による情報提供のほか、マスメディアやインターネットなどで環境に関する様々な情報が幅広く伝えられています。

令和6年度に実施した環境に関する市民意識調査では、市内の環境の状況などに関する情報を入手する手段として、最も多かったのは市の広報、次いでテレビ・ラジオでした。



2 環境教育・学習の充実

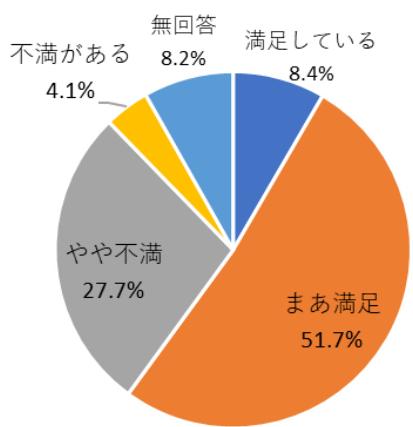
今日の複雑・多様化した環境問題を解決するには、市民一人ひとりが主体的に環境学習に取り組み、積極的に環境に優しい行動をとることが求められます。本市では、環境に関する出前講座を実施し、大気や水など生活環境の現状、特定外来生物の現状、地球温暖化のしくみ、ごみ減量とリサイクルの推進などについて解説しています。

また、将来の担い手である子どもたちへの環境教育により、環境に優しい行動をとる人間を育てるとともに、親世代への波及効果も期待できることから、小学校では4年生を対象とした「子どもと始める暮らしのエコチャレンジ」や、総合的な学習の時間における自然や環境をテーマにした環境教育などが実践されています。また、交流センターや民間団体、事業所等においても様々な活動が展開されています。

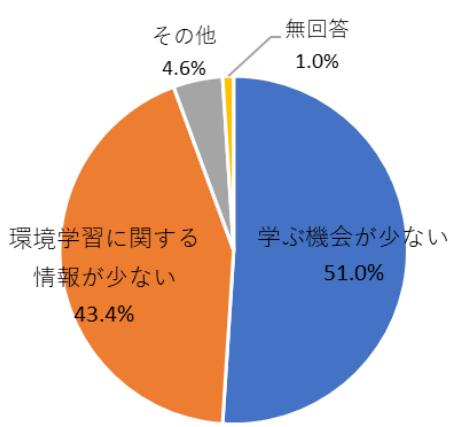
また、子どもたちの環境保全活動や環境学習を支援することにより人と環境の関わり方にについて幅広い理解を深め、自然を大切に思う心や、環境問題解決に自ら考え行動する力を育成、地域の環境保全活動の環を広げるため、こどもエコクラブによる活動も推奨しています。

今後は、環境に関する情報や資料の整備をより充実させ、これらの学習活動を一層推進していくとともに、その活動をリードする指導者の養成を図ることが重要となります。

周辺の環境についてどのように感じているか
(環境に関する学習をする機会)



※「やや不満」「不満」の理由
(環境に関する学習をする機会)



環境に関する意識調査 (令和6年度)

周辺の環境(環境に関する学習をする機会)についてどのように感じているか尋ねた設問では、「まあ満足」「やや不満」「満足」の順に割合が高くなりました。

「やや不満」「不満」と回答した理由として最も多かったのは「学ぶ機会が少ない」で51.0%、次いで「環境学習に関する情報が少ない」で43.4%でした。

◆施策の展開

施策の方向	主な取り組み	担当課
5-1-1 環境情報の共有化	◇出前講座やイベント等を通じ、環境情報の提供に努めます。	環境政策課
	◇市の環境施策の実績等をまとめた環境報告書を作成し、市民等への環境情報の共有化に努めます。	環境政策課
5-1-2 環境教育・学習の充実	◇環境教育・学習に関する情報を収集し、広く市民等に発信します。	環境政策課
	◇出前講座について、環境に関するメニューや内容の充実を図ります。	環境政策課 生涯学習文化課
	◇イベントの機会や内容の充実を図ります。	環境政策課 博物館
	◇環境教育を実践する人材の育成と活用に努めます。	環境政策課
	◇環境関連資料の充実に努めます。	中央図書館

◆みんなに取り組んでいただきたいこと

主な取り組み	
市	◇環境に関する出前講座やイベントへ積極的に参加し、環境についての知識や理解を深める。
民	◇自然探索会に参加するなど、自然とのふれあいを大切にする。 ◇家庭や職場、学校等で日頃から環境問題について話し合う。
事	◇従業員への継続的な環境教育や意識啓発に努める。
業	◇環境学習の場として施設を提供するなど、市民等の環境学習推進に協力する。
者	◇環境報告書の公表等、環境に関する情報の周知に努める。

5-2 環境の保全と創造に向けた取り組みを推進する



◆環境目標

環境に配慮した自主的な取り組みを推進するとともに、市民、事業者、各種団体や行政などすべての者の協働・連携を推進します。

◆環境指標

項目	現状		目標値（令和12年度）
	現状値	年度	
地域清掃参加者数【再掲】 (公衆衛生組合連合会主催)	25,060人	R 6	27,300人
花いっぱい運動取組団体数 (花いっぱい運動推進協議会主催)	199団体	R 6	195団体
河川パトロール参加者数 (和賀川の清流を守る会主催)	179名	R 6	180人

◆現状と課題

私たちの暮らしは自然に囲まれた地域の中で営まれています。地域での活動が、地域の自然環境はもちろん、人々の暮らしづくりや考え方へ影響を与えています。本市では、地域の自治組織や民間団体などにより環境保全に係る様々な取り組みが行われています。また、市民や事業者による環境面での社会貢献活動も活発に行われています。

一方、各地で行われている活動について、情報発信が十分ではなく、人々に参加の意思はあっても活動の存在を知らない、または活動の輪に入って行きづらいなど、参加のハードルが高くなっている現状があります。また、住民の高齢化や人口減少により、継続的な活動が困難になっているところもあります。

このようなことから、多様な主体間の連携や役割分担について配慮し、各主体が地域の環境を知り、保全に取り組む輪を広げることにより、それぞれの立場から活動できる環境を整備し、参加を促進していく必要があります。

1 自主的行動の推進

本市では、市内16地区の地域づくり組織へ地域づくり総合交付金を交付し、地域の自主的活動を支援しています。この活動では多くの地域において住民の参加のもと、草の刈り払いや花木の植栽、清掃活動など、自然環境の整備が行われています。

また、多くの事業所が幅広い地域貢献に取り組んでおり、道路や河川敷の清掃活動、花壇整備など環境美化に取り組んでいます。中には、事業所単独ではなく、多数の事業所が緊密な連携のもとに一体となって環境保全を行う取り組みもあります。

これらの活動をさらに発展・充実させ、市民協働を深化させていくため、各種活動に関する

情報の収集・周知に努めます。

2 協働・連携の推進

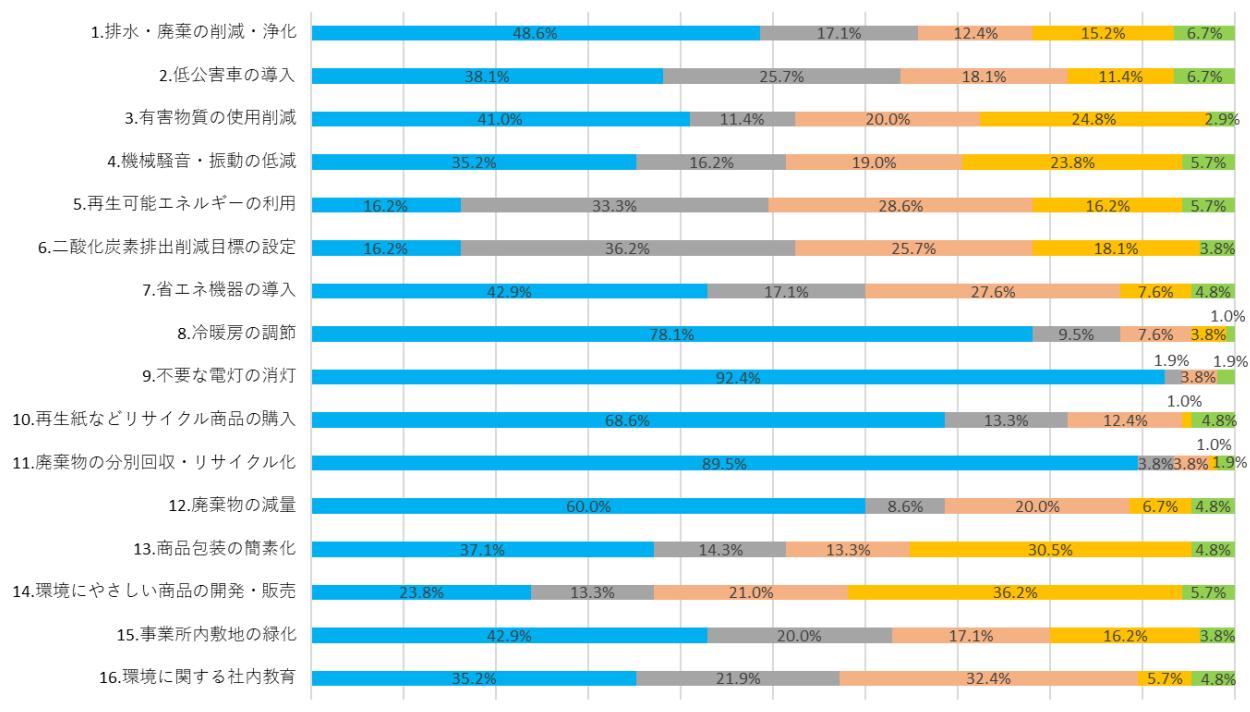
本市は自治基本条例やまちづくり協働推進条例に基づき、協働の精神でまちづくりを進めました。協働とは、各主体が共通の目的意識を持って、対等な立場のもとで能力を持ち寄り、相乗効果をあげながら取り組むことで、本市においても多岐にわたる事業で実践されています。

この手法を環境保全活動にも取り入れ、各主体が単独では成し得なかった成果を上げながら、環境に配慮したまちづくりを推進していくことが大切です。

環境に関する意識調査（令和2年度）

市内事業所において実施されている環境保全対策について調べた意識調査によると、「実行している」との回答が最も多かったのが「不要な電灯の消灯」で92.4%、2番目に多かったのが「廃棄物の分別回収・リサイクル化」で89.5%でした。一方、「実行していない」との回答が最も多かったのが「二酸化炭素排出削減目標の設定」で36.2%、2番目に多かったのが「再生可能エネルギーの利用」で33.3%でした。

事業所で実施している環境保全対策



■ 実行している ■ 実行していない ■ 今後実行したい ■ 関係ない ■ 未回答

◆施策の展開

施策の方向	主な取り組み	担当課
5-2-1 自主的行動の推進	◇環境に配慮したライフスタイルや事業活動への転換を図るため、情報の周知や普及啓発に努めます。	環境政策課
	◇自主的な環境保全活動を支援します。	環境政策課
	◇環境保全や環境美化を含む地域貢献活動に対して表彰を行い、自主的な行動を促進します。	環境政策課
	◇地域清掃や河川清掃等のボランティア活動に関する情報収集に努め、広く市民等に周知することにより参加を促進します。	環境政策課
5-2-2 協働・連携の推進	◇各種団体や事業所等による環境保全活動の把握に努め、必要に応じて協働・連携を図りながら活動を推進します。	環境政策課
	◇北上川や和賀川流域の水環境の保全等、広域的な取り組みが必要な場合は、関係自治体や団体との連携を図り、パートナーシップを形成します。	環境政策課
	◇地域や学校・事業所で取り組む花いっぱい運動を推進します。	環境政策課
	◇計画の進捗管理や見直しにおいて、市民参画の機会の充実に努めます。	環境政策課

◆みんなに取り組んでいただきたいこと

主な取り組み	
市民	<ul style="list-style-type: none"> ◇日頃から環境に関心を持ち、行政や事業所等が発信する環境情報の収集に努める。 ◇環境に配慮したライフスタイルへの転換に積極的に取り組む。 ◇周辺環境の美化に努め、地域の良好な環境を保全する。 ◇地域等が実施する清掃活動や植栽活動に積極的に参加する。 ◇各種団体が実施する環境保全活動に参加する。 ◇公共事業のワークショップ等に積極的に参加し、意見を述べる。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ◇従業員への継続的な環境教育や意識啓発に努める。 ◇環境学習の場として施設を提供するなど、市民等の環境学習推進に協力する。 ◇環境報告書の公表等、環境に関する情報の周知に努める。 ◇地域の清掃活動や植栽活動に積極的に参加・協力する。

第5章 計画の推進体制

第5章では、本計画を効果的に推進するための体制や進行管理の仕組みについて示します。

第1節

計画の推進体制

本計画で掲げる望ましい環境のすがたを実現させるためには、市民、事業者、行政がそれぞれの立場で環境に配慮した行動を積極的に実践するとともに、相互に連携・協力していく必要があります。本計画は、次の組織を活用して推進していきます。

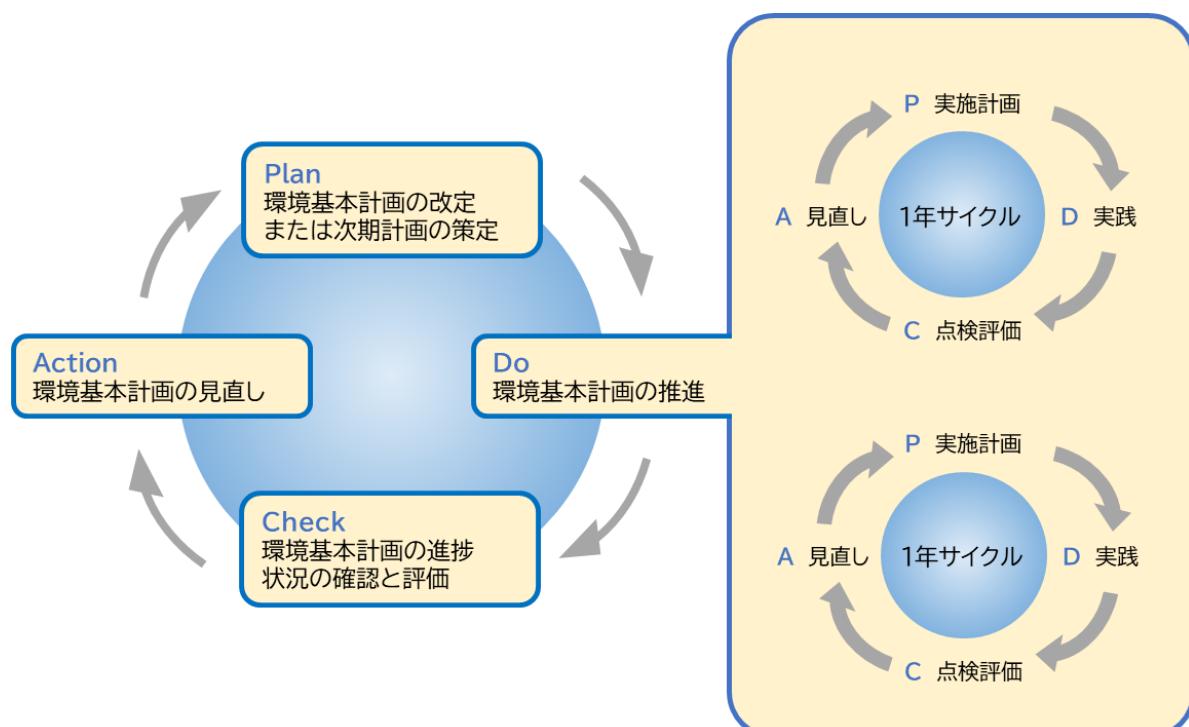
- 北上市環境審議会
- きたかみエコネットワーク推進会議
- 北上市環境保全専門委員
- 北上市環境基本計画等検討委員会

第2節

計画の進行管理

環境基本計画を総合的にマネジメントしていくため、PDCAサイクル*により継続的な進行管理を行います。

本計画に基づいて毎年度環境施策の実施計画を策定し(Plan)、市民、事業者及び行政が連携・協力して環境の保全と創造に向けた取り組みを実践し(Do)、計画の進捗状況及び施策の実施状況を点検・評価し(Check)、より適切な施策のあり方について検討し、次年度以降の実施計画に反映していきます(Action)。



資料編

あ 行

アスベスト (p60)

天然の鉱物繊維で、石綿（せいめん、いしわた）ともいう。耐熱性、耐摩耗性に優れ、酸やアルカリなどにも強く、丈夫で変化しにくいという特性があり、スレート材や断熱材などの建築資材、自動車のブレーキライニングやブレーキパッドなどの工業用品として広く使われてきた。飛散したアスベストを吸い込むと肺がんや悪性中皮腫など健康に悪影響を及ぼすおそれがあり、大気汚染防止法や労働安全衛生法などの法令により飛散防止措置が図られている。

一級河川 (p50)

国土保全上または国民経済上、特に重要な水系として政令で指定したものに係る河川で、国土交通大臣が指定したもの。市内の一級河川は、一級水系である北上川水系に係る河川。

雨水浸透ます (p55)

地下水のかん養（降雨・河川水などが地下浸透して帶水層に水が補給されること）を図るために、雨水を地下に浸透しやすくする設備。浸透ますの底部を開口または多孔にし、碎石などを敷き雨水を浸透させる。

エコ協力店いわて認定制度 (p36)

岩手県と市町村（一部を除く）が、ごみの減量化やリサイクルに積極的に取り組む店舗を、「エコショップいわて認定店（小売店及びサービス業を営む営業所）」「エコレストランいわて認定店（飲食店）」「エコホテルいわて（宿泊施設）」として認定する制度。

エコドライブ (p28、60、63)

やさしい発進（最初の5秒で時速20kmが目安）や緩やかなブレーキを心がける、不要なアイドリングをやめるなどして燃料の節約に努め、自動車から排出される二酸化炭素（CO₂）を減らす環境に配慮した運転のこと。

エコマーク (p28)

生産から廃棄にわたるライフスタイル全体を通して環境への負荷が少なく、環境保全に役立つ商品（製品やサービス）として認められた商品につけられる環境ラベル。

SSP5-8.5 (p30)

化石燃料依存型の発展の下で、気候政策を導入しない最大排出量シナリオ。IPCCの第6次評価報告書では、世界の研究者によって構築された共有社会経済経路（SSP）シナリオに、従来のRCPシナリオを組み合わせ将来の気候予測を行った。

エコラベル (p36)

製品やサービスが、環境負荷低減や環境保全に配慮して製造・提供されていることを示すマーク。

温室効果ガス (p2、23、24、25、26、30)

太陽光により暖められた地表から放射される熱を吸収・再放射する性質を有するガス。京都議定書では、地球温暖化に寄与する温室効果ガスである「二酸化炭素 (CO₂)」「メタン (CH₄)」「一酸化二窒素 (N₂O)」「ハイドロフルオロカーボン類 (HFC)」「パーフルオロカーボン類 (PFC)」「六フッ化硫黄 (SF₆)」の6物質を削減対象としている。

か 行

外来種 (p43、44)

人為的に外国から持ち込まれた生物種。外来種により在来種の生息が脅かされ、従来の生態系がかく乱されるなどのおそれがある。また、外国からだけではなく、国内の他地域から持ち込まれた生物は国内外来種と呼ばれることがある。

合併処理浄化槽 (p53、54、55)

生活雑排水（炊事、洗濯、風呂等に使用した水）や、し尿を戸別にまとめて処理する浄化槽。

環境アドバイザー (p48)

地域における環境保全活動の活性化を図り、環境保全意識を高めるため岩手県が設置している。環境保全についての有識者や環境保全活動の実践者などがアドバイザーとして委嘱され、環境問題に関する研修会等の講師を務めている。

環境基準 (p22、50、52、56、57、61、62、64、65)

人の健康を保護し生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、環境基本法の規定により、大気の汚染、水質の汚濁、土壤の汚染及び騒音に係る基準が定められている。

環境マネジメントシステム (p28)

組織や事業者が、環境に関する方針や目標を自ら設定し、達成に向けて取り組むための仕組み。環境マネジメントシステムの規格には、国際規格のISO14001や環境省が策定したエコアクション21などのほか、地方自治体、NPO法人や中間法人等が策定したものもある。

気候変動に関する政府間パネル (IPCC) (p26、30)

人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、1988年に世界気象機関 (WMO) と国連環境計画 (UNEP) により設立された組織。

グリーン・ツーリズム（p49）

農山漁村において、その地域の自然や文化のほか、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。

景観行政団体（p70）

景観法に規定する景観計画の策定など、景観に関する諸施策を実行する組織。同法では都道府県、政令市、中核市を景観行政団体としているが、その他の市町村についても都道府県知事と協議のうえ、同意を得ることで景観行政団体になることができる。

光化学オキシダント（p57）

工場や自動車などから排出された窒素酸化物や炭化水素等が、太陽からの紫外線により化学反応を起こして生成されるオゾンなどの酸化性物質の総称。光化学スモッグの原因にもなる。高濃度になると「目がチカチカする」「のどが痛い」といった健康影響のほか、植物の成長などにも影響を及ぼす。

荒廃農地（p44、72）

現に耕作に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地。

さ 行

里地里山（p42、43、44）

都市地域と奥山地域との中間に位置し、農林業等の様々な人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域。二次林とそれらと混在する農地、ため池、草原等で構成される。

次世代自動車（p27、28、59）

ハイブリッド自動車（HV）、電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド自動車（PHEV）、燃料電池自動車、クリーンディーゼル自動車等の環境負荷の低い自動車。

シックスクール（p66）

建材や家具の塗料、接着剤等に含まれるホルムアルデヒドなどの揮発性化学物質が原因で発症するのどの痛みや、頭痛、吐き気などの健康障害をシックハウス症候群というが、このうち学校施設内で発生するものをシックスクール症候群という。

循環型社会（p33、37）

廃棄物の発生抑制及び発生した廃棄物の循環的利用の促進と適正処分により、天然資源の浪費を抑制して、環境への負荷ができるだけ低減される社会。

水源かん養（p41）

森林の土壤が持つ機能で、降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を調整して、洪水や渇水を防ぐとともに、雨水を浄化する機能。

生物（の）多様性（p2、14、19、41、42、43、44）

地球上の生物の多様さとその生息環境の多様さ。生態系は多様な生物が生息するほど健全であり、安定しているといえる。

ゼロエミッション（p36）

産業活動により発生する廃棄物を他の産業の原料として利用することで、廃棄物の排出を可能な限り最小化しようとする環境運動。

た 行

ダイオキシン類（p64、65、66、67）

有機塩素化合物であり、ポリ塩化ジベンゾフラン（135種類）、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン（75種類）、コプラナーポリ塩化ビフェニル（12種類）の総称。物質の燃焼過程で非意図的に生成される。最も毒性の強い2,3,7,8-四塩化ダイオキシンについては、人に対する発がん性があるとされる。

（森林の）地球環境保全機能（p41）

森林が大気や水、土壤、生物のバランスを整え、地球全体の環境を健全に維持する働き。

都市アメニティ（p4、14）

生活空間、自然環境、歴史風土、まち全体の建築物の景観などの快適さのこと。

都市計画区域（p8）

都市計画法に基づき、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域として都道府県知事が指定する区域。

な 行

75%値（p53）

1年間で得られたすべての日平均値を値の低い順に並べ、低い方から数えて75%目に該当する日平均値を指す。BODは、その測定地点が属する水域類型に対応する環境基準値を満たしている測定値の割合が75%以上である場合に、環境基準に適合していると評価する。

二酸化窒素（NO₂）（p57）

大気汚染物質の一つで、大気中の窒素酸化物の主要成分。燃焼により発生した一酸化窒素が酸化されることで生成され、呼吸器系へ影響を及ぼす。

農業集落排水処理施設（p53）

農業用水の水質保全と農村生活環境の向上を図るために農業振興地域内に整備される汚水処理施設。

農業振興地域（p8）

都道府県知事が農業振興地域の整備に関する法律に基づき指定する、自然的、社会的諸条件を考慮して、一体として農業の振興を図ることが必要であると認められる地域。

農振白地（p8）

農用地の指定がされておらず、農用地と比較して農地以外への規制が緩やかな農地。

農用地（p8）

今後10年以上に渡り農業利用を確保するため、農地以外の利用を厳しく制限された土地。

は 行

BOD（p50、52、53）

生物化学的酸素要求量（Biochemical Oxygen Demand）の略称。水中の有機物が微生物によって分解されるときに消費される酸素の量で、水質汚濁を測る代表的な指標。この数値が大きいほど水中の汚濁物質の量が多いことを示す。

PRTR制度（p65、66、67）

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に基づく、環境汚染物質排出・移動登録（Pollutant Release and Transfer Register）制度。人の健康や生態系に有害なおそれがある化学物質について、環境中への排出量及び廃棄物としての移動量を事業者自らが把握してその結果を行政に報告し、その報告内容を行政が広く公表する制度。

PDCAサイクル（p81）

Plan（計画）・Do（実行）・Check（点検・評価）・Action（見直し）の頭文字をとったもので、事業活動において生産管理や品質管理などを円滑に進めるためのマネジメント手法の一つ。PDCAサイクルを繰り返すことで業務を継続的に改善する。

4R（p33、35、36）

廃棄物処理の優先順位を示した言葉。ごみの発生量を抑制する「Reduce（リデュース）」、使用済みの製品や部品をそのまま使用する「Reuse（リユース）」、原材料として再生利用する「Recycle（リサイクル）」、ごみになるものをもらわない「Refuse（リフューズ）」を指す。

保安林（p42）

水源のかん養や災害の防止、生活環境の保全などを目的として、森林法に基づいて指定され

るもの。保安林に指定されると立木の伐採や土地の形質変更などが制限される。

や 行

要請限度 (p61)

市町村長は、自動車から発生する騒音（振動）が一定の限度を超えると認めると、騒音（振動）規制法の規定に基づき、都道府県公安委員会に対し道路交通法の規定による措置を執るよう要請することができ、この一定の限度を要請限度という。なお、振動については、道路管理者に対しても、道路交通振動を防止するための舗装や修繕等の措置を執るよう要請することができる。

ら 行

リスクコミュニケーション (p66、67)

人の健康や生態系への影響といった環境リスクなどの化学物質に関する情報を、市民、事業者、行政等のすべての者が共有し、意見交換を通じて意思の疎通と相互理解を図ること。

類型指定 (p50)

水質汚濁に係る環境基準のうち生活環境の保全に関する基準は、河川、湖沼、海域ごとに、利水目的に応じて類型が設けられている。それぞれの類型をあてはめる水域は国または都道府県知事が指定するが、このことを類型指定という。

資料2

環境指標一覧

環境目標	項目	現状		目標値 (令和12年度)
		現状値	年度	
1-1 気候変動 を緩和す る	住宅用おひさまパワー活用設備設置費補助金申請件数（新築・既築）	106件	R 6	100件
	市の事務・事業により排出される温室効果ガス排出量	8,476t	R 6	6,800t
1-2 気候変動 に適応す る	自主防災組織における防災訓練等の実施率	53.2%	R 5	70%
	危険区域、避難場所、避難ルートを知っている市民の割合	48.4%	R 6	60%
2-1 4Rを推進す る	一人1日当たりのごみ排出量	641g	R 6	626g
	リサイクル率	35.1%	R 6	39%
	最終埋立量	1,058t	R 6	1,206t
2-2 適正処理 を推進す る	地域清掃参加者数（公衆衛生組合連合会主催）	25,060人	R 6	27,300人
	不適正排出量	9.5t	R 6	6t
3-1 次世代へ 繋ぐ自然 を守る	北上市の自然環境について満足している人の割合	79.7%	R 6	80%
3-2 人と自然 とのふれ あいを推 進する	自然探索会参加者数（和賀川の清流を守る会）	13人	R 5	20人
	水生生物調査実施団体数	5団体	R 6	5団体
4-1 きれいな 水環境を 守る	類型指定河川のBOD値環境基準達成率	100%	R 5	100%
	市内中小河川のBOD値におけるA類型基準達成率	100%	R 6	100%
	地下水の環境基準達成率	100%	R 6	100%
	汚水処理水洗化率	86.9%	R 6	89.6%
	環境保全協定締結事業所の協定基準順守率（排水）	100%	R 6	100%
	環境保全協定締結事業所の協定基準順守率（土壤・地下水）	100%	R 6	100%

環境目標	項目	現状		目標値 (令和12年度)
		現状値	年度	
4-2 さわやかな 空気を守る	二酸化窒素濃度の環境基準達成率 (岩手県一般環境大気測定局：芳町局)	100%	R 6	100%
	有害大気汚染物質の環境基準達成率	100%	R 6	100%
	大気中のダイオキシン類濃度	0.0051 pg-TEQ/m ³	R 6	0.0051 pg-TEQ/m ³
	環境保全協定締結事業所の協定基準順守率 (ばい煙等・悪臭)	91.7%	R 6	100%
4-3 まちの静け さを守る	自動車騒音常時監視測定結果の環境基準達成率	97.8%	R 6	97.5%
	一般環境騒音の環境基準達成率	100%	R 6	100%
	環境保全協定締結事業所の協定基準順守率(騒音)	100%	R 6	100%
4-4 化学物質に による環境汚 染や健康被 害を防止す る	有害大気汚染物質の環境基準達成率(再掲)	100%	R 6	100%
	大気中のダイオキシン類濃度(再掲)	0.0051 pg-TEQ/m ³	R 6	0.0051 pg-TEQ/m ³
	ダイオキシン類排出基準適合率 (ダイオキシン類対策特別措置法特定施設)	100%	R 6	100%
	地下水の環境基準達成率(再掲)	100%	R 6	100%
4-5 快適な生活 環境を創る	市民一人当たりの都市公園面積	18.49m ²	R 6	18.02m ²
	指定文化財件数	169件	R 6	170件
	きたかみ景観資産の認定数	119件	R 6	121件
5-1 環境教育・ 学習を推進 する	環境学習講座受講者数	207名	R 6	200名
	こどもエコクラブ登録数	2団体	R 6	2団体
	地域清掃参加者数(再掲) (公衆衛生組合連合会主催)	25,060人	R 6	27,300人
	花いっぱい運動取組団体数 (花いっぱい運動推進協議会主催)	199団体	R 6	195団体
	河川パトロール参加者数 (和賀川の清流を守る会主催)	179人	R 6	180人

資料3

環境基準一覧

1 水質汚濁に係る環境基準

■人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）

(昭和46.12.28環境庁告示第59号、最近改正令和7.3.31環境省告示第35号)

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/l以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/l以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.01 mg/l以下
鉛	0.01 mg/l以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/l以下
六価クロム	0.02 mg/l以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/l以下
砒素	0.01 mg/l以下	チウラム	0.006 mg/l以下
総水銀	0.0005mg/l以下	シマジン	0.003 mg/l以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 mg/l以下
PCB	検出されないこと	ベンゼン	0.01 mg/l以下
ジクロロメタン	0.02 mg/l以下	セレン	0.01 mg/l以下
四塩化炭素	0.002 mg/l以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/l以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/l以下	ふっ素	0.8 mg/l以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/l以下	ほう素	1 mg/l以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l以下	1,4-ジオキサン	0.05 mg/l以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/l以下		

備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、規定の測定方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
- 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7 又は 15.8 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102-2 14.2、14.3 又は 14.4 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

■環境基準は設定されていないが、知見の集積に努めるべきとされている項目（要監視項目）

(平成16.3.31水環境部長通知 環水企発第040331003号・環水土発第040331005号)

(最近改正令和2.5.28水・大気環境局長通知 環水大管発第2506309号)

項目	指針値	項目	指針値
クロロホルム	0.06 mg/l以下	フェノブカルブ (BPMC)	0.03 mg/l以下
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l以下	イプロベンホス (IPB)	0.008 mg/l以下
1,2-ジクロロプロパン	0.06 mg/l以下	クロルニトロフェン (CNP)	—
p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/l以下	トルエン	0.6 mg/l以下
イソキサチオノン	0.008 mg/l以下	キシレン	0.4 mg/l以下
ダイアジノン	0.005 mg/l以下	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/l以下
フェニトロチオノン (MEP)	0.003 mg/l以下	ニッケル	—
インプロチオラン	0.04 mg/l以下	モリブデン	0.07 mg/l以下
オキシン銅 (有機銅)	0.04 mg/l以下	アンチモン	0.02 mg/l以下
クロロタロニル (TPN)	0.05 mg/l以下	塩化ビニルモノマー	0.002 mg/l以下
プロピザミド	0.008 mg/l以下	エピクロロヒドリン	0.0004 mg/l以下
EPN	0.006 mg/l以下	全マンガン	0.2 mg/l以下
ジクロルボス (DDVP)	0.008 mg/l以下	ウラン	0.002 mg/l以下
		ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタンス酸(PFOA)の合計値	0.00005 mg/l以下

■生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）

(昭和46.12.28環境庁告示第59号、最近改正令和7.3.31環境省告示第35号)

1 河川（湖沼を除く。）

(1) 全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（LAS）以外

項目 類型	基 準 値					利用目的の適応性
	水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	
AA	6.5以上 8.5以下	1mg/l 以 下	25mg/l 以 下	7.5mg/l 以 上	20CFU /100ml以下	水道1級、 自然環境保全
A	6.5以上 8.5以下	2mg/l 以 下	25mg/l 以 下	7.5mg/l 以 上	300CFU /100ml以下	水道2級、 水産1級
B	6.5以上 8.5以下	3mg/l 以 下	25mg/l 以 下	5mg/l 以 上	1,000CFU /100ml以下	水道3級、水産2級
C	6.5以上 8.5以下	5mg/l 以 下	50mg/l 以 下	5mg/l 以 上	—	水産3級、工業用水1級
D	6.0以上 8.5以下	8mg/l 以 下	100mg/l 以 下	2mg/l 以 上	—	工業用水2級、農業用水
E	6.0以上 8.5以下	10mg/l 以 下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/l 以 上	—	工業用水3級、環境保全

備 考

- 1 基準値は日間平均値とする。（湖沼、海域もこれに準ずる。）
- 2 農業用利水点については水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/l以上とする。（湖沼もこれに準ずる。）
- 3 CFU：コロニー形成単位（培地に現れたコロニー（集落）の数）

- 注) 1 自然環境保全=自然探勝等の環境の保全
 2 水道1級=ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 " 2級=沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 " 3級=前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3 水産1級=ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 " 2級=サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 " 3級=コイ、フナ等、 β -中腐水性水域の水産生物用
 4 工業用水1級=沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 " 2級=薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 " 3級=特殊な浄水操作を行うもの
 5 環境保全=国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

(2) 全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（LAS）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸塩及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域		0.001mg/l以下	0.03mg/l以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生息場として特に保全が必要な水域		0.0006mg/l以下	0.02mg/l以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/l以下	0.002mg/l以下	0.05mg/l以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域		0.002mg/l以下	0.04mg/l以下

備 考 基準値は年間平均値とする。

2 湖沼（天然湖沼及び貯水量1,000万m³以上かつ水の滞留時間が4日間以上である人工湖）

(1) 全窒素、全燐、全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩以外の項目

項目 類型	基 準 値					利用目的の適応性
	水素イオン 濃 度 (pH)	化学的酸素 要 求 量 (COD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	
AA	6.5以上 8.5以下	1mg/l 以下	1mg/l 以下	7.5mg/l 以上	200FU /100ml以下	水道1級、 水産1級、自然環境保全
A	6.5以上 8.5以下	3mg/l 以下	5mg/l 以下	7.5mg/l 以上	300FU /100ml以下	水道2・3級、 水産2級
B	6.5以上 8.5以下	5mg/l 以下	15mg/l 以下	5mg/l 以上	—	水産3級、工業用水1級、 農業用水
C	6.0以上 8.5以下	8mg/l 以下	ごみ等の浮遊が 認められること	2mg/l 以上	—	工業用水2級、環境保全

備 考

水産1級、水産2級及び水産3級のみを利用目的とする場合については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。

注) 水産1級=ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

〃 2級=サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産3級の水産生物用

〃 3級=コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用

自然環境保全、水道1・2・3級、工業用水1・2級、環境保全についてP. 91に同じ

(2) 全窒素、全燐

項目 類型	基 準 値		利用目的の適応性
	全窒素	全燐	
I	0.1 mg/l以下	0.005mg/l以下	自然環境保全
II	0.2 mg/l以下	0.01 mg/l以下	水道1、2、3級（特殊なものを除く） 水産1種
III	0.4 mg/l以下	0.03 mg/l以下	水道3級（特殊なもの）
IV	0.6 mg/l以下	0.05 mg/l以下	水産2種
V	1 mg/l以下	0.1 mg/l以下	水産3種・工業用水・農業用水・環境保全

備 考

1 基準値は年間平均値とする。

2 農業用水については全燐の項目の基準値は適用しない

注) 水道3級=前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）

水産1種=サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用

水産2種=ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用

水産3種=コイ、フナ等の水産生物用

自然環境保全、水道1・2級、工業用水、環境保全についてP. 91に同じ

(3) 全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 (LAS)

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸塩及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/l以下	0.001mg/l以下	0.03mg/l以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生息場として特に保全が必要な水域		0.0006mg/l以下	0.02mg/l以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域		0.002mg/l以下	0.05mg/l以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域		0.002mg/l以下	0.04mg/l以下

備 考 基準値は年間平均値とする。

2 地下水の水質汚濁に係る環境基準

(平成9.3.13環境庁告示第10号、最近改正令和7.3.31環境省告示第41号)

項目	基 準 値	項目	基 準 値
カドミウム	0.003 mg/l以下	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/l以下
全シアン	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/l以下
鉛	0.01 mg/l以下	トリクロロエチレン	0.01 mg/l以下
六価クロム	0.02 mg/l以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/l以下
砒素	0.01 mg/l以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/l以下
総水銀	0.0005mg/l以下	チウラム	0.006 mg/l以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003 mg/l以下
P C B	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 mg/l以下
ジクロロメタン	0.02 mg/l以下	ベンゼン	0.01 mg/l以下
四塩化炭素	0.002 mg/l以下	セレン	0.01 mg/l以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/l以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/l以下
塩化ビニルモノマー	0.002 mg/l以下	ふつ素	0.8 mg/l以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/l以下	ほう素	1 mg/l以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l以下	1,4-ジオキサン	0.05 mg/l以下

備 考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、規定の測定方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7又は15.8により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259 を乗じたものと規格K0102-2 14.2、14.3又は14.4により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045 を乗じたものの和とする。
- 4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125 の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125 5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

3 土壌の汚染に係る環境基準

(平成3.8.23環境庁告示第46号・最近改正令和7年3月31日環境省告示第37号)

項目	環境上の条件
カドミウム	検液1㍑につき0.003mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1㍑につき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液1㍑につき0.05mg以下であること。
砒素	検液1㍑につき0.01mg以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液1㍑につき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
P C B	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌1kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液1㍑につき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液1㍑につき0.002mg以下であること。
クロロエチレン	検液1㍑につき0.002mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液1㍑につき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液1㍑につき0.1mg以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液1㍑につき0.04mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液1㍑につき1mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液1㍑につき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液1㍑につき0.01mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1㍑につき0.01mg以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液1㍑につき0.002mg以下であること。
チウラム	検液1㍑につき0.006mg以下であること。
シマジン	検液1㍑につき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液1㍑につき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液1㍑につき0.01mg以下であること。
セレン	検液1㍑につき0.01mg以下であること。
ふつ素	検液1㍑につき0.8mg以下であること。
ほう素	検液1㍑につき1mg以下であること。
1,4-ジオキサン	検液1㍑につき0.05mg以下であること。

-
- 備考1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあっては規定の方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
- 2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒（ひ）素、総水銀、セレン、ふつ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水表面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1Lにつき0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1Lにつき0.009mg、0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。
- 3 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 4 有機燐（りん）とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。
- 5 1,2-ジクロロエチレンの濃度は規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2より測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

4 大気の汚染に係る環境基準

■ 二酸化硫黄等

(昭和48. 5. 8 環境庁告示第25号 最近改正平成21. 9. 9 環境省告示第33号)

物 質	環 境 基 準	達 成 期 間
二酸化硫黄 (SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下、かつ、1時間値が0.1ppm以下	維持又は5年以内において達成
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下	維持又は早期に達成
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下	維持又は早期に達成
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下	①ゾーンを越える地域は7年以内に達成 ②その他の地域は維持又は大きく上回らないこと
光化学オキシダント (O _x)	1時間値が0.06ppm以下	維持又は早期に達成
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	1年平均値が15μg/m ³ 以下 かつ1日平均値が35μg/m ³ 以下	維持又は早期に達成

備 考

- 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。
- 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒径10μm以下の物質をいう。
- 二酸化窒素の達成期間について、本県は全てゾーン以下の地域に区分されている。(昭和53. 7. 11環大企第252号、昭和53. 7. 17環大企第262号、昭和54. 8. 7環大企第310号)
- 光化学オキシダントとは、オゾン、パーーアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。
- 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が2.5μm以下の粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去したあとに採取される粒子をいう。
- 炭化水素の環境濃度指針は、非メタン炭化水素の午前6～9時における3時間平均値0.20～0.31ppmC(昭和51. 8中公審答申)。
- カドミウムの濃度暫定基準は、0.88μg/m³(昭和44厚生省「カドミウム暫定対策要綱」)。

■有害大気汚染物質

(平成9. 2. 4 環境庁告示第4号) (平成30. 11. 19環境省告示第100号)

物 質	環 境 基 準	達 成 期 間
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下	維持又は早期に達成
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下	
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下	
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下	

備 考

- 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。
- 1年平均値は、連続24時間のサンプリングを月1回以上実施して算出する(平成2. 1. 12環大企第37号、平成2. 1. 12環大企第26号～27号)

5 騒音に係る環境基準

■ 騒音環境基準（平成10.9.30環境庁告示第64号）

一般の騒音に適用されるもので、航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しない。

(平成24.3.30市告示乙第18号 最近改正平成29.9.1市告示乙第63号)

地域類型		環境基準値	
	あてはめ地域 (用途地域との原則的対応)	地域の区分	昼間 (午前6時～午後10時) 夜間 (午後10時～翌日午前6時)
AA	特に静穏を要する地域		50デシベル以下 40デシベル以下
A	専ら住居の用に供される地域 第1種低層住居専用地域 第1、2種中高層住居専用地域	一般の地域	55デシベル以下 45デシベル以下
		2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下 55デシベル以下
B	主として住居の用に供される地域 第1、2種住居地域	一般の地域	55デシベル以下 45デシベル以下
		2車線以上の車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下 60デシベル以下
C	相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域の一部	一般の地域	60デシベル以下 50デシベル以下
		車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下 60デシベル以下
特例	幹線交通を担う道路に近接する空間 高速自動車国道、一般国道、県道、4車線以上の市町村道、自動車専用道路	2車線以下の道路の端から15m	70デシベル以下 (45デシベル以下) ※
		2車線を越える道路の端から20m	65デシベル以下 (40デシベル以下) ※

備考

車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

※個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間45db以下、夜間40db以下）によることができる。

(参考)

1 自動車騒音の限度（要請基準）（法第17条第1項）

市町村長は自動車騒音が次表の基準を超えてることにより道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、都道府県公安委員会に対し道路交通法の規定による措置をとるよう要請できる。

(平成12.3.2総理府令第15号) (平成20.4.1市告示乙第42-10号 最近改正令和5.9.1市告示乙第96号)

区域の区分		基準値	
	あてはめ地域	車線	昼間 (午前6時～午後10時) 夜間 (午後10時～翌日午前6時)
a区域	専ら住居の用に供される地域 第1種低層住居専用地域 第1、2種中高層住居専用地域	1車線	65デシベル以下 55デシベル以下
		2車線以上	70デシベル以下 65デシベル以下
b区域	主として住居の用に供される地域 第1、2種住居地域	1車線	65デシベル以下 55デシベル以下
		2車線以上	75デシベル以下 70デシベル以下
c区域	相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域の一部	車線を有する道路	75デシベル以下 70デシベル以下
特例	幹線交通を担う道路に近接する空間 高速自動車国道、一般国道、県道 4車線以上の市町村道 自動車専用道路	2車線以下の道路の端から15m	75デシベル以下 70デシベル以下
		2車線を越える道路の端から20m	

2 道路交通振動の限度（要請基準）（法第16条第1項）

市町村長は道路交通振動が次表の基準を超えておりにより道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、道路管理者に道路の舗装、維持、修繕を、都道府県公安委員会に道路交通法の規定による措置をとるよう要請できる。

（平成20.4.1市告示乙第42-11号 最近改正令和5.9.1市告示乙第97号）

区域の区分	基 準 値		
	昼間 (午前7時～午後8時)	夜間 (午後8時～翌日午前7時)	
第1種区域	あてはめ地域 第1種低層住居専用地域 第1・2種中高層住居専用地域 第1・2種住居地域	65デシベル	60デシベル
	近隣商業地域、商業地域 準工業地域、工業地域	70デシベル	65デシベル

備考 北上市における地域の区分は、特定工場等の規制基準の区域の区分に同じ。

■ 新幹線鉄道騒音環境基準（昭和50.7.29環境庁告示第46号）

岩手県における新幹線鉄道騒音の地域指定

（昭和52.9.30県告示第1221号）

地域の類型	地域の類型をあてはめる地域	環境基準値
I	沿線区域のうち、都市計画法（昭和43法律第100号）第8条第1項第1号に掲げる第一・二種低層住居専用地域、第一・二種中高層住居専用地域、第一・二種住居地域及び準住居地域	70デシベル以下
II	沿線区域のうち、都市計画法第8条第1項第1号に掲げる近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域並びに同法の規定による用途地域の定めのない地域であって住居等が存在する地域	75デシベル以下

備考

- 1 「沿線区域」とは、別に定められた東北新幹線に係る工事実施計画による東京起点から軌道中心線に沿って八戸側に500mごとに軌道中心線から300mの線に囲まれた区域で岩手県内にあるものをいう。
- 2 「住居等」とは、人が居住して日常生活に用いる家屋等の場所をいう。
- 3 沿線区域のうち、トンネルの出入口から中央部方向へ150m以上奥の地域及び河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項に定める河川区域は、当てはまる地域から除く。

（参考）

1 東北新幹線の環境基準の達成目標期間

東北新幹線鉄道の沿線区域の区分		達成目標期間
a	80デシベル以上の区域	開業時に直ちに
b	75デシベルを超える区域	開業時から3年以内
c	70デシベルを超える区域	開業時から5年以内

2 新幹線鉄道振動対策指針

（昭和51.3.12環大特第32号 環境庁長官から運輸大臣あて）

指針	(1) 新幹線鉄道振動の補正加速度レベルが70デシベルを超える地域について、緊急に振動源及び障害防止対策を講ずること (2) 病院、学校その他特に静穏の保持を要する施設の存する地域については、特段の配慮をするとともに、可及的速やかに措置すること
----	---

資料4

計画の策定経過と策定組織

■ 策定経過

年度	期日（期間）	経　過
令和6年度	11月21日 ～12月20日	環境に関する意識調査（市民、事業者、小学5年生、中学2年生）
令和7年度	4月24日	第1回北上市環境基本計画等検討委員会幹事会
	5月15日	第1回北上市環境基本計画等検討委員会
	8月6日	第1回きたかみエコネットワーク推進会議
	11月13日	第2回北上市環境基本計画等検討委員会幹事会
	11月20日	第2回北上市環境基本計画等検討委員会
	11月28日	第1回北上市環境審議会

■ 北上市環境審議会委員名簿

(令和8年3月末現在)

区分	氏名	適用
会長	伊藤 歩	岩手大学理工学部 教授
会長代理	三浦 啓一	北上市森林組合 代表理事組合長
委員	中村 公一	県南広域振興局保健福祉環境部 花巻保健福祉環境センター 所長
	島田 耕司	県南広域振興局土木部 北上土木センター 所長
	八重樫 徹子	北上商工会議所 女性会会長
	高橋 徹	花巻農業協同組合 北上地域営農グループ グループ長
	阿部 円	北上工業クラブ 理事
	八重樫 博之	一般社団法人岩手県建設業協会北上支部 支部長
	八木 義人	北上市旅館ホテル組合 事務局長
	菊池 光浩	北上市認定農業者連絡協議会 会長
	植木 淳	岩手県立黒沢尻工業高校 副校長
	柴田 智子	北上市校長会（二子小学校校長）
	高木 浩一	岩手大学理工学部 教授
	鈴木 正貴	岩手県立大学 准教授
	川邊 弥生	きたかみ地球温暖化対策協議会 代表幹事
	八重樫 芳美	北上市公衆衛生組合連合会 副会長

■ きたかみエコネットワーク推進会議委員名簿

(令和8年3月末現在)

区分	氏名	適用
会長	島田 直明	岩手県立大学総合政策学部 教授
副会長	菊池 恭司	北上市立博物館 専任研究員
委員	高橋 康太	公募委員
	昆野 ひろ子	公募委員
	海邊 健二	公募委員
	佐藤 寛	(株)ジャパンセミコンダクター岩手事業所 施設管理部環境保全担当
	折居 成人	キオクシア岩手(株) 施設管理部環境保全担当
	中道 裕太	(株)北日本環境保全 本部長
	佐藤 健太	(株)マルサ 取締役
	伊藤 弘宣	北上商工会議所 事務局長
	奥川 淳子	花巻農業協同組合 組合員課長
	五日市 由美	県南広域振興局農政部 花巻農林振興センター 農政推進課長
	佐藤 哲朗	きたかみ地球温暖化対策協議会 代表幹事

■ 北上市環境保全専門委員

(令和8年3月末現在)

氏名	適用
齊藤 貢	岩手大学理工学部 教授
石川 奈緒	岩手大学農学部 教授
辻 盛生	岩手県立大学総合政策学部 教授

■ 北上市環境基本計画等検討委員会

(令和8年3月末現在)

区分	氏名	職名
委員長	金田 明	生活環境部長
委員	平野 大介	企画部長
	小原 義幸	危機管理監
	熊谷 弘昭	財務部長
	皆川 礼一郎	まちづくり部長
	佐藤 江美	福祉部長
	高橋 晋	健康こども部長
	高橋 恵	農林部長
	高橋 剛	商工部長
	鈴木 善一	都市整備部長
	小原 昌江	教育部長

■ 北上市環境基本計画等検討委員会幹事会

(令和8年3月末現在)

区分	氏名	職名	区分	氏名	職名
幹事長	高橋 雄一郎	環境政策課長	幹事	小田嶋 和広	農業振興課長
幹事	島津 英樹	政策企画課長		高橋 顕祐	商業観光課長
	佐々木 範久	総務課長		小山 真一	産業雇用支援課長
	鈴木 順	危機管理課長		奥山 大輔	企業立地課長
	田村 貴洋	財政課長		杉澤 康友	道路環境課長
	菊池 恵理子	地域づくり課長		後藤 幸生	都市計画課長
	高橋 敦史	生涯学習文化課長		鎌田 伸	下水道課長
	後藤 庄二郎	地域福祉課長		嶽間澤 健一郎	教育部総務課長
	小笠原 謙	健康づくり課長		中村 隆一	学校教育課長
	久保田 達夫	子育て支援課長		佐藤 康浩	文化財課長
	菅原 育子	農林企画課長		佐藤 香賀里	農業委員会事務局長

資料5

北上市環境を守り育てる基本条例

平成11年12月22日条例第24号

(最近改正：平成19年9月28日条例第20号)

目次

前文

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策（第7条—第25条）

第3章 環境審議会（第26条—第32条）

附則

北上市は、南北に北上川が貫流し、東西に和賀川の清流が流れ、この二つの川の流れを中心として美しい田園風景が広がり、東に北上高地、西に奥羽山脈の山々が連なる水と緑豊かな自然に恵まれたまちである。市内各地に点在する多くの古代の遺跡が物語るように、先人たちは、豊かな自然の恵みを命の源とし、永い歴史のなかでこの地方の伝統や優れた文化を創造し、育み現代に継承してきた。

しかし、今日の社会経済活動は、快適さと物質的な豊かさを求めることにより、大量生産、大量消費及び大量廃棄の生活様式の定着によって、地球環境への負荷を増大させ、人間と自然との共生の均衡を崩し、私たちの生存基盤である地球環境に大きな影響を与えている。

私たちは、自然の環境のなかで生かされているものであり、その環境が、人間のみならずすべての生命の母体であることを深く認識し、限りある自然との共生を図りながら、環境への負荷の少ない社会経済活動を進め、持続的に発展することができる地域社会の構築に努めなければならない。

ここに、すべてのものがそれぞれの役割を分担し、相互に協調し、連携を深め、水と緑豊かな環境を守り育てつつ健康で文化的な生活を将来の世代に継承することを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(平19条例20・章名追加)

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 環境の保全 環境の自然的構成要素（大気、水、土壤、生物等をいう。以下同じ。）及び環境の文化的構成要素（文化財、歴史的建造物等をいう。以下同じ。）に着目し、その保護及び整備を図る

ことによって、これを良好な状態に保持し、又は形成することをいう。

(2) 環境の保全上の支障 人の活動に伴って環境の自然的構成要素が劣化することによって人の健康若しくは生活環境に係る被害及び公害が生ずること並びに公共のために確保されることが不可欠な自然環境が保全されないことをいう。

(3) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(4) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに、市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(5) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

(6) 事業者 市内で事業活動を行うものをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で文化的な生活を営むことのできる健全で恵み豊かな環境を確保し、これを将来の世代に継承していくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、市内の様々な自然環境において、それぞれの地域特性に配慮し、人と自然が共生できることを目的として適切に行われなければならない。

3 環境の保全及び創造は、資源が有限であることを自覚し、適正な管理と循環的な利用を推進し、環境への負荷をできる限り減少することによって、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することのできる社会が構築されることを目的とし、すべてのものがそれぞれの役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。

4 地球環境保全は、地域の環境が地球全体の環境に深くかかわっていることをすべてのものが認識し、あらゆる事業活動及び日常生活において積極的に行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、環境の保全及び創造について、各種施策と調和を図りながら基本的かつ総合的な施策（以下「環境施策」という。）を推進しなければならない。

2 市は、施策を実施するに当たっては、環境の保全及び創造について配慮しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めるとともに、市が実施する環境施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、公害防止及び自然環境を適正に保全するために必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、事業活動に伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境施策に協力しなければならない。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

(平19条例20・章名追加)

(施策の基本方針)

第7条 市長は、環境施策を推進するに当たっては、次に掲げる事項を基本として、これを総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 市民の健康の保護に努めるとともに、生活環境及び自然環境を適正に保全するよう、環境の自然的構成要素を良好な状態に保持すること。
- (2) 生物の多様性の確保を図るとともに、森林、農地、水辺等における多様な自然環境を地域の自然的社会的条件に応じて適正に保全すること。
- (3) 人と自然との豊かな触れ合いを保つこと。
- (4) すぐれた自然と永い伝統に育まれた歴史とが調和した環境その他の人に潤いと安らぎをもたらす快適な環境を保全し、及び創造すること。
- (5) 廃棄物の減量、エネルギーの有効利用及び節減、資源の循環的な利用等を推進することにより、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築すること。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、北上市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 環境の保全及び創造に関する目標
 - (2) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の方向
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、市民及び事業者の意見を反映することができるよう

に必要な措置を講ずるとともに、北上市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(年次報告)

第9条 市長は、毎年、環境の状況、市が講じた環境施策の実施状況等を明らかにした報告書を作成し、

公表しなければならない。

(環境影響評価の推進)

第10条 土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、環境影響評価を行い、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、市長は、必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全上の支障を防止するための規制)

第11条 市長は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるものとする。

(環境の保全上の支障を防止するための誘導措置)

第12条 市長は、環境への負荷を生じさせる活動又はその原因となる活動を行う者がその活動に係る環境への負荷の低減を図るための施設の整備その他の適切な措置をとるよう誘導し、環境の保全上の支障を防止するため、必要かつ適正な助成その他の措置を講ずるものとする。

(環境保全協定の締結)

第13条 市長は、環境の保全上の支障を防止するため必要があると認めるときは、事業者と環境の保全に関する協定（以下「環境保全協定」という。）について協議し、その締結に努めなければならない。

2 事業者は、市長が環境保全協定の締結について協議を求めたときは、これに応じ、その締結に努めなければならない。

3 市長及び事業者は、地域コミュニティ団体から環境保全協定について要望があった場合は、市、地域コミュニティ団体及び事業者の3者で協議を行い、その要望に配慮しなければならない。

(平19条例20・追加)

(環境の保全に関する施設の整備等の推進)

第14条 市長は、環境の保全上の支障の防止を目的とする公共施設の整備を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市長は、環境への負荷の低減に有益な効果を有する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

3 市長は、自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(平19条例20・旧第13条繰下)

(快適な環境の保全及び創造)

第15条 市長は、自然環境及び歴史的環境の保全及び創造に関し必要な措置を講ずるとともに、自然との触れ合いの場の創出、緑化の推進、良好な景観の形成その他の人に潤いと安らぎをもたらす快適な環境の保全及び創造に関し必要な措置を講ずるものとする。

(平19条例20・旧第14条繰下)

(廃棄物の減量の推進等)

第16条 市長は、環境への負荷の低減を図るため、廃棄物の減量、エネルギーの有効利用及び節減、資源の循環的な利用等が推進されるように必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市長は、環境への負荷の低減に資する製品、原材料、役務等の利用が促進されるように必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(平19条例20・旧第15条繰下)

(環境美化に関する意識の向上)

第17条 市長は、公共の場所等の美観を損なう行為を防止するため、市民の環境美化に関する意識の向上を図るように努めるものとする。

(平19条例20・旧第16条繰下)

(環境教育及び学習の振興等)

第18条 市長は、市民及び事業者が環境の保全及び創造についての理解を深めることにより、これらの者が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動を促進するため、環境教育及び学習の振興、広報活動の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

(平19条例20・旧第17条繰下)

(民間団体等の自発的な活動を促進するための措置)

第19条 市長は、市民、事業者又はこれらのものの組織する民間の団体（以下「民間団体等」という。）が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

(平19条例20・旧第18条繰下)

(情報の収集及び提供)

第20条 市長は、環境の保全及び創造に関する情報の収集に努めるとともに、環境の保全及び創造に資するため必要な情報を市民、事業者及び民間団体等に適切に提供するように努めるものとする。

(平19条例20・旧第19条繰下)

(民間団体等の参加)

第21条 市長は、環境施策の推進に当たっては、市民、事業者及び民間団体等の参加に関し必要な措置を

講ずるように努めるものとする。

(平19条例20・旧第20条繰下)

(調査の実施)

第22条 市長は、環境の状況の把握その他の環境施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

(平19条例20・旧第21条繰下)

(監視等の体制の整備)

第23条 市長は、環境の状況を把握し、及び環境施策を適正に実施するために必要な監視、巡視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

(平19条例20・旧第22条繰下)

(国及び他の地方公共団体との協力)

第24条 市長は、広域的な取組を必要とする環境施策については、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

(平19条例20・旧第23条繰下)

(地球環境保全に関する国際協力)

第25条 市長は、国、他の地方公共団体、民間団体その他の関係機関と連携し、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

(平19条例20・旧第24条繰下)

第3章 環境審議会

(平19条例20・章名追加)

(環境審議会)

第26条 この条例によりその権限に属する事項及び市長の諮問に応じ環境の保全及び創造に関する基本事項を調査審議するため、北上市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(平19条例20・旧第25条繰下)

(組織)

第27条 審議会は、委員20人以内をもって組織し、委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 関係行政機関の職員
- (2) 公共的団体の関係者
- (3) 商工業関係者
- (4) 農業関係者
- (5) 教育関係者

(6) 知識経験者

(7) その他市長が必要と認める者

(平13条例19・一部改正、平19条例20・旧第26条繰下・一部改正)

(任期)

第28条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平19条例20・旧第27条繰下)

(会長)

第29条 審議会に会長を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(平19条例20・旧第28条繰下)

(会議)

第30条 審議会は、市長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(平19条例20・旧第29条繰下)

(庶務)

第31条 審議会の庶務は、生活環境部において処理する。

(平12条例22・一部改正、平19条例20・旧第30条繰下・一部改正)

(委任)

第32条 第25条から前条までに定めるものほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(平19条例20・旧第31条繰下)

附 則

1 この条例は、平成12年1月1日から施行する。

2 北上市環境審議会条例（平成6年北上市条例第17号）は、廃止する。

附 則（平成12年条例第22号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年条例第19号）抄

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成19年条例第20号）

この条例は、平成19年10月1日から施行する。